# R8営繕　阿波西高等学校　阿波・阿波　南校舎棟トイレ改修工事建築

| 通し番号 | 図　番 | 図面名称 | 通し番号 | 図　番 | 図面名称 | 通し番号 | 図　番 | 図面名称 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 01 | A-00 | 表紙・図面目録 | 21 | A-13 | 矩計図-2 | 40 | 電特-01, 02 | 電気設備工事特記仕様書(1), (2) |
| 02 | 共-01, 02 | 営繕工事共通仕様書(1), (2) | 22 | A-14 | 改修前後　玄関側トイレ廻り　平面詳細図 | 41 | E-01 | 照明器具参考姿図 |
| 03 | 共-03, 04 | 営繕工事共通仕様書(3), (4) | 23 | A-15 | 改修前　玄関側トイレ廻り　展開図 | 42 | E-02 | 改修前　1階平面図 |
| 04 | 共-05, 06 | 営繕工事共通仕様書(5), (6) | 24 | A-16 | 改修後　玄関側トイレ廻り　展開図 | 43 | E-03 | 改修前　2階平面図 |
| 05 | 改特-01, 02 | 建築改修工事特記仕様書(1), (2) | 25 | A-17 | 改修前後　職員トイレ　平面詳細図 | 44 | E-04 | 改修前　3階平面図 |
| 06 | 改特-03, 04 | 建築改修工事特記仕様書(3), (4) | 26 | A-18 | 改修前　職員トイレ　展開図 | 45 | E-05 | 改修前　4階平面図 |
| 07 | 改特-05, 06 | 建築改修工事特記仕様書(5), (6) | 27 | A-19 | 改修後　職員トイレ　展開図 | 46 | E-06 | 改修後　1階玄関側トイレ電気設備図 |
| 08 | 改特-07, 08 | 建築改修工事特記仕様書(7), (8) | 28 | A-20 | 改修前後　1階中央トイレ　平面詳細図 | 47 | E-07 | 改修後　2階職員トイレ電気設備図 |
| 09 | A-01 | 全体配置図　付近案内図 | 29 | A-21 | 改修前　1階中央トイレ　展開図 | 48 | E-08 | 改修後　1階中央トイレ電気設備図 |
| 10 | A-02 | 校舎廻り配置図(仮設計画図) | 30 | A-22 | 改修後　1階中央トイレ　展開図 | 49 | E-09 | 改修後　2階中央トイレ電気設備図 |
| 11 | A-03 | 内部仕上表 | 31 | A-23 | 改修前後　2～4階中央トイレ　平面詳細図 | 50 | E-10 | 改修後　3階中央トイレ電気設備図 |
| 12 | A-04 | 1階平面図 | 32 | A-24 | 改修前　2～4階中央トイレ　展開図 | 51 | E-11 | 改修後　4階中央トイレ電気設備図 |
| 13 | A-05 | 2階平面図 | 33 | A-25 | 改修後　2～4階中央トイレ　展開図 | 52 | 機特-01, 02 | 機械設備工事特記仕様書(1), (2) |
| 14 | A-06 | 3階平面図 | 34 | A-26 | 建具表-1 | 53 | C-01 | 1階　換気設備改修図 |
| 15 | A-07 | 4階平面図 | 35 | A-27 | 建具表-2 | 54 | C-02 | 2階　換気設備改修図 |
| 16 | A-08 | 1階天井伏図 | 36 | A-28 | 各部詳細図-1 | 55 | C-03 | 3階　換気設備改修図 |
| 17 | A-09 | 2階天井伏図 | 37 | A-29 | 各部詳細図-2 | 56 | C-04 | 4階　換気設備改修図 |
| 18 | A-10 | 3階天井伏図 | 38 | A-30 | 支障物件確認図 | 57 | C-05 | 中央トイレ換気詳細図 |
| 19 | A-11 | 4階天井伏図 | 39 | A-31 | 概略工程表 | | | |
| 20 | A-12 | 矩計図-1 | | | | | | |

| 課　長 | 副課長 | 課長補佐 | 主査兼係長 | 係　長 | 課　員 | 担　当 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 徳島県県土整備部営繕課 | 工事名 | R8営繕　阿波西高等学校　阿波・阿波<br>南校舎棟トイレ改修工事建築 | 図面番号 | A-00 |
| 設計 R8.10.09 / 竣工 － | 図面名 | 表紙・図面目録 | 縮尺 | |

株式会社 野田木内一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL　0884-77-2039　FAX　0884-77-2045
一級建築士事務所登録　第31063号
一級建築士登録　第149503号　野田　史

# 営繕工事共通仕様書

## Ⅰ．工事概要

1.　工事名称

R8営繕　阿波西高等学校　阿波・阿波　南校舎棟トイレ改修工事建築

2.　工事場所

阿波市阿波町下喜来南

3.　建物概要

| | |
|---|---|
| 建物名称 | 阿波西高等学校 |
| 構造・規模 | 南棟　RC造　4階　一部PH階 |
| 敷地面積 | 29,300（m2） |
| 延床面積 | 3,428m2 |
| 消防法施行例別表第1の区分 | 7項　高等学校 |

4.　工事種目

| 種目 | 工事概要 |
|---|---|
| 建築一式工事 | トイレ改修工事（1階玄関側トイレ、2階職員トイレ、1～4階中央トイレ） |
| 受変電設備 | 及び付帯改修工事 |
| | |
| | |
| | |
| | |

5.　猛暑を考慮した工期

猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

①　作業不能日数：　　17 日間

②　観測地点：環境省が公表する四国地方_徳島_　　穴吹　　地点

③　気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する四国地方_徳島_　　穴吹　　地点における WBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が①の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

④　作業不能日数の計算は「営繕工事における猛暑および熱中症対策に係る試行要領（案）」による。

6.　その他

①　本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について（令和4.12.9建設第686号）に基づく特例措置の対象工事である。

②　本工事は、下請次数を制限する試行工事である。

・受注者は、下請次数が4次以上となる場合には、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しの提出に併せて理由書（様式第1号）を発注者に提出するものとする。

・受注者は、下請次数が4次以上となり、発注者からヒアリング等を求められた場合は、これに応じなければならない。

## Ⅱ．営繕工事共通仕様書

1.　適用基準

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。

| | |
|---|---|
| ・　公共建築工事標準仕様書（建築工事編） | 令和7年版（以下「標仕」という。） |
| ・　公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） | 令和7年版 |
| ・　公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） | 令和7年版 |
| ・　公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） | 令和7年版（以下「改標仕」という。） |
| ・　公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） | 令和7年版 |
| ・　公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） | 令和7年版 |
| ・　木造建築工事標準仕様書 | 令和7年版 |
| ・　建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）・同解説 | 令和5年版 |
| ・　建築工事標準詳細図 | 令和4年版（以下「標準図」という。） |
| ・　公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） | 令和7年版 |
| ・　公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） | 令和7年版 |
| ・　敷地調査共通仕様書 | 令和4年版 |

また、次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。

| | |
|---|---|
| ・　建築工事監理指針 | 令和7年版（以下「監理指針」という。） |
| ・　建築改修工事監理指針 | 令和7年版 |
| ・　電気設備工事監理指針 | 令和7年版 |
| ・　機械設備工事監理指針 | 令和7年版 |

2.　優先順位

設計図書の優先順位は、次の順とする。

①　質問回答書（②から⑤に対するもの）

②　補足説明書

③　特記仕様書（営繕工事共通仕様書を含む）

④　図面

⑤　公共建築工事標準仕様書等

3.　工事実績データの登録

①　受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。

受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

・登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

・しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

・訂正時は、適宜とする。

なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

②　受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。

なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

4.　工程表

受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。





5.　工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日）をいう。

6.　施工計画書等

①　施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員の承諾を受けること。

②　上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。

③　施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。

7.　下請負人の選定

①　受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。

②　受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。）

③　受注者は、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

8.　施工体制台帳及び施工体系図

①　施工体制台帳の作成

受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。

②　施工体系図の作成及び掲示

受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施 工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

③　警備業者の記載

受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

④　運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

⑤　施工体制台帳及び施工体系図の提出

受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。

⑥　再下請負通知書を提出する旨の書面の掲示

受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

9.　電気保安技術者等

①　電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。

・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。

・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。

②　工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

10.　施工中の安全確保

①　工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。

②　工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。

③　工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと

④　工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建経発第3号、平成14年5月30日改正）その他関係法令に従い適切に処理すること。

⑤　受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。

⑥　地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。

⑦　受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。

⑧　受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。

⑨　受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。

⑩　受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。

⑪　受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。

⑫　休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。

⑬　受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。

⑭　受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

⑮　仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

⑯　上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。

⑰　受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。

⑱　作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。

⑲　既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。

⑳　事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。

㉑　給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。

㉒　受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

11.　撤去時の資機材残置の防止

足場撤去の際は、工事箇所周辺に資機材が残っていないか点検したうえで、撤去を行うこと。

12．交通安全管理

① 輸送災害の防止

受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。

② 過積載による違法運行の防止

受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。

・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと
・さし枠装備車、不表示車は使用しないこと
・過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと
・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある

13．発生材の処理等

① 発生材の処理等は、次により適正に行う。

1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。
2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。
3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。
4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。
5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。
6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。

② アスベスト

1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。

既存の分析調査結果の貸与　（　あり　・　[なし]　）

2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び関係法令により行うこと。

・事前調査は、次の者が行うこと。
（1）建築物：建築物石綿含有建材調査者（特定、一般）又はこれと同等の能力を有する者（※）
※同等の能力を有する者とは、（一社）日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたものをいう。
・発注者の指示により、分析によるアスベスト調査を行う場合の費用については、監督員との協議による。
その場合の分析方法は、JIS A 1481−1によること。
・結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。
・調査結果は3年間保存すること。
・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。

3) 表示、掲示は次のとおり行うこと。
・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。
・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。
・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。
・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。

③ 建設リサイクル法通知済証の掲示

受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

④ 資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。

1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第9条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターのコブリス・プラスにより再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。
2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第8条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、コブリス・プラスにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。
3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。
4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。
5) 受注者は、工事完了後速やかにコブリス・プラスにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。
6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。
7) 受注者は、コブリス・プラスの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

⑤ 受領書の交付

受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

⑥ 再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

⑦ 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載 がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

⑧ 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。

また、その受領書の写しを工事完成後5年間保存しなければならない。

⑨ 建設発生土の最終搬出先の記録・保存

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画書に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を記録した書面を作成し、保存すること。さらに、他の搬出先へ搬出されたときも同様である。

ただし、以下の(1)〜(3)に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。





（1）国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの）
（2）他の建設現場で利用する場合
（3）ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード

14．材料・製品等

① 本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。

② 受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。

③ 県産木材の原則使用

1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。
（a） 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材
（b） (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材

3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証 証明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。

5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難い場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。

④ 製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月 1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

⑤ 標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。

⑥ 県内産資材の原則使用

1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

県内産資材（次のいずれかに該当するもの）
・材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品
・徳島県内の工場で加工、製造された製品
（注）・部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品（二次製品）であれば県内産資材として取り扱う。
・県内企業が県外に立地した工場（自社工場）で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。
・公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。

⑦ 県内企業調達建材等の優先使用

受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等（以下、「県内企業調達建材等」という。）を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。

なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。

⑧ 県内産再生砕石の原則使用

受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。

⑨ アスファルト舗装の材料

受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。

⑩ 認定リサイクル製品の使用

受注者は、「徳島県リサイクル認定制度」に基づく徳島県認定リサイクル製品の使用を積極的に推進するものとする。

徳島県認定リサイクル製品を使用した場合、受注者は工事完了までに「徳島県認定リサイクル製品等使用実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。

15．化学物質を発散する建築材料等

本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の①から⑤を満たすものとする。

① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

② 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

③ 接着剤は、フタル酸ジーｎ−ブチル及びフタル酸ジー2−エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

④ 塗料（塗り床を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

⑤ ①、③及び④の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

16．施工

① 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。

② 工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。

③ 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。

④ 施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。

⑤ 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。

⑥ 設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。

⑦ 試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。

17．建設機械等

① 排出ガス対策型建設機械

受注者は、工事の施工にあたり次表に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正 平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環1第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

ただし、排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。

| 機　　種 | 備　　考 |
|---|---|
| ・バックホウ<br>・ホイルローダ<br>・ブルドーザ<br>・発動発電機（可搬式）<br>・空気圧縮機（可搬式）<br>・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ<br>・ラフテレーンクレーン | ・油圧ユニット（次に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） | ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。<br>ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。 |

② 低騒音・低振動型建設機械
受注者は、工事の施工にあたり次表に示す建設機械を使用する場合は、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。

なお、騒音振動対策は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）に従って実施するとともに、騒音規制法、徳島県生活環境保全条例等の関係法令を遵守しなければならない。

| 機　　種 | | |
|---|---|---|
| ・ブルドーザー | ・さく岩機（コンクリートブレーカー） | ・クローラークレーン、トラッククレーン、ホイールクレーン |
| ・バックホウ（※） | ・ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー | ・油圧式杭抜き機、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機 |
| ・ドラグライン、クラムシェル | ・コンクリートポンプ（車） | |
| ・トラクターショベル | ・コンクリート圧砕機 | |
| ・バイブロハンマー（※） | ・アスファルトフィニッシャー | （※）印の機械は低振動基準有 |
| ・アースオーガー | ・コンクリートカッター | |
| ・オイルケーシング掘削機 | ・空気圧縮機 | |
| ・アースドリル | ・発動発電機 | |

③ 特定自主検査
本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。

④ 不正軽油の使用禁止
受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和 25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。
また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

18. 遠隔臨場の試行
① 受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。

② 受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。

19. 工事看板等
① 工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。
② 受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了までに「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。
③ 受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。

・区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事
・当初請負金額が200万円未満の工事

20. 仮設トイレ
受注者は仮設トイレを設置する場合、「建設現場における仮設トイレの運用指針（案）」に基づき、次のとおりとしなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。
① 当初請負対象金額（設計金額）1千万円未満の工事
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（洋式トイレ）」を設置しなければならない。
② 当初請負対象金額（設計金額）1千万円以上3千万円未満の工事
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。
③ 当初請負対象金額（設計金額）3千万円以上の工事
原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。
受注者は、「仮設トイレ」を設置するまでに、工事打合せ簿により、「仮設トイレ」の設置基数について、監督員と協議しなければならない。
また、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。
（注）洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。
（注）快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

21. 設計変更箇所確認
設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。

22. 工事検査及び技術検査
① 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。

| 当初請負対象額 | 一般入札工事 | 低入札工事 |
|---|---|---|
| 3千万円未満 | ー | 1回 |
| 3千万円以上5千万円未満 | ー | 2回 |
| 5千万円以上1億円未満 | 1回 | 2回 |
| 1億円以上 | 2回 | 3回 |

（注）低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。
（注）一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。
② 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、締結後速やかに監督員と協議すること。
③ 中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。
④ 基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間を実施する。
⑤ 外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施にて監督員と協議すること。

23. 完成図等
① 電子納品： 対象





② 受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」とすること。

③ 提出書類
・竣工図（製本3部、電子データ2部）（サイズ：監督員の指示による）
・工事写真（電子データ2部）
・使用材料一覧表（竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部）
・保全に関する資料
・その他監督員が指示する図書（必要部数）
④ しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及リジナル形式をCD-R等に保存する。

⑤ 工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部出来形が写真で的確に確認できること。
⑥ 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。
⑦ 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。
⑧ 既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。

24. デジタル工事写真の小黒板情報電子化
受注者は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について」に基づき、実施することができる。

25. 火災保険
本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条）
① 対象物
工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。
② 付保除外工事
次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。
・杭及び基礎工事　・コンクリート躯体工事　・屋外付帯工事　・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）
③ 付保する時期及び金額
鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。
④ 保険終期
工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。
⑤ その他
・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。
・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

26. 公共事業労務費調査
① 当初請負対象金額（設計金額）が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
② 調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
③ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
④ 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

27. 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除
① 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（②に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。
② 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けしなければならない。
③ 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
④ 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合 は、「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。
⑤ 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
⑥ 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

28 事故報告書
受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

29 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更
① 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要となる経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。
② 調達検討資材は、次の資材を想定している。これにより難い場合は、監督員等と協議するものとする。

| 資材名 | 仕様・規格 |
|---|---|
| シーリング | 変成シリコーン |
| 塗料 | SOP塗、DP塗、EP塗、EP-G塗 |

③ 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督員等と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
(1)調達検討資材の代替資材を調達した場合
(2)調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
(3)調達検討資材を調達した場合(ただし別途調達経費を含む)
④ 受注者は、別途調達経費に係る証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

# Ⅲ．建築改修工事特記仕様書
# 1章　　改修一般共通事項

1.　施工条件

施工条件は次による。

① 工程については，施設管理者と協議の上決定すること。
② 施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。ただし施設管理者と協議の上、了解が得られた場合は、この限りではない。また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。
③ 工事車両等の配置及び経路は、日・時により制限があるので、事前に打合せをするものとする。
④ その他の詳細な施工条件については，実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上で決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。

2.　重要備品等

① 工事に影響のある範囲内の重要備品等（　　有　・　[無]　）
　備品等名称　　：
　保管場所　　：
　注意事項　　：
② 工事範囲（仮設工事の範囲を含む。）について、防災無線システムを構成する備品（屋上のアンテナ等）の有無を図面及び現地で確認し、当該備品がある場合は、養生や移設の方法等について監督員と協議すること。

3.　施工調査

調査期間

本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。

調査期間は　　2　　週間とする。切り回し時期については、監督員と協議すること。

4.　交通誘導警備員

交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に　　45　日間配置すること。

① 本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が
　（　　義務付けられている　・　[義務付けられていない]　）
② 警備員は、延　　45　人　（昼　　45　人、夜　　0　人：うち検定合格警備員　　0　人）を見込んでいる。
③ 警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
④ 配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。
⑤ 受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）も同様の義務を負う旨を定めなければならない。
⑥ 受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

5.　産業廃棄物の処理

発生材の処理等は、標仕により適切に処理する。

産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。

| 種類 | 処分許可業者の会社名<br>（処分区分） | 優良 | 所在地<br>処分地 | 運搬距離<br>（km） | 処分費<br>（税抜、円） | 単位 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| コンクリート<br>（無筋） | （株）山興建設<br>阿波リサイクル工場（中間処分） | ○ | 阿波市市場町上喜来字南久保650-1<br>阿波市阿波町下喜来137-1 | 1.6 | 1,200 | t |
| コンクリート<br>（有筋） | （株）山興建設<br>阿波リサイクル工場（中間処分） | ○ | 阿波市市場町上喜来字南久保650-1<br>阿波市阿波町下喜来137-1 | 1.6 | 1,700 | t |
| アスファルト | （株）山興建設<br>阿波リサイクル工場（中間処分） | ○ | 阿波市市場町上喜来字南久保650-1<br>阿波市阿波町下喜来137-1 | 1.6 | 1,100 | t |
| 金属（処分） | （株）サンパイ | | 徳島市佐古四番町13-17<br>板野郡藍住町東中富字西向江傍示1-1 | 20.4 | 0 | t |
| ガラス | 津崎興産（有） | ○ | 名西郡石井町藍畑字西覚円941 | 17.5 | 10,000 | t |
| 木材 | （有）香美興業 | | 阿波市市場町香美字西野神110-1<br>阿波市市場町香美字西原259-1 | 2.6 | 17,000 | t |
| 廃プラ | （有）ケイコーポレーション | | 美馬市穴吹町口山字中野宮595-1<br>美馬市穴吹町口山字中野宮177-1 | 15.7 | 20,000 | t |
| 石膏ボード | （有）山一建設 | | 阿波市市場町香美字西原284-1 | 2.4 | 15,000 | t |
| サッシ　スチール | （有）荒木商店 | ○ | 徳島市渋野町楠本野旗9番地<br>徳島市方上町鶴島22-1,23-1 | 35.4 | -40,000 | t |
| サッシ　アルミ | （有）荒木商店 | ○ | 徳島市渋野町楠本野旗9番地<br>徳島市方上町鶴島22-1,23-1 | 35.4 | -300,000 | t |
| アスベスト含有成形板等 | （株）明和ｸﾘｰﾝ | | 三好市山城町寺野字大休場956 | 60.5 | 36,000 | m3 |
| 廃石綿等 | （株）明和ｸﾘｰﾝ | | 三好市山城町寺野字大休場956 | 60.5 | 60,000 | m3 |

（注）表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者であることを示す。

・ 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、 処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。
・ 上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者（以下、「優良産廃処分業者」という。）に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。
・ コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。
・ 木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。

6.　有価材の処理

① 有価材　（　　鉄骨・軽量鉄骨　・　　アルミサッシ　　・　[スチールサッシ]　）
② 古物商で適切に処理すること。

7.　他工事との取り合い

図面に記載されていない他工事との工事区分は別表「工事区分表（参考）」による。





8.　技能士の適用

① 技能士の適用については、次の技能検定作業（以下、「作業」という。）のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。
② 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。
③ 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
④ 技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。
⑤ 指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

○印・・・・適用作業

| 工事種目 | 技能検定職種 | 技　能　検　定　作　業 |
|---|---|---|
| 仮設 | とび | ・　とび作業 |
| 鉄筋 | 鉄筋施工 | ・　鉄筋組立て作業 |
| コンクリート | コンクリート圧送施工 | ・　コンクリート圧送工事作業 |
| 型枠 | 型枠施工 | ・　型枠工事作業 |
| 鉄骨 | 鉄工 | ・　構造物鉄工作業 |
| 防水 | 防水施工 | ・　アスファルト防水工事作業<br>・　ウレタンゴム系塗膜防水工事作業<br>・　アクリルゴム系塗膜防水工事作業<br>・　合成ゴム系シート防水工事作業<br>・　塩化ビニル系シート防水工事作業<br>・　セメント系防水工事作業<br>・　シーリング防水工事作業<br>・　改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄﾄｰﾁ工法防水工事作業<br>・　改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ常温粘着工法防水工事作業<br>・　FRP防水工事作業 |
| タイル | タイル張り | ・　タイル張り作業 |
| 木 | 建築大工 | ・　大工工事作業 |
| 屋根及びとい | 建築板金 | ・　内外装板金作業 |
| | かわらぶき | ・　かわらぶき作業 |
| 金属 | 建築板金 | ・　内外装板金作業 |
| 左官 | 左官 | ・　左官作業 |
| 建具 | 建具製作 | ・　木製建具手加工作業<br>・　木製建具機械加工作業 |
| | サッシ施工 | ・　ビル用サッシ施工作業 |
| | ガラス施工 | ・　ガラス工事作業 |
| 塗装 | 塗装 | ・　建築塗装作業 |
| 内装 | 内装仕上げ施工 | ・　プラスチック系床仕上げ工事作業<br>・　カーペット系床仕上げ工事作業<br>・　鋼製下地工事作業<br>○　ボード仕上げ工事作業<br>・　カーテン工事作業<br>・　木質系床仕上げ工事作業 |
| | 表装 | ・　表具作業　　・　壁装作業 |
| 配管 | 配管 | ・　建築配管作業 |
| 植栽 | 造園 | ・　造園工事作業 |
| 機械設備 | 冷凍空気調和機器施工 | ・　冷凍空気調和機器施工作業 |

# 2章　　改修仮設工事

1.　敷地の状況確認

着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告すること。

2.　ベンチマーク

設計FLは,改修箇所の最寄りの床面を基準とする. ただし, 監督員の指示により決定する。

3.　足場等

① 仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準（以下「規格等」という。）に適合するものを使用すること。
　1）労働安全衛生法に基づく構造規格
　2）（一社）仮設工業会の認定基準
　また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく（一社）仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。
② 労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が 60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。
　届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。
　届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。
③ 労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場ﾁｪｯｸﾘｽﾄを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。

④ 外部足場（図示の通り）
・ 壁つなぎ間隔（水平方向:  8m以下、鉛直方向:  9m以下）
・ 足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法等に関するガイドライン」（改標仕2.2.1）の別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の2の（1）手すり据置き方式 により行うこと。ただし監督員の承諾を得た場合は、（2）手すり先行専用足場方式により行うことができる。
⑤ 内部足場（種類：脚立足場）
⑥ 仮囲い（図示の通り　ﾌｪﾝｽﾊﾞﾘｹｰﾄﾞ　H=1.8m）
⑦ ゲート（　[有]　・　無　）（図示の通り）　キャスターゲートW3.0m　H1.8m
⑧ 材料、撤去材等の運搬方法は、（　　A種　・　B種　・　C種　・　[D種]　・　E種　）　※既存階段による。
⑨ 足場等の設置業者は、関連工事等の関係者に無償で使用させること。また安全管理も実施すること。
⑩ 足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。
⑪ 受注者は、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり 袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。

⑫ 石綿含有仕上塗材が施工された外壁に対する足場繋ぎ用アンカーの下穴穿孔作業については、「石綿等の切断等の作業」及び「石綿取り扱い作業」に該当するため、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第 21号）を遵守し作業を行うこと。

4.　養生
① 既存部分の養生範囲は図示による。（養生方法：　ビニルシート、合板等　）
② 既存部分の家具等の養生範囲は図示による。（養生方法：　ビニルシート、合板等　）
③ 仮間仕切りは、（　　A種　・　[B種]　・　C種　）とし、設置箇所（仮設扉を含む。）は図示による。

5.　監督員事務所
① 監督員事務所は（　　設ける　（面積　　○　　m2程度）・　[設けない]　）

6.　工事用用水、電力等
① 既存電力利用（　[出来る]　・　出来ない　）、電力料金（　[有償]　・　無償　）ただし、施設管理者と協議すること。
② 既存用水利用（　[出来る]　・　出来ない　）、電力料金（　[有償]　・　無償　）ただし、施設管理者と協議すること。

7.　工事車両用駐車場資材置場・現場事務所用地等
① 同用地は、（　[図示の場所に]　・　用意していないので業者にて　）設けること。ただし、施設管理者と協議すること。
② 借地借家料　　円

## 3章　　防水改修工事

1.　一般事項
① 保護層、防水層等を撤去した結果、下地等の状況により、設計図書に定められた施工方法によることが不適当な場合は監督員と協議すること。

2.　シーリング
① シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。
② プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。
③ 監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。
④ シーリング面への仕上塗材仕上げ等を（　[行う]　・　行わない　）。
⑤ 外部に面するシーリング材は、施工に先立ち（　[簡易接着性試験]　・　引張接着性試験　）を行う。
ただし、同じ材料の組合せで実施した試験成績書がある場合は、監督員の承諾を受けて、試験を省略することができる。
⑥ 種類及び施工箇所

| 記　号 | 材　質 | 既　存 | 施工箇所 | 改修工法 | 目地寸法 | 接着性試験 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| SR-1 | 1成分シリコーン系 | 有 | ｻｯｼ廻りｶﾞﾗｽ留め | ｶﾞﾗｽ等改修箇所打替え | 5x5 | |
| SR-2 | 2成分シリコーン系 | | | | | |
| PS-2 | ポリサルファイド系 | | | | | |
| MS-2 | 変成シリコーン | 無 | 開口取合い、内部取合い | | 15x10、10x10 | 簡易接着性試験 |
| PU-2 | ポリウレタン系 | | | | | |

## 4章　　建具改修工事

1.　一般事項
① 外部に面する建具は、建築基準法施行令及び「屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の基準（昭和46年建設省告示第109号）」に基づき、安全性を確認すること。
② 建具の耐風圧性、気密性、水密性等については、性能を有することを証明する書類を提出し、監督員の承諾をうけること。
③ 外部に面する建具の作業工程は、原則として、方立等の撤去、建具枠の取付け及びガラスのはめ込みまでを1日の作業とする。
④ 施工に先立ち、改修範囲を確認し、設計図書との相違等が有れば、監督員と協議すること。
⑤ 防犯建物部品の適用は、建具表による。
⑥ 防火戸の指定は建具表による。
⑦ 建具見本の製作及び特殊な建具の仮組は、建具表による。

2.　改修工法等

| 区　分 | かぶせ工法 | 撤去工法 |
|---|---|---|
| 撤去の範囲 | | 図示 |
| 既製建具の種類 | | 鋼製、木製 |
| 新設建具の種類 | | 鋼製、木製 |
| 開口の開け方 | | 図示 |
| 建具周囲の補修工法及び範囲 | | 図示 |
| シーリングの種類 | | MS-2 |
| サッシアンカー | | 図示 |
| 養生範囲 | | |

3.　鋼製建具

| 種別 | 使用箇所 | 耐風圧性 | 気密性 | 水密性 | 面内変形追随性 | 遮音性 | 断熱性 | 塗装 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 片開き戸 | 1～4階　中央ﾄｲﾚ | | | | | | | 図示による | 防火設備 |

① 防火戸の指定及び鋼板類の厚さは、建具表による。
② 製造所：評価名簿による。
③ 標準型鋼製建具は、改標仕5.4.6により寸法及び金物を標準化したものとし、形式及び寸法は建具表による。

4.　鋼製軽量建具

| 種別 | 使用箇所 | 気密性 | 面内変形追随性 | 遮音性 | 断熱性 | 鋼板の種類 | 心材 | 充填材 | 塗装 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 自閉式上吊り引戸 | 1階　玄関側ﾄｲﾚ | | | | | | | | 図示による | |
| 片開き戸 | 1階中央ﾄｲﾚ、2階職員ﾄｲﾚ | | | | | | | | 図示による | |

① 防火戸の指定及び鋼板類の厚さは、建具表による。
② 製造所：評価名簿による。
③ 標準型鋼製軽量建具は、改標仕5.5.6により寸法及び金物を標準化したものとし、形式及び寸法は建具表による。





5.　木製建具
① 建具材の含水率の種別は、　（　A　・　[B]　）種とする。
② 見込み寸法は、　（　　図示　　）mmとする。
③ フラッシュ戸の表面材の種類　（　普通合板　・　天然木化粧合板　・　[特殊加工化粧合板]　・　MDF　）。
MDFを使用する場合の品質　（　　）。
④ フラッシュ戸の表面材の品質について、ホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆のフラッシュ戸を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。
その他は、改標仕5.7.2(2)による。
⑤ 表面板の厚さは、　（　2.5　）mmとする。
⑨ 枠及びくつずりの材料は、　（　　図示　　）とする。
⑩ 建物内部の木製建具に使用するホルムアルデヒド水溶液を用いた造作用、壁紙施工用及び建具用でん粉系接着剤のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。
ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆のでん粉系接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

6.　建具用金物
① 金物の種類及び見え掛り部の材質は、改標仕表5.8.1による。
② 既製又はこれに準ずる建具の建具金物は、建具製作所の仕様による。
③ 金属製建具に使用する丁番は改標仕表5.8.2による。
④ 樹脂製建具に使用する丁番は、改標仕表5.8.3による。
⑤ 木製建具に使用する丁番は改標仕表5.8.4による。
⑥ 木製建具に使用する戸車及びレールは改標仕表5.8.5による。
⑦ 握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置は図示による。

7.　ガラス
① 板ガラス

| 種　　類 | 品　　種 | 厚　さ | 備　　考 |
|---|---|---|---|
| 型板ガラス | JIS R 3203 | 4 | |
| フロートガラス | JIS R 3202 | 3 | |

③ ガラス留め材の種類

| 建具の種類 | 材　　種 | ガラス溝の大きさ |
|---|---|---|
| 鋼　　製 | | 建具製造所の仕様による |
| アルミニウム製 | SR-1　1成分シリコーン系 | |

## 5章　　内装改修工事

1.　一般事項
① 工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。
② 各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。

2.　撤去並びに下地補修
各改修工事の仕様は、仕様・仕上げ表による。
① 床改修
既設床仕上げの除去　改標仕6.2.2(1)参照

| 種　類 | 撤去工法 | 撤去範囲 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| ビニール床シート | 改標仕6.2.2(1)(ｱ)による | 全面・一部(図示) | |
| 床タイル | 改標仕6.2.2(1)(ｴ) | 同　上 | |
| 床組 | 改標仕6.2.2(1)(ｵ) | 同　上 | |

ｺﾝｸﾘｰﾄ又はモルタル面の下地処理　改標仕6.2.2(2)参照

| 下地の状況 | 下地処理方法 | 備　考　欄 |
|---|---|---|
| 凹凸部処理 | サンダー掛け<br>ポリマーセメントモルタル<br>エポキシ樹脂モルタル | |
| 欠損部<br>下地モルタル撤去部 | モルタルで補修し乾燥後デッキブラシ等で清掃 | 塗厚さ及び下地の風化状況により、<br>モルタル補修が困難な場合は、<br>カチオン系樹脂モルタル及びノロ等の補修 |

・ 改修後の床の清掃範囲は図示する。

② 壁改修
・ ｺﾝｸﾘｰﾄ間仕切り壁　改標仕6.3.2(1)参照
・ 間仕切壁撤去に伴う構造体の補修
モルタル塗り　※施工場所は図示による。
塗り厚25mm超の場合の補修を　（　行う　・　[行わない]　）　ただし塗り厚25mm超の場合の補修をがあれば、監督員と協議すること。

| 機械等の区分 | 既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容 |
|---|---|
| ダイヤモンドカッター使用 | 図示による |
| ハンドブレーカー使用 | 図示による |

・ 木製及び軽量鉄骨間仕切り壁　改標仕6.3.2(2)、(3)及び(4)参照

| 撤　去　区　分 | 既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容 |
|---|---|
| 壁下地を含む全面 | 図示による |
| ボード面まで | |
| ボード面を残し仕上げのみ | |

③ 天井改修 改標仕6.4.2参照

| 撤　去　区　分 | 既存壁取合の補修範囲及び内容 |
|---|---|
| 天井下地を含む全面 | 新設の照明器具による開口のために、野縁又は野縁受を切断する場合は同材で補強し、ボード等の切込みを行うこと。 |
| ボード面まで | |
| ボード面を残し仕上げのみ | |

・ 既存天井塗装仕上げ面を塗替を行う。

④ モルタル塗り仕上げ内壁改修

・ 施工数量は、次の調査により監督員が承諾し確定した数量に基づき設計変更を行う。(設計変更単価は、県単価で行う)
・ 内壁調査の対象はトイレ内部とし、撤去工事前に亀裂・浮き等の施工数量調査を行う。
・ 調査に先立ち、調査内容及び方法等の計画書を作成し監督員の承諾を得ること。また、調査方法等で専門知識が必要な場合は、各工法・材料の専門技術者(製造所等)に依頼すること。

・ モルタル塗り仕上げ内壁

| 工　法 | ひび割れ部 | 欠　損　部 | 浮　き　部 |
|---|---|---|---|
| 樹脂注入工法<br>(0.5mm～1.0mm以下) | 工法：　自動式低圧ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法<br>注入量：　25　ml/本<br>注入間隔：　200～300 mm<br>エポキシ樹脂：　製造所の仕様とする | | |
| Uカットシール材充填工法<br>(1.0mm超) | 材料：　ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ<br>シーリング材：　PU-2ﾎﾟﾘｳﾚﾀﾝ系ｼｰﾘﾝｸﾞ | | |
| 充填工法<br>(浅い欠損部 0.25m2未満) | | 材料：ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ | |
| モルタル塗替工法<br>(浮き部) | | 材料：　ﾓﾙﾀﾙ<br>塗厚：　25mm<br>塗厚による補強の有無：　無<br>仕上げ種類：　金ｺﾞﾃ | 材料：　ﾓﾙﾀﾙ<br>塗厚：　25mm<br>塗厚による補強の有無：　無<br>仕上げ種類：　金ｺﾞﾃ |

・ ポリマーセメントモルタルの製造所：評価名簿による。

3.　木工事

① 木材、合板等は、品質、含水率、出荷量等を記録した出荷証明書を監督員に提出する。
含水率は　（　A　・　B　）　種とする。

② 木材の品質
保存処理木材は、日本農林規格に規定する保存処理の性能区分のうち、K2からK4までの保存処理(JIS K 1570)(木材保存剤)に規定する木材保存剤(ただし、クレオソート油は有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和48年法律第112号)に適合したものとする。)、これと同等の薬剤を用いたK2からK4までの薬剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。)が施されているもの又は認証木材建材(AQマーク表示)として認定された保存処理材を使用するものとする。

4.　製材

① JAS 1083(製材)に基づく製材

| | 施工箇所 | 樹種 | 寸法 | 材料の等級 | 形状 | 含水率 | 保存処理 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 下地材 | 際根太 | 桧 | 図示 | 一等 | 図示 | B種 | | 県産材 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

5.　合板等

① ホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。
ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の普通合板等を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

③ 構造用合板

| 施工箇所 | 品名 | 厚さ(mm) | 等級 | 単板の樹種名 | 接着の程度 | 板面の品質 | 保存処理 | 有効断面係数比 | 防虫処理 | 強度等級 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 床下地 | | 12 | 2級 | 針葉樹 | 1類 | B-C | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

6.　接合具等

① 下地材及び造作材の釘は、JIS A 5508の規格品とする。
② 木ねじはJIS B 1112(十字穴付き木ねじ)又はJIS B 1135の規格品とする。
③ かすがい、座金、箱金物、短ざく金物等は図示により、図示のもの以外は改標仕によるが、補助として、日本建築学会建築工事標準仕様書を適用する。
④ 防腐処理に用いる木材保存剤は人体への安全性及び環境について配慮した表面処理用木材保存剤((社)日本木材保存協会の認定薬剤等とする。)とし、2回塗りとする。

7.　軽量鉄骨天井下地

① 野縁等の種類は、屋内19型、屋外25型とし、改標仕表6.6.1による。
③ 既存の埋め込みインサートの使用は、改標仕6.6.4(1)(ウ)による引き抜き試験を行い、強度を確認したうえ使用すること。

8.　軽量鉄骨壁下地

① スタッド、ランナ等の種類は、改標仕6.7.3(表6.7.1)による。
② 出入口及びこれに準ずる開口部の補強は　（　改標仕6.7.4(5)による　・　）
③ ダクト類の開口部の補強にあたり、取付け強度を必要とする場合は、監督職員との協議による。

9.　ビニル床シート張り(JIS A 5705)、ビニル床タイル張り(JIS A 5705)、及びゴム床タイル張り

| 材質 | 施工箇所 | 種類の記号 | 寸法 | 厚さ | 色柄 | 接着剤 | 接合部の処理 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ | ﾄｲﾚ廻り | FS | | 2mm | 無地 | ｴﾎﾟｷｼ系 | 熱溶接工法 | 防汚、防滑性 |
| ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ | ﾄｲﾚ廻り | KT | 303x303程度 | 2mm | 無地 | ｴﾎﾟｷｼ系 | 熱溶融接着 | |

① ビニル幅木：　材質(　ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ巻上げ　)、　高さ(　100　)、　厚さ(　2mm　)





② モルタル塗り下地、セルフレベリング材塗り下地及び木下地以外の下地(　あり（工法：　)・　なし　)

10. せっこうボードその他ボード及び合板張り

| 材種・規格品 | 施工箇所 | 工法 | 厚さ(mm) | 不燃材等の区分 | 小ねじ・釘・接着剤の種類 | 下地の種類 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| せっこうボード<br>JIS A 6901の規格品 | 壁 | 継目処理 | 12.5 | 不燃 | ｽﾃﾝﾚｽ | LGS | 一般部, 遮音間仕切壁 |
| | 天井 | 目透し | 9.5 | 準不燃 | ｽﾃﾝﾚｽ | LGS | 下り壁廻り |
| 化粧せっこうボードトラバーチン模様<br>JIS A 6901の規格品 | 天井 | 突付 | 9.5 | 準不燃 | ｽﾃﾝﾚｽ | LGS | |
| 無機繊維強化せっこうボード<br>JIS A 6901の規格品 | 壁 | 突付 | 21 | 不燃 | ｽﾃﾝﾚｽ | LGS | 耐火構造<br>(片面 二重張) |
| メラミン不燃化粧板 | 壁 | 張付 | 3 | 不燃 | 変成ｼﾘｺﾝ樹脂系接着剤 | 合板 | 目透し |
| | 表面：ﾒﾗﾐﾝ樹脂、　芯材：　不燃ｺｱ層、　ｼﾞｮｲﾅｰ(出隅用、見切用、平目地用)：　ｱﾙﾐ製　製造所の仕様による。 | | | | | | |

合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。
ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

11. モルタル塗り

| 施工箇所 | 仕上げの種類 | 目地の材質 | 防水の有無 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 内部壁、床 | 金ゴテ | 無 | 無 | |
| 開口部 | 金ゴテ | 有 | 無 | 額縁ﾓﾙﾀﾙ |

① モルタルは　（　現場調合材料　・　既調合材料　)とする。
② 現場調合材料の場合は改標仕6.15.3(1)(ア)、既調合材料の場合はJIS A 6916による。目地の位置及び寸法は図示による。
③ 防水モルタルに用いる防水剤の使用方法は、製造所の仕様による。
④ 総塗り厚さが25mm以上となる場合は、剥落防止工法とすること。

12. セルフレベリング材塗り

① セルフレベリング材の種類　せっこう系　・　セメント系　)　塗り厚さ　(　10　)mm
② シーラーその他の材料は、セルフレベリング材製造所の指定する製品とする。

13. 接着剤

壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノー ル樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

14. その他

① 天井点検口

| 材種 | 寸法 | 形式 | | 外枠 | 内枠 |
|---|---|---|---|---|---|
| アルミ製 | 450角 | 一枚扉 | | 額縁 | 額縁 |

製造所：評価名簿による。

② 鋼製床下地：　低床用　H=100程度　材料：溶融亜鉛ﾒｯｷ鋼(根太鋼)、支持脚その他は製造所の仕様による。床下点検口450角も鋼製床と同じ製造所とする。

③ 汚垂石：防汚陶板　寸法 600x800x厚5(薄型)程度、一部ｶｯﾄ、下地合板に接着張、その他仕様は製造所の仕様による。

④ 面台：◎ﾒﾗﾐﾝ樹脂板　ﾎﾟｽﾄﾌｫｰﾑ加工、　芯材:耐水MDF、　厚20　奥行は図示による。 その他仕様は製造所の仕様による。

⑤ 天井廻り縁：塩ﾋﾞ製　目透し型、下り壁用

⑥ ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ

| 表面材の処理 | 脚部 | ドアエッジ | |
|---|---|---|---|
| | 形状 | 形状 | 材質 |
| ﾒﾗﾐﾝ樹脂化粧合板 | ｽﾃﾝﾚｽ巾木 | Rエッジ | アルミ |

製造所：評価名簿による。
非常時開放装置付

⑦ 鏡：(男子、女子ﾄｲﾚ、通路、体育室)防湿性を有するもので厚5mm、四方SUS枠、寸法・詳細は各部詳細図参照

⑧ 製作家具：詳細は図示(掃除具入)による。 合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。

⑨ サイン

| 区分 | 材質 | 寸法 | 厚さ | 取付高さ | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 突出ﾋﾟｸﾄｻｲﾝ | ｱｸﾘﾙ樹脂 | 約W200xH210 | 5mm | 図示 | 屋内 |
| 平付ﾋﾟｸﾄｻｲﾝ | ｱｸﾘﾙ樹脂 | 約W200xH200 | 5mm | 図示 | 屋内 |
| 壁面ｻｲﾝ | ﾒﾗﾐﾝ不燃化粧合板 | W450xH2030 | 3mm | 図示 | 屋内 |

案内用図記号はJIS Z 8210による。
詳細は図示による。

⑩ 手摺：　SUS304　HL仕上　□-30x60x1.5t　施工箇所：2～4階　中央ﾄｲﾚ

⑪ 沓摺、上框 、床見切：　SUS304　沓摺：t 2.0　巾40、　上框：　t 1.5　巾50　H100、　床見切：ﾌﾗｯﾄﾊﾞｰ t3.0　巾30

⑫ ﾊﾝｶﾞｰﾊﾟｲﾌﾟ：　ｽﾃﾝﾚｽ製25φ　　固定金具：　U形ｿｹｯﾄ　　施工箇所：1～4階　中央ﾄｲﾚ　掃除具入内

## 6章　　塗装改修工事

1.　一般事項

① 防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。

② 塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。
③ ユリア樹脂等（ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤）を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。
ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

2. 合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)

| 区 分 | 種 別 | | 下地調整<br>（新規面は素地ごしらえ） | 錆止め塗装塗りの種別 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 屋外 | 屋内 | | | |
| 亜鉛めっき面 | | B種 | B種（素地ごしらえ） | Az種 | 鋼製・鋼製軽量ﾄﾞ7（新設） |

3. 耐候性塗料塗り(DP)

| 区 分 | 種 別 | 下地調整<br>（新規面は素地ごしらえ） | 錆止め塗料塗りの種別 | 上塗りの等級 | 備 考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 鉄鋼面 | B種 | RB種 | Ｅｓ種 | 1級 | 消火栓用鋼管部 |
| VP管、塩ﾋﾞ管面 | A-1種 | RB種 | | 3級 | 設備配管面 |

4. つや有合成樹脂エマルションペイント塗り(EP-G)

| 区 分 | 種 別 | | 下地調整<br>（新規面は素地ごしらえ） | 錆止め塗料の種別 | 錆止め塗料塗りの種別 | 備 考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 屋外 | 屋内 | | | | |
| 木部 | | B種 | RB種 | | | 既存額縁面 |

5. 合成樹脂エマルションペイント塗料(EP)

| 区 分 | 種 別 | 下地調整<br>（新規面は素地ごしらえ） | 備考 |
|---|---|---|---|
| ﾓﾙﾀﾙ部（塗替） | B種 | RB種 | 既存ﾓﾙﾀﾙ壁面 |
| ボード面 | B種 | B種（素地ごしらえ） | 新設ﾎﾞｰﾄﾞ面 |

## 7章　　環境配慮（グリーン）改修工事

Ⅰ　アスベスト含有建材の処理工事
1. 一般事項
① 関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。
② 石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2（6）により見やすい場所に掲示すること。
③ アスベスト粉塵濃度測定を（ 行う ・ 行わない ）。
④ 施工計画
（1） 工事着手前に施工計画書（関係法令の作業計画内容を含む）を監督員に提出し、承諾を受けること。
（2） アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。
⑤ アスベスト含有吹付け材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術者を有することを証明する資料を監督員に提出する。

2. アスベスト含有成形板の除去
① 養生等
(2) 建築物内部で除去作業を行う場合は、建具等を全て閉じた状態で行う。閉じることの出来ない開口部の養生方法及び解体用仮設の仕様は下記による。
内部足場　　種類：　　脚立足場
養生種別：　　プラスチックシート厚0.15mm
② 工法
（1） 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさきがけて行うこと。
（2） 除去は、破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原形のまま、「手ばらし」とする。建築物外部の成形板を除去する場合も同様とする。
なお、やむを得ず切断、破砕等をしなければならない場合は、監督員と協議のうえ、常時湿潤化した状態で作業を行う。
ただし、アスベストを含有するけい酸カルシウム板第一種は、養生シート等で作業場所の隔離（負圧不要）を行う。
建物から取り外した廃材を湿潤化のうえ、原形のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。
③ 除去箇所一覧表

| 階数 | 室　　名 | 箇所 | 建　材　種　別 | 面積 | 調査方法 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2階～4階 | 廊下 | 床 | ﾋﾞﾆｱｽﾀｲﾙ貼 | 2.1 | みなし |
| 2階 | 職員女子便所 | 天井 | 不燃吸音板 | 6.3 | みなし |

④ 除去が完了したときは、アスベスト等に関する知識を有する者等が除去を完了したことを確認し、監督員に報告すること。
⑤ 施工記録等
（1） 施工記録報告書及び特定粉じん排出等作業完了報告書を作成し、監督員に提出すること。
（2） 作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。

## 8章　　鉄筋工事

1. 材料

| 規格番号 | 規格名称 | 種類の記号 | 径(mm) |
|---|---|---|---|
| JIS G 3112 | 鉄筋コンクリート用棒鋼 | SD295 | D10、D13 |

2. 材料試験
材料試験は行わない。ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。

3. 鉄筋の継手及び定着
① 鉄筋の継手は（ 重ね継手 ・ ガス圧接継手 ・ 機械式継手 ・ 溶接継手 ）とする。原則として、D35以上の異形鉄筋については、重ね継手を用いない。
② 鉄筋の継手の位置は図示による。
③ 結束線の端部は内側に折り曲げる。

4. 配筋検査
主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。





## 9章　　コンクリート工事

1. 一般事項
① コンクリートの類別
・Ⅰ類（JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート）
・Ⅱ類（Ⅰ類以外のJIS A 5308に適合したコンクリート）
② 設計基準強度

| コンクリートの種類 | 設計基準強度<br>Fc(N/mm2) | 調合管理強度<br>Fn(N/mm2) | スランプ<br>(cm) | 強度試験の<br>有無 | （軽量）<br>種類 | 気乾単位容積<br>重量（t/m3） | 適用箇所 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 普通ｺﾝｸﾘｰﾄ | 24 | 24+S | 18 | 無 | Ⅰ類 | 2.3 | ﾄｲﾚｽﾗﾌﾞ補修部 |

③ 構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度（Fc）に構造体強度補正値（S）を加えた値とする。
なお、構造体強度補正値（S）は標仕 表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢 28日までの予想平均気温に応じて定める。
④ コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。
・第4週強度確認
原則、第3者機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。ただし、第3者機関以外で行う場合は、立ち会い者を定め、監督員の承認を受け、行うこととする。
なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。
⑤ レディミクストコンクリートの品質確保について
・単位水量を含む正確な計画調合書を確認すること。
・単位水量の測定は、150㎥に1回以上及び荷卸し時に品質の異常が認められた時に実施する。
・単位水量を含む調合条件は、標仕による。
・単位水量の管理目標値は次の通りとして施工する。

| 計画調合書の設計値との比較値 | 施工方法 |
|---|---|
| ±15kg/㎥以内 | そのまま施工 |
| ±15～±20kg/㎥の間 | 水量変動の原因を調査するとともに生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後設計値±15kg/㎥以内で安定するまで、運搬車の3台ごとに1回、単位水量の測定を行う。 |
| ±20kg/㎥を超える | 生コンを打ち込まずに持ち帰らせ、水量変動の原因を調査するとともに生コン製造者に改善を指示する。その後全運搬車の測定を行い、設計値±20kg/㎥以内であることを確認する。さらに、設計値±15kg/㎥以内で安定するまで、運搬車の3台ごとに1回、単位水量の測定を行う。 |

※不合格生コンは確実に持ち帰ったことを確認すること。
・単位水量管理についての記録は書面（計画調合書、製造管理記録、打込時の外気温、コンクリート温度等）と写真により確認する。受入検査とまとめて記録してもよい。
⑥ 無収縮モルタル
・設計基準強度　Fc=30N/mm2　施工箇所：職員女子トイレ補強用壁の上端に設置
・流入用型枠　木製　両面

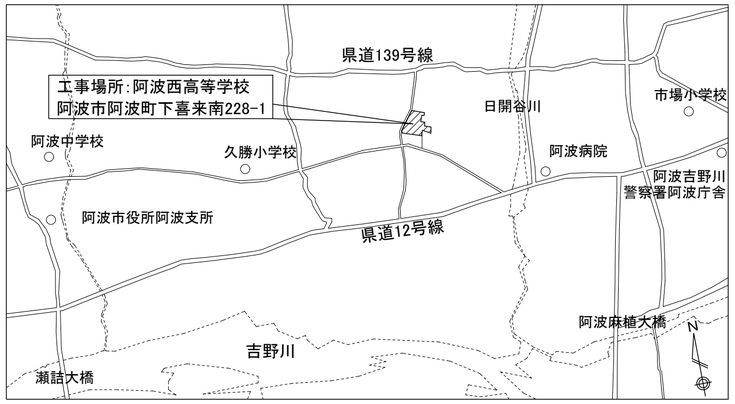
2. コンクリートの仕上がり
① コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕 表6.2.3による。

3. コンクリートの材料及び調合
① セメントの種類は、（ 普通ポルトランドセメント ・ 普通エコセメント ・ 高炉セメントB種 ・ フライアッシュセメントB種 ）とする。
② 骨材は、標仕6.3.1(2)による。
③ 細骨材としてフェロニッケルスラグ使用（ できる ・ できない ）。
④ 細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。
⑤ コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m3以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。
⑥ 試練りは（ 行う ・ 行わない ）。
⑦ 所要空気量は4.5%±1.5%とする。
⑧ JIS A 5308 附属書JAに規定する、砕石、砕砂、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ細骨材、電気炉酸化スラグ骨材、再生骨材H、砂利及び砂のアルカリシリカ反応性による区分をA以外とする場合は、区分B（標仕6.3.1(2)(イ)(a)から(c)までのいずれかによりアルカリシリカ反応抑制対策を行ったものに限る。）とする。
⑨ 混和材料を使用（ できる ・ できない ）。
・使用する場合の種類等は標仕6.3.1(4)、6.3.2(イ)(f)によることとし、監督員の承諾を受けること。

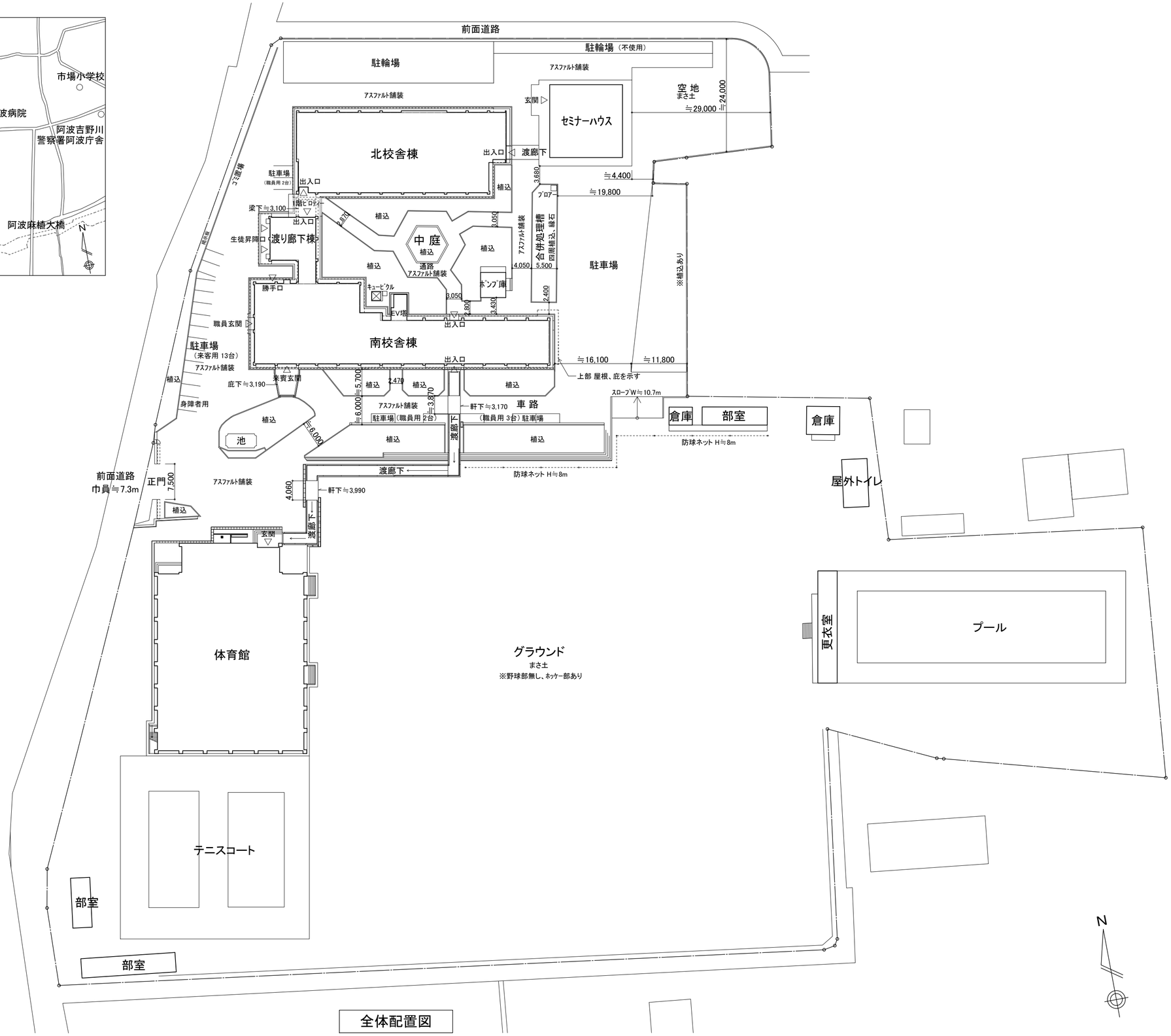
4. レディミクストコンクリート工場の指定
工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。

5. 型枠
① 型枠は、（ 県産木製型枠 ・ 合板 ・ 金属製 ・ 樹脂系 ・ 打込み型枠 ・ ブロック ）とする。

| 型枠の種別 | 仕上げ種別 | 塗装の有無 | 材質 | 厚さ | 適用箇所 |
|---|---|---|---|---|---|
| 県産木製型枠 | ー | なし | | | |
| 標仕6.8.2 (2)(ア) | A種 | あり | | | |
| 標仕6.8.2 (2)(イ) | B種 | なし | | | 職員女子トイレ　補強用壁廻り |
| 標仕6.8.2 (2)(イ) | C種 | なし | | | |
| 標仕6.8.2 (2)(イ) | 普通型枠 | なし | 合板 | 12 | スラブ底　他 |



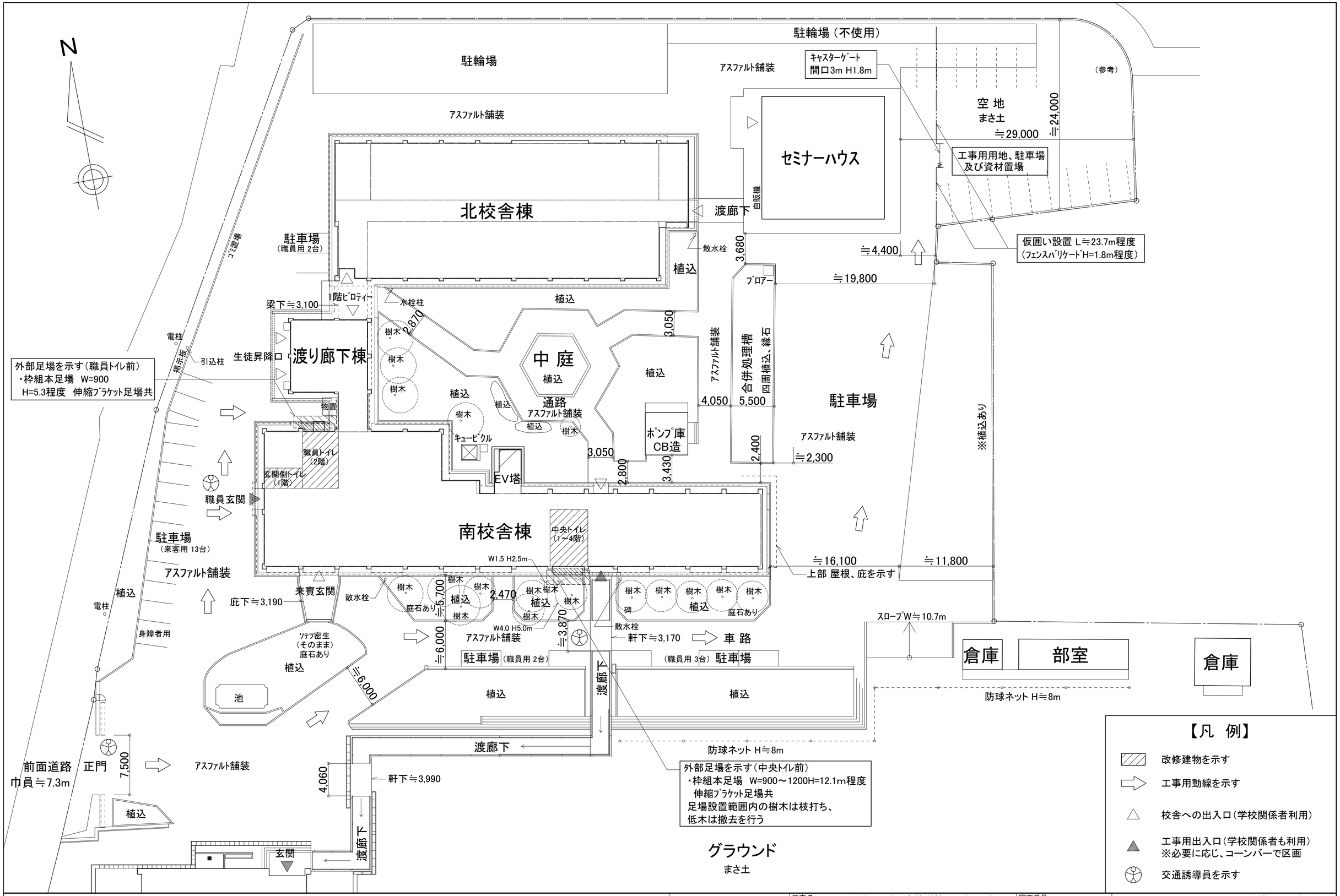

附近案内図




全体配置図

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 徳島県県土整備部営繕課 | | 工事名 | R8営繕　阿波西高等学校　阿波・阿波<br>南校舎棟トイレ改修工事建築 | 図面番号 | A-01 |
| 設計<br>R8.09.14 | 竣工<br>– | 図面名 | 全体配置図　付近案内図 | 縮尺 | 1/600 |

株式会社 野田木内一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL　0884-77-2039　FAX　0884-77-2045
一級建築士事務所登録　第31063号
一級建築士登録　第149503号　野田　史




| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 徳島県県土整備部営繕課 | | 工事名 | R8営繕 阿波西高等学校 阿波・阿波<br>南校舎棟トイレ改修工事建築 | 図面番号 | A-02 |
| 設計 R8.09.14 | 竣工 － | 図面名 | 校舎廻り配置図（仮設計画図） | 縮尺 | 1/300 |

株式会社 野田木内一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045
一級建築士事務所登録 第31063号
一級建築士登録 第149503号 野田 史

# □内部仕上表

（下地等凡例） LF：軽量ｺﾝｸﾘｰﾄ　M：ﾓﾙﾀﾙ　RC：ｺﾝｸﾘｰﾄ下地　CB：ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ　WF：木床組　W：木製　LGS：軽量鉄骨　T：既存ﾀｲﾙ
PB：石膏ﾎﾞｰﾄﾞ　GPB：強化石膏ﾎﾞｰﾄﾞ　SF：鋼製床組　SL：ｾﾙﾌﾚﾍﾞﾘﾝｸﾞ　不燃MEL：ﾒﾗﾐﾝ不燃化粧板

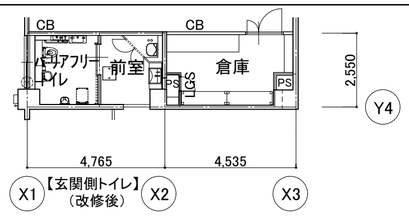
（塗装凡例） EP-G塗：つや有り合成樹脂エマルションペイント塗　EP塗：合成樹脂エマルションペイント塗　SOP塗：合成樹脂調合ペイント塗
OS塗：オイルステイン塗　NAD塗：アクリル樹脂系非水分散形塗料塗

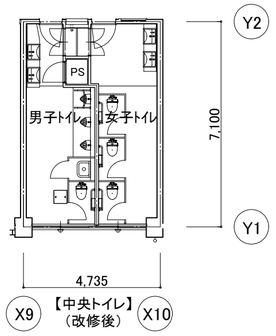
| 階 | 改修対象 | | 室 名 | 下地 | 床 | 巾 木 | 下地 | 壁 | 下地 | 天 井 | 廻り縁 | 天井高 FLより（ ）内 床面より | 備 考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | × | 現 況 | 職員玄関 | M | 磁器ﾀｲﾙ150角貼 | 御影石 H=100 | M | ｴﾎﾟｷｼ系吹付ﾀｲﾙ | LGS | 不燃吸音板厚9 | 塩ビ | 2,800 | 上框：御影石、下駄箱 |
| | | 改修後 | | M | 既存のまま | 既存のまま | M | 既存のまま | LGS | 既存のまま | 既存 | 2,800 | 既存のまま |
| | ○ | 現 況 | ﾎｰﾙ（玄関側ﾄｲﾚ前）<br>廊 下（ﾄｲﾚ周囲） | M | ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ厚2.0貼（部分撤去） | ﾗﾜﾝ OS塗 H=100（部分撤去） | M<br>W | ﾎｰﾙ：ｴﾎﾟｷｼ系吹付ﾀｲﾙ(下地ﾓﾙﾀﾙ共部分撤去)<br>廊下：ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾃ EP塗<br>ｼﾅ合板厚5.5 OP塗 | LGS | ﾎｰﾙ： 不燃吸音板厚9<br>廊下： PB厚9底目地 EP塗 | 塩ビ | 2,700 | |
| | | 改修後 | | M | 既存のまま（撤去部 下地調整の上 ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ厚2.0） | 既存のまま（撤去部塗装補修） | M<br>W | 既存のまま（撤去箇所 ﾓﾙﾀﾙ補修EP塗）<br>既存のまま | LGS | 既存のまま | 既存のまま | 2,700 | |
| | ○ | 現 況 | 前 室（技師室） | M | ﾋﾞﾆｱｽﾀｲﾙ貼 | ﾗﾜﾝ OS塗 H=100 | M<br>W | ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾃ EP塗<br>石綿ｽﾚｰﾄ厚5 EP塗 | LGS | PB厚9底目地 EP塗（LGS共撤去） | 塩ビ（撤去） | 2,836 | |
| | | 改修後 | | M | 既存のまま | 既存のまま | M<br>W | 既存のまま<br>既存のまま | LGS | 化粧PB9.5張（LGS共新設） | 塩ﾋﾞ（新設） | 2,836 | 天井点検口（新設） |
| | ○ | 現 況 | 倉 庫（技師室） | M | ﾓﾙﾀﾙｺﾃ押え（一部撤去） | ﾗﾜﾝ OS塗 H=100（部分撤去） | M | ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾃ仕上（一部撤去、PS廻りCB共撤去） | LGS | PB厚9底目地 EP塗（LGS共撤去） | 塩ビ（撤去） | 2,836 | 木製棚（一部撤去） |
| | | 改修後 | | M | 既存のまま（撤去箇所 同材で復旧） | 既存のまま<br>ｿﾌﾄ巾木H=100(撤去部 新設) | M<br>LGS | 既存のまま（撤去箇所 同材で復旧）<br>PB厚12.5 EP塗（新設） | LGS | 化粧PB9.5張（LGS共新設） | 塩ﾋﾞ（新設） | 2,836 | 木製棚（一部新設）<br>天井点検口（新設） |
| | ○ | 現 況 | 技師室 | M | 木下地 合板厚12貼（木下地共 撤去）<br>一部ﾓﾙﾀﾙｺﾃ押え | ﾗﾜﾝ OS塗 H=100 | M<br>W | ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾃ EP塗<br>石綿ｽﾚｰﾄ厚5 EP塗 | LGS | PB厚9底目地 EP塗（LGS共撤去） | 塩ビ（撤去） | 2,836 | 流し台（取外し） |
| | | 改修後 | | SF<br>M | 構造用合板厚12+ﾗﾜﾝ合板厚12下地 ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ厚2.0（新設）<br>一部ﾓﾙﾀﾙｺﾃ押え（既存のまま） | 既存のまま | M<br>W | 既存のまま<br>既存のまま | LGS | 化粧PB9.5張（LGS共新設） | 塩ﾋﾞ（新設） | 2,836 | 流し台（再取付）、天井点検口（新設） |
| | × | 現 況 | 休憩室（技師室） | WF | 畳敷 | | W | ﾗﾜﾝ合板厚5 ｼﾞｭﾗｸｻﾃﾝ吹付 | LGS | PB厚9底目地 ｸﾛｽ張 | 塩ビ | 2,690 | 押入 |
| | ◎ | 現 況 | 【玄関側ﾄｲﾚ】<br>女子便所（来賓） | M | 磁器質ﾓｻﾞｲｸﾀｲﾙ25角貼（下地ﾓﾙﾀﾙ共撤去）<br>一部ｺﾝｸﾘｰﾄ（部分撤去） | 腰壁と同じ | M | 腰：100角ﾀｲﾙ張（下地ﾓﾙﾀﾙ共 部分撤去 ）<br>壁：ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾃ VP塗 | LGS | PB厚9底目地 EP塗（LGS共撤去） | 塩ビ（撤去） | 2,830～2,930 | ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ（撤去）、室名札（撤去）、床下点検口450角（蓋のみ撤去）、ﾛｰﾙｽｸﾘｰﾝ（撤去）<br>鏡360x455（撤去）、ﾗｲﾆﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸ・面台ﾃﾗｿﾞｰ（撤去）、衛生機器（撤去 管工事） |
| | | 改修後 | 【玄関側ﾄｲﾚ】<br>前 室<br>ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰﾄｲﾚ | RC<br>SL,SF | 前室入口廻り：ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ厚2.0（下地嵩上げｺﾝｸﾘｰﾄ共 新設）<br>構造用合板厚12+ﾗﾜﾝ合板厚12下地 ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ厚2.0（新設）<br>一部ｺﾝｸﾘｰﾄ（部分復旧） | SUS箔+樹脂巾木 H=100（新設） | M<br><br>LGS<br>LGS | 腰：既存ﾀｲﾙの上 不燃MEL厚3張（新設）<br>壁：既存ﾓﾙﾀﾙの上 薄塗りﾓﾙﾀﾙ塗 不燃MEL厚3張（新設）<br>ﾗｲﾆﾝｸﾞ・ふかし壁：構造用合板厚12二重 不燃MEL厚3張（新設）<br>一般壁：PB厚12.5 不燃MEL厚3張（新設） | LGS | 化粧PB9.5張（LGS共新設） | 塩ビ（新設） | 2,830 | 面台（新設）、床下点検口450角（新設）、天井点検口450角（新設）<br>化粧鏡（新設）、衛生機器・手摺・ﾌｨｯﾃｨﾝｸﾞﾎﾞｰﾄﾞ・ﾍﾞﾋﾞｰﾁｪｱ（新設 管工事）<br>床見切（新設）、壁面ｻｲﾝ・突出しｻｲﾝ（新設）、ﾌﾞｰｽ（新設）、ﾌﾞｰｽ内 棚(新設） |
| | ◎ | 現 況 | 【中央ﾄｲﾚ】<br>男子・女子便所<br>多目的ﾄｲﾚ | M | ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ貼（撤去）、下地ﾓﾙﾀﾙ・ｺﾝｸﾘｰﾄ（部分撤去）<br>磁器質ﾓｻﾞｲｸﾀｲﾙ25角貼（下地ﾓﾙﾀﾙ共撤去） | 腰壁と同じ | M | 腰：108角ﾀｲﾙ張（下地ﾓﾙﾀﾙ共 部分撤去 ）<br>間仕切CB（撤去）、壁：ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾃ VP塗 | LGS<br>W | 化粧PB9.5張（LGS共撤去）<br>一部ﾗﾜﾝ合板（木下地共撤去） | 塩ビ（撤去） | 2,500～2,600 | ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ（撤去）、室名札（男子のみ撤去）、床下点検口450φ（撤去）、ﾊﾝｶﾞｰﾊﾟｲﾌﾟ（撤去）<br>鏡360x455、500x760（撤去）、ﾗｲﾆﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸ・面台ﾃﾗｿﾞｰ（撤去）、入口三方枠（撤去） |
| | | 改修後 | 【中央ﾄｲﾚ】<br>男子・女子ﾄｲﾚ | RC,M<br><br>SL,SF<br><br>M | 入口廻り：ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ厚2.0（下地嵩上げｺﾝｸﾘｰﾄ共 新設）<br>一部既存ﾓﾙﾀﾙ 下地調整<br>構造用合板厚12+ﾗﾜﾝ合板厚12下地 ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ厚2.0（新設）<br>一部ｺﾝｸﾘｰﾄ（部分復旧）<br>掃除具入内床補修：ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄ塗 | SUS箔+樹脂巾木 H=100（新設） | M<br><br>LGS<br>LGS<br>LGS<br>LGS | 腰：既存ﾀｲﾙの上 不燃MEL厚3張（新設）<br>壁：既存ﾓﾙﾀﾙの上 薄塗りﾓﾙﾀﾙ塗 不燃MEL厚3張（新設）<br>ﾗｲﾆﾝｸﾞ・ふかし壁：構造用合板厚12二重 不燃MEL厚3張（新設）<br>遮音間仕切壁： PB厚12.5二重 不燃MEL厚3張（新設）<br>片面耐火壁：GPB厚21二重 不燃MEL厚3張（新設）<br>一般壁：PB厚12.5 不燃MEL厚3張/掃除具入内 PB12.5 EP塗（新設） | LGS | 化粧PB9.5張（LGS共新設）<br>垂壁：PB9.5 ﾒﾗﾐﾝ不燃化粧板厚3張<br>（LGS共新設） | 塩ビ（新設） | 2,500 | ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ（新設）、汚垂石（男子のみ新設）、面台（新設）、化粧鏡（新設）<br>床下点検口450角（新設）、床見切（新設）、天井点検口450角（新設）<br>入口SUS建具枠（新設）、突出しｻｲﾝ（新設）、ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ内 棚(新設）<br>ﾊﾝｶﾞｰﾊﾟｲﾌﾟ（新設 掃除具入内） |
| 1～4 | × | 現 況 | 階段室-1、2 | M | ﾋﾞﾆｱｽﾀｲﾙ貼 | ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾃ EP塗 | M | ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾃ AEP塗 | M | ﾊﾟｰﾗｲﾄ吹付 | | | 木製手摺 |
| 2 | ◎ | 現 況 | 【職員ﾄｲﾚ】<br>男子・女子便所 | M | 磁器質ﾓｻﾞｲｸﾀｲﾙ25角貼（下地ﾓﾙﾀﾙ共撤去）<br>一部ｺﾝｸﾘｰﾄ（部分撤去） | 腰壁と同じ | M<br>M<br>W | 腰：100角ﾀｲﾙ張（下地ﾓﾙﾀﾙ共 部分撤去 ）<br>間仕切CB（撤去）、壁：ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾃ VP塗<br>ｹｲｶﾙ板厚8 VP塗（木下地共撤去） | LGS | PB厚9底目地 EP塗（LGS共撤去）<br>一部不燃吸音板厚9（LGS共撤去） | 塩ビ（撤去） | 2,830～2,930 | ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ（撤去）、室名札（撤去）<br>鏡360x455(撤去)、ﾗｲﾆﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸ・面台ﾃﾗｿﾞｰ（撤去）、入口建具枠（撤去） |
| | | 改修後 | 【職員ﾄｲﾚ】<br>男子・女子ﾄｲﾚ | RC<br>SL,SF | 入口廻り：ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ厚2.0（下地嵩上げｺﾝｸﾘｰﾄ共 新設）<br>構造用合板厚12+ﾗﾜﾝ合板厚12下地 ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ厚2.0（新設）<br>一部ｺﾝｸﾘｰﾄ（部分復旧） | SUS箔+樹脂巾木 H=100（新設）<br>ｿﾌﾄ巾木 H=100（掃除具入内 新設） | M<br><br>LGS<br>LGS | 腰：既存ﾀｲﾙの上 不燃MEL厚3張（新設）<br>壁：既存ﾓﾙﾀﾙの上 薄塗りﾓﾙﾀﾙ塗 不燃MEL厚3張（新設）<br>ﾗｲﾆﾝｸﾞ・ふかし壁：構造用合板厚12二重 不燃MEL厚3張（新設）<br>遮音間仕切壁： PB厚12.5二重張 不燃MEL厚3（新設） | LGS | 化粧PB9.5張（LGS共新設） | 塩ビ（新設） | 2,830 | ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ（新設）、汚垂石（男子のみ新設）、面台（新設）、化粧鏡（新設）<br>天井点検口450角（新設）、入口SUS建具枠（新設）、突出しｻｲﾝ（新設）<br>ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ内 棚(新設） |
| 2～4 | ○ | 現 況 | 廊 下（ﾄｲﾚ周囲） | M | ﾋﾞﾆｱｽﾀｲﾙ貼（部分撤去） | ﾗﾜﾝ OS塗 H=100 | M<br>W | ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾃ EP塗（部分撤去）<br>ｼﾅ合板厚5.5 OP塗 | LGS | PB厚9底目地 EP塗（部分撤去） | 塩ビ | 2,700 | |
| | | 改修後 | | M | 既存のまま（撤去部 下地調整の上 ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ厚2.0） | 既存のまま（撤去部塗装補修）<br>一部ｿﾌﾄ巾木 H=100（新設） | M<br>W | ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾃ EP塗（撤去部のみ部分補修）<br>既存のまま | LGS | 既存のまま（撤去部のみ部分補修） | 既存のまま | 2,700 | |
| | ◎ | 現 況 | 【中央ﾄｲﾚ】<br>男子・女子便所<br>多目的ﾄｲﾚ | M | 人造石 研出し（撤去）<br>磁器質ﾓｻﾞｲｸﾀｲﾙ25角貼（下地ﾓﾙﾀﾙ共撤去） | 腰壁と同じ | M | 腰：108角ﾀｲﾙ張（下地ﾓﾙﾀﾙ共 部分撤去 ）<br>間仕切CB（撤去）、壁：ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾃ VP塗 | LGS<br>W | PB厚9 EP塗（LGS共撤去）<br>一部ﾗﾜﾝ合板（木下地共撤去） | 塩ビ（撤去） | 2,500～2,600 | ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ（撤去）、室名札（撤去）、鏡360x455(撤去)、ﾊﾝｶﾞｰﾊﾟｲﾌﾟ（撤去）<br>ﾗｲﾆﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸ・面台ﾃﾗｿﾞｰ（撤去）、窓手摺（撤去）、入口三方枠（撤去） |
| | | 改修後 | 【中央ﾄｲﾚ】<br>男子・女子ﾄｲﾚ | RC<br>SL,SF<br><br>M | 入口廻り：ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ厚2.0（下地嵩上げｺﾝｸﾘｰﾄ共 新設）<br>構造用合板厚12+ﾗﾜﾝ合板厚12下地 ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ厚2.0（新設）<br>一部ｺﾝｸﾘｰﾄ（部分復旧）<br>掃除具入内床補修：ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄ塗 | ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ厚2.0巻上げ<br>H=100（新設）<br>ｿﾌﾄ巾木 H=100（掃除具入内 新設） | M<br><br>LGS<br>LGS<br>LGS<br>LGS | 腰：既存ﾀｲﾙの上 不燃MEL厚3張（新設）<br>壁：既存ﾓﾙﾀﾙの上 薄塗りﾓﾙﾀﾙ塗 不燃MEL厚3張（新設）<br>ﾗｲﾆﾝｸﾞ・ふかし壁：構造用合板厚12二重 不燃MEL厚3張（新設）<br>遮音間仕切壁： PB厚12.5二重 不燃MEL厚3張（新設）<br>片面耐火壁：GPB厚21二重 不燃MEL厚3張（新設）<br>一般壁：PB厚12.5 不燃MEL厚3張/掃除具入内 PB12.5 EP塗（新設） | LGS | 化粧PB9.5張（LGS共新設）<br>垂壁：PB9.5 ﾒﾗﾐﾝ不燃化粧板厚3張<br>（LGS共新設） | 塩ビ（新設） | 2,500 | ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ（新設）、汚垂石（男子のみ新設）、面台（新設）、化粧鏡（新設）<br>天井点検口450角（新設）、窓手摺（新設）、入口SUS枠(新設)、平付ｻｲﾝ（新設）<br>ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ内 棚(新設)、ﾊﾝｶﾞｰﾊﾟｲﾌﾟ（新設 掃除具入内） |

（注記） 1. 工事対象で、◎印は全面改修、○印は部分改修、特記箇所以外は既存のまま、×印は改修対象外、既存のままとする
2. 各ﾄｲﾚ内のﾀｲﾙ・ﾓﾙﾀﾙ仕上面で残置箇所は、亀裂・浮き等の事前調査を行い、該当箇所は補修を行う ※亀裂は、0.5mm以上を補修対象とする
3. 天井高は、図示によるが、各部位の既存寸法により微調整すること

| | | | |
|---|---|---|---|
| 徳島県県土整備部営繕課 | 工事名 | R8営繕　阿波西高等学校　阿波・阿波南校舎棟ﾄｲﾚ改修工事建築 | 図面番号 A-03 |
| 設計 R8.10.02 / 竣工 － | 図面名 | 内部仕上表 | 縮尺 1/100 |

株式会社 野田木内一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045
一級建築士事務所登録 第31063号
一級建築士登録 第149503号 野田 史




【 凡例、注記 】

- 改修箇所を示す
- 床養生箇所（ﾋﾞﾆﾙｼｰﾄ）を示す
- 工事搬出入動線を示す

| | |
|---|---|
| （既） 既存利用 | （補） 既存補修 |
| （撤） 撤去 | （新） 新設 |
| 換気扇 壁・ｻｯｼ付 | 天井扇 |
| （空） 空調工事 | |
| CB： ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ壁 | W： 木軸壁 |
| LGS： 鋼製壁下地 | ※特記なき壁は、RC壁 |

（補足事項）

・内壁調査・補修（亀裂・浮き等）は、トイレ内部とする
※矩計図、展開図参照

・上記の改修箇所は、養生及び清掃片付けを見込む

・廊下及び階段は生徒動線と重複するので、施設管理者と協議の上で通行の時間を決定すること




| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 徳島県県土整備部営繕課 | | 工事名 | R8営繕 阿波西高等学校 阿波・阿波南校舎棟トイレ改修工事建築 | 図面番号 | A-04 |
| 設計 R8.10.05 | 竣工 － | 図面名 | 1階平面図 | 縮尺 | 1/150 |


株式会社 野田木内一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045
一級建築士事務所登録 第31063号
一級建築士登録 第149503号 野田 史

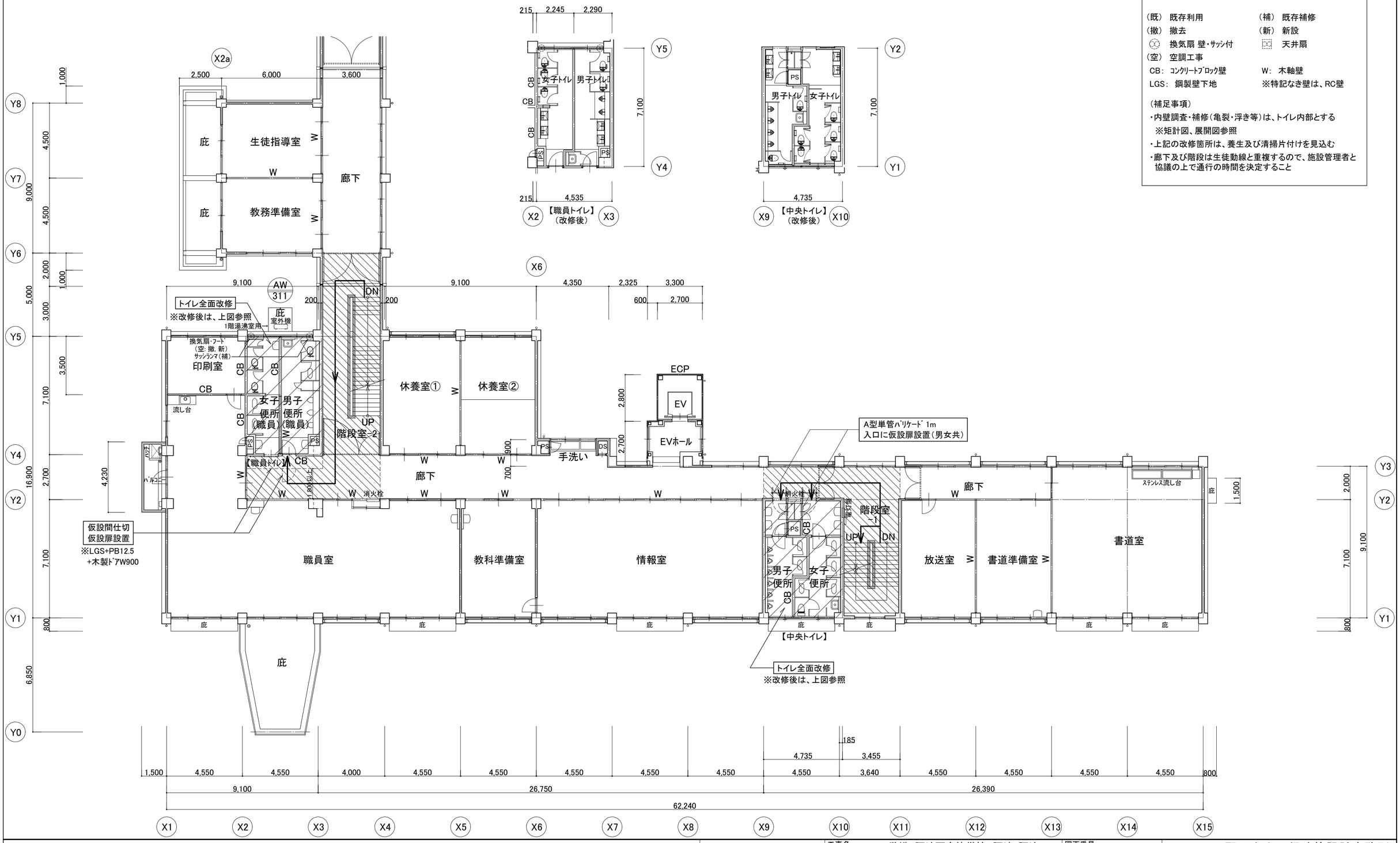
【 凡例、注記 】

改修箇所を示す　　床養生箇所（ﾋﾞﾆﾙｼｰﾄ）を示す

工事搬出入動線を示す

（既） 既存利用　　（補） 既存補修
（撤） 撤去　　（新） 新設
換気扇 壁・ｻｯｼ付　　天井扇
（空） 空調工事
CB： ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ壁　　W： 木軸壁
LGS： 鋼製壁下地　　※特記なき壁は、RC壁

（補足事項）
・内壁調査・補修（亀裂・浮き等）は、トイレ内部とする
※矩計図、展開図参照
・上記の改修箇所は、養生及び清掃片付けを見込む
・廊下及び階段は生徒動線と重複するので、施設管理者と協議の上で通行の時間を決定すること




| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 徳島県県土整備部営繕課 | 工事名 | R8営繕　阿波西高等学校　阿波・阿波<br>南校舎棟トイレ改修工事建築 | 図面番号 | A-05 |
| | 設計 R8.10.05 / 竣工 － | 図面名 | 2階平面図 | 縮尺 | 1/150 |


株式会社 野田木内一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045
一級建築士事務所登録 第31063号
一級建築士登録 第149503号 野田 史

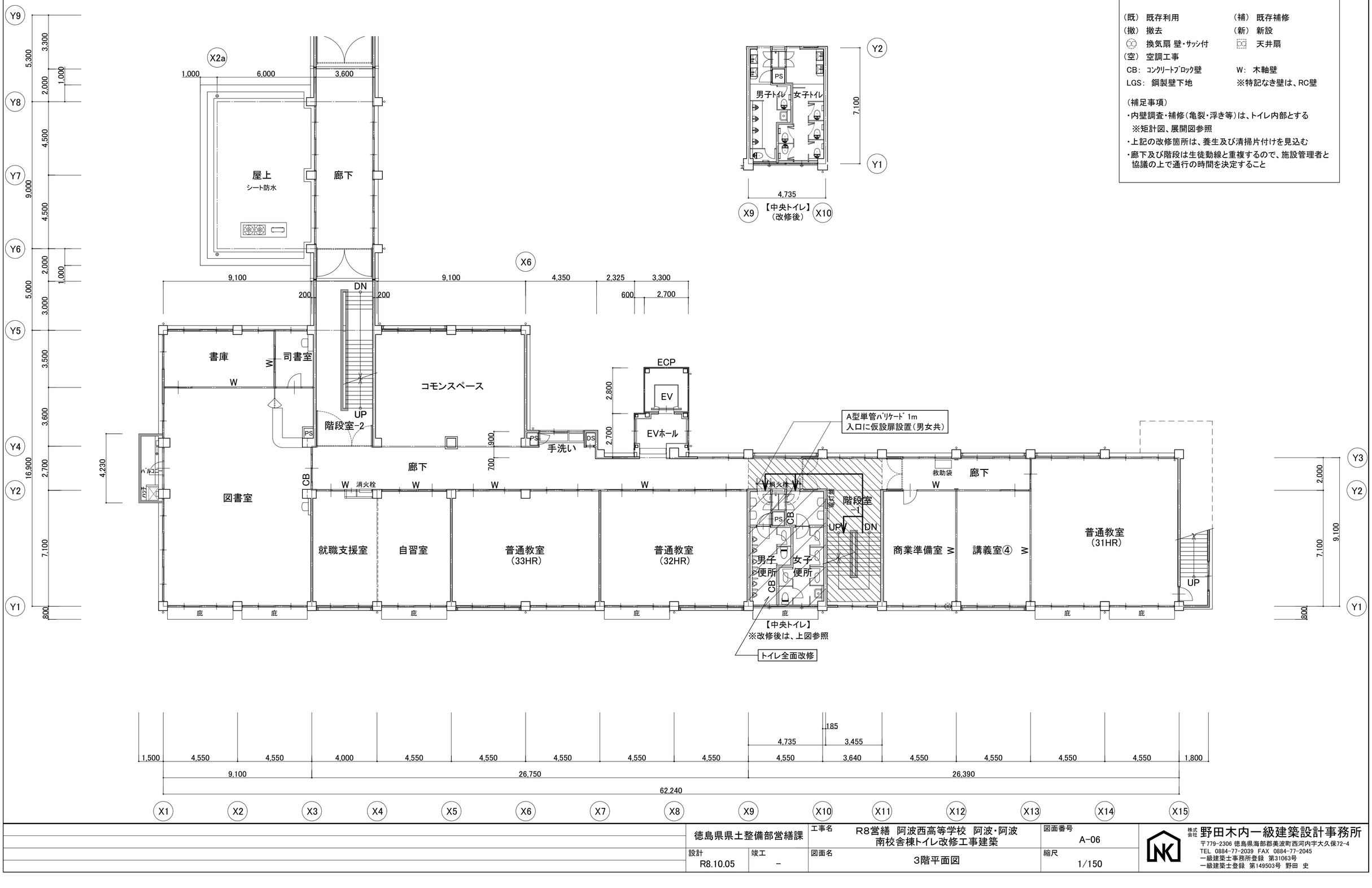
【 凡例、注記 】

改修箇所を示す　　床養生箇所（ﾋﾞﾆﾙｼｰﾄ）を示す

工事搬出入動線を示す

（既） 既存利用　　（補） 既存補修
（撤） 撤去　　（新） 新設
換気扇 壁・ｻｯｼ付　　天井扇
（空） 空調工事
CB： ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ壁　　W： 木軸壁
LGS： 鋼製壁下地　　※特記なき壁は、RC壁

（補足事項）
・内壁調査・補修（亀裂・浮き等）は、トイレ内部とする
※矩計図、展開図参照
・上記の改修箇所は、養生及び清掃片付けを見込む
・廊下及び階段は生徒動線と重複するので、施設管理者と協議の上で通行の時間を決定すること




| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 徳島県県土整備部営繕課 | | 工事名 | R8営繕　阿波西高等学校　阿波・阿波南校舎棟トイレ改修工事建築 | 図面番号 | A-06 |
| | | 図面名 | 3階平面図 | 縮尺 | 1/150 |
| 設計 | 竣工 | | | | |
| R8.10.05 | － | | | | |


株式会社 野田木内一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045
一級建築士事務所登録 第31063号
一級建築士登録 第149503号 野田 史

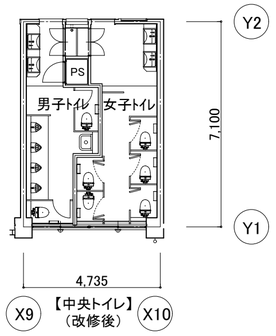
【 凡例、注記 】

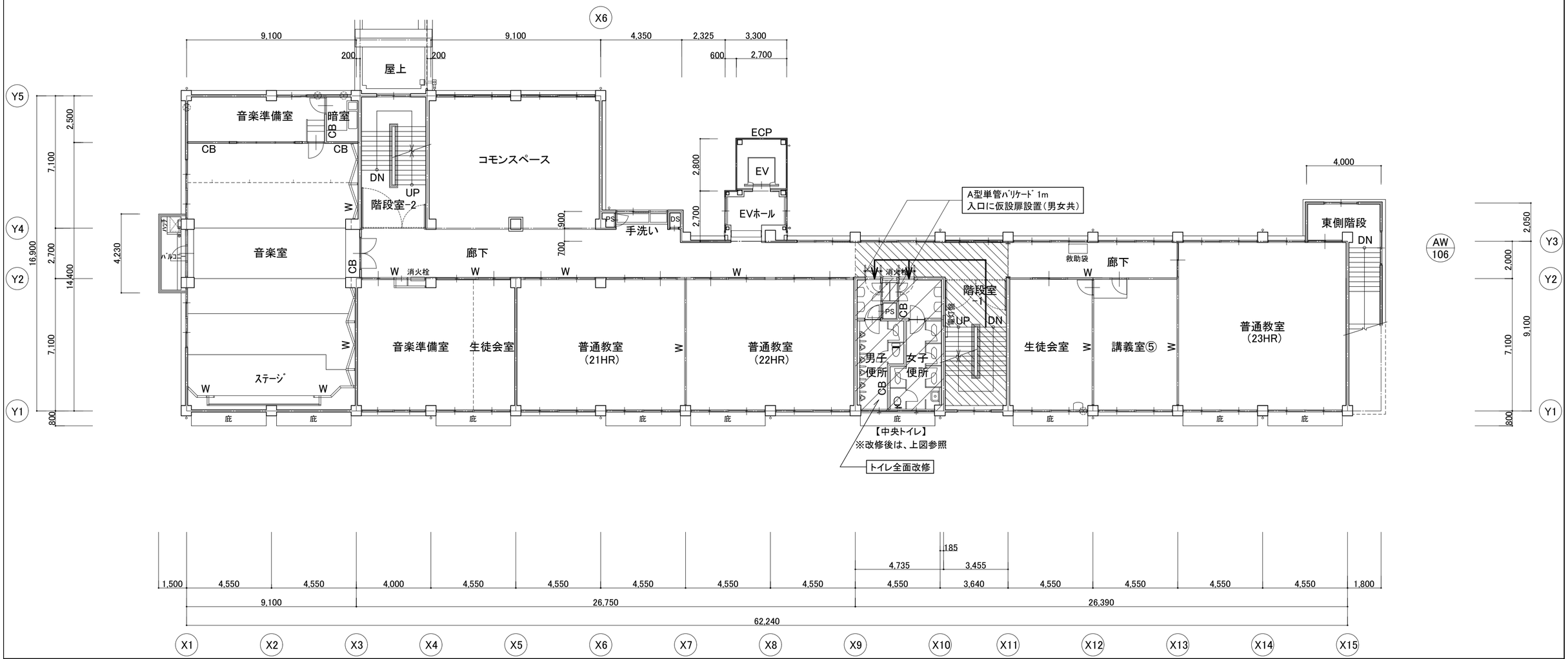
改修箇所を示す　　床養生箇所（ﾋﾞﾆﾙｼｰﾄ）を示す

工事搬出入動線を示す

（既） 既存利用　　（補） 既存補修
（撤） 撤去　　（新） 新設
換気扇 壁・ｻｯｼ付　　天井扇
（空） 空調工事
CB： ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ壁　　W： 木軸壁
LGS： 鋼製壁下地　　※特記なき壁は、RC壁

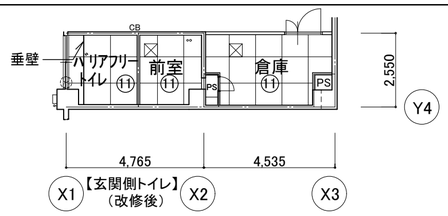
（補足事項）
・内壁調査・補修（亀裂・浮き等）は、トイレ内部とする
※矩計図、展開図参照
・上記の改修箇所は、養生及び清掃片付けを見込む
・廊下及び階段は生徒動線と重複するので、施設管理者と協議の上で通行の時間を決定すること

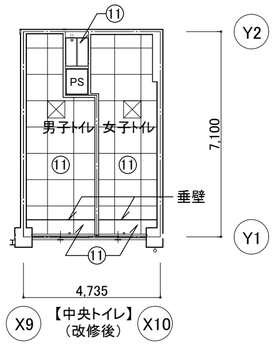



| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 徳島県県土整備部営繕課 | | 工事名 | R8営繕　阿波西高等学校　阿波・阿波<br>南校舎棟トイレ改修工事建築 | 図面番号 | A-07 |
| 設計 R8.10.05 | 竣工 － | 図面名 | 4階平面図 | 縮尺 | 1/150 |


株式会社 野田木内一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045
一級建築士事務所登録 第31063号
一級建築士登録 第149503号 野田 史



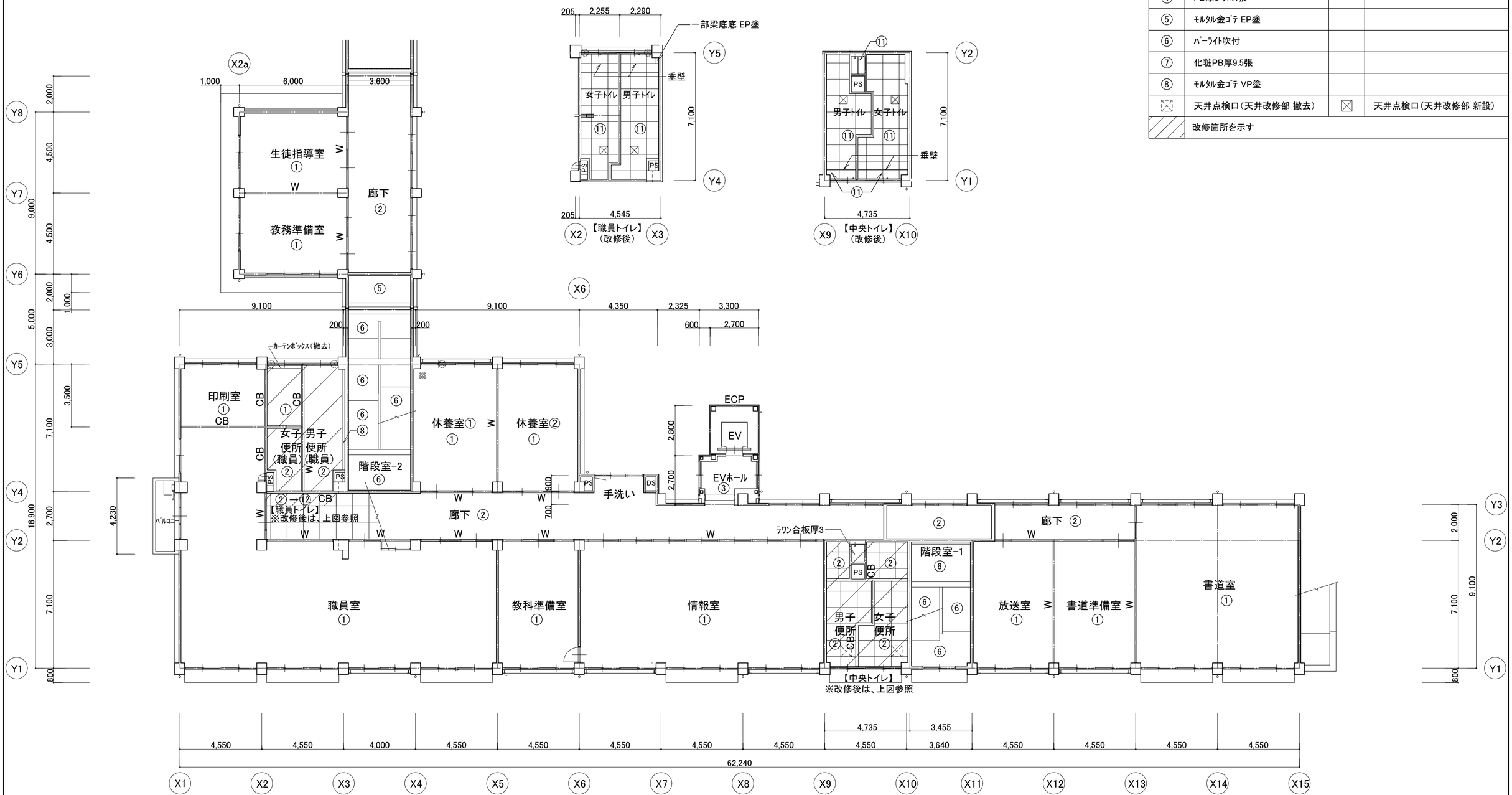

| | 現況　天井仕上 | | 改修後　天井仕上 |
|---|---|---|---|
| ① | 不燃吸音板厚9 | ⑪ | 化粧PB厚9.5張 |
| ② | PB厚9底目地 EP塗 | | |
| ③ | PB厚9.5 EP塗 | | |
| ④ | PB厚9 ｸﾛｽ張 | | |
| ⑤ | ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃ EP塗 | | |
| ⑥ | ﾊﾟｰﾗｲﾄ吹付 | | |
| ⑦ | 化粧PB厚9.5張 | | |
| ⑧ | ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃ VP塗 | | |
| ⊠ | 天井点検口（天井改修部 撤去） | ⊠ | 天井点検口（天井改修部 新設） |
| ▨ | 改修箇所を示す | | |




| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 徳島県県土整備部営繕課 | | 工事名 | R8営繕　阿波西高等学校　阿波・阿波<br>南校舎棟トイレ改修工事建築 | 図面番号 | A-08 |
| 設計<br>R8.09.19 | 竣工<br>– | 図面名 | 1階天井伏図 | 縮尺 | 1/150 |


株式会社 野田木内一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045
一級建築士事務所登録 第31063号
一級建築士登録 第149503号 野田 史

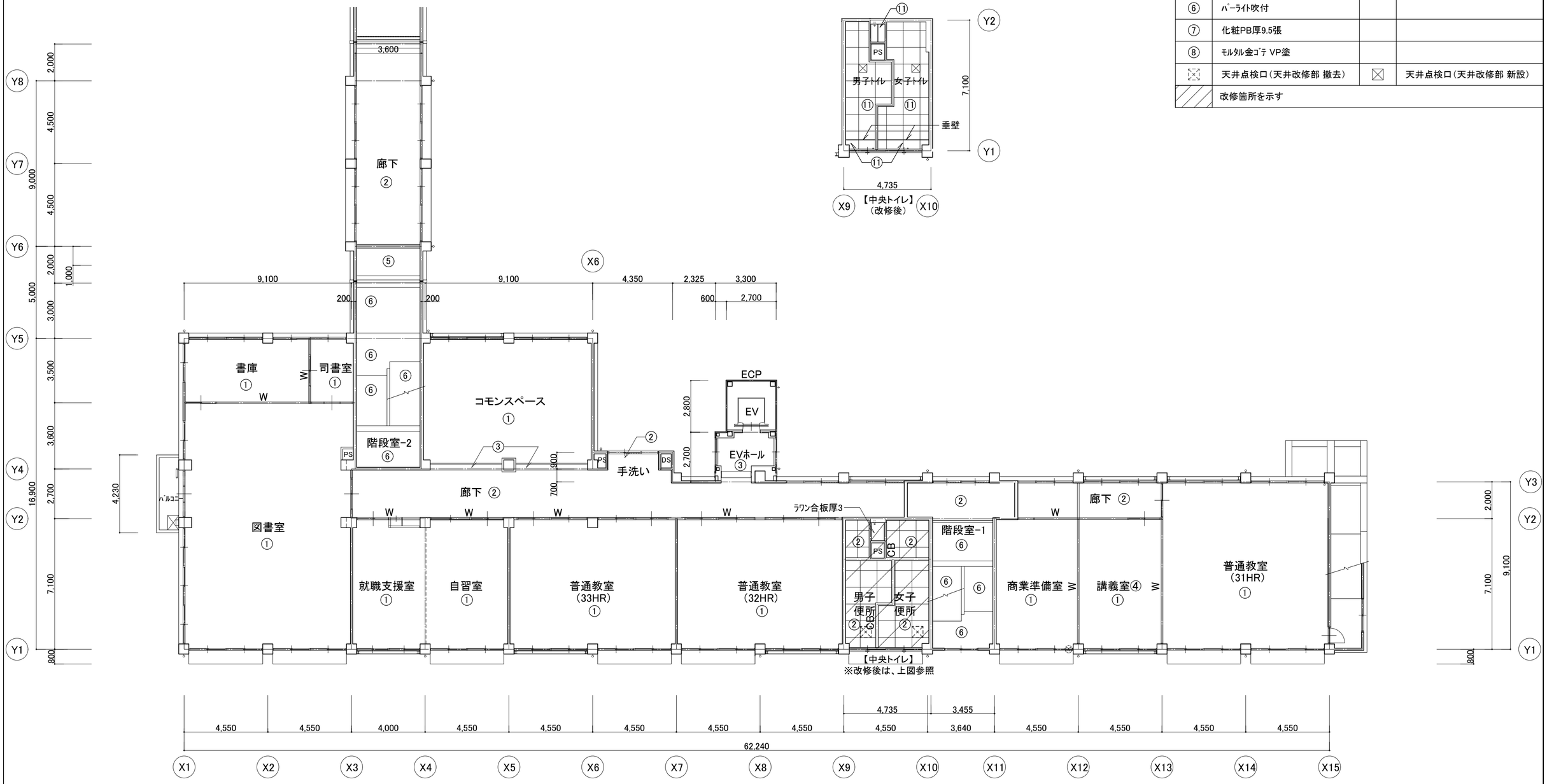
| | 現況　天井仕上 | | 改修後　天井仕上 |
|---|---|---|---|
| ① | 不燃吸音板厚9 | ⑪ | 化粧PB厚9.5張 |
| ② | PB厚9底目地 EP塗 | ⑫ | PB厚9.5底目地 EP塗 |
| ③ | PB厚9.5 EP塗 | | |
| ④ | PB厚9 ｸﾛｽ張 | | |
| ⑤ | ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃ EP塗 | | |
| ⑥ | ﾊﾟｰﾗｲﾄ吹付 | | |
| ⑦ | 化粧PB厚9.5張 | | |
| ⑧ | ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃ VP塗 | | |
| ⊠ | 天井点検口（天井改修部 撤去） | ⊠ | 天井点検口（天井改修部 新設） |
| ▨ | 改修箇所を示す | | |




| | | | |
|---|---|---|---|
| 徳島県県土整備部営繕課 | 工事名 | R8営繕　阿波西高等学校　阿波・阿波南校舎棟トイレ改修工事建築 | 図面番号 A-09 |
| 設計 R8.10.02 / 竣工 – | 図面名 | 2階天井伏図 | 縮尺 1/150 |


株式会社 野田木内一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045
一級建築士事務所登録 第31063号
一級建築士登録 第149503号 野田 史

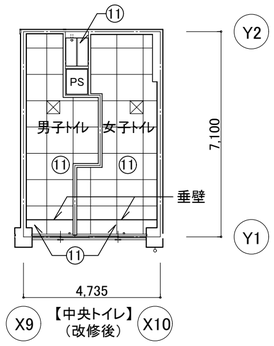
| | 現況　天井仕上 | | 改修後　天井仕上 |
|---|---|---|---|
| ① | 不燃吸音板厚9 | ⑪ | 化粧PB厚9.5張 |
| ② | PB厚9底目地 EP塗 | | |
| ③ | PB厚9.5 EP塗 | | |
| ④ | PB厚9 ｸﾛｽ張 | | |
| ⑤ | ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃ EP塗 | | |
| ⑥ | ﾊﾟｰﾗｲﾄ吹付 | | |
| ⑦ | 化粧PB厚9.5張 | | |
| ⑧ | ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃ VP塗 | | |
| ⊠ | 天井点検口（天井改修部 撤去） | ⊠ | 天井点検口（天井改修部 新設） |
| ▨ | 改修箇所を示す | | |

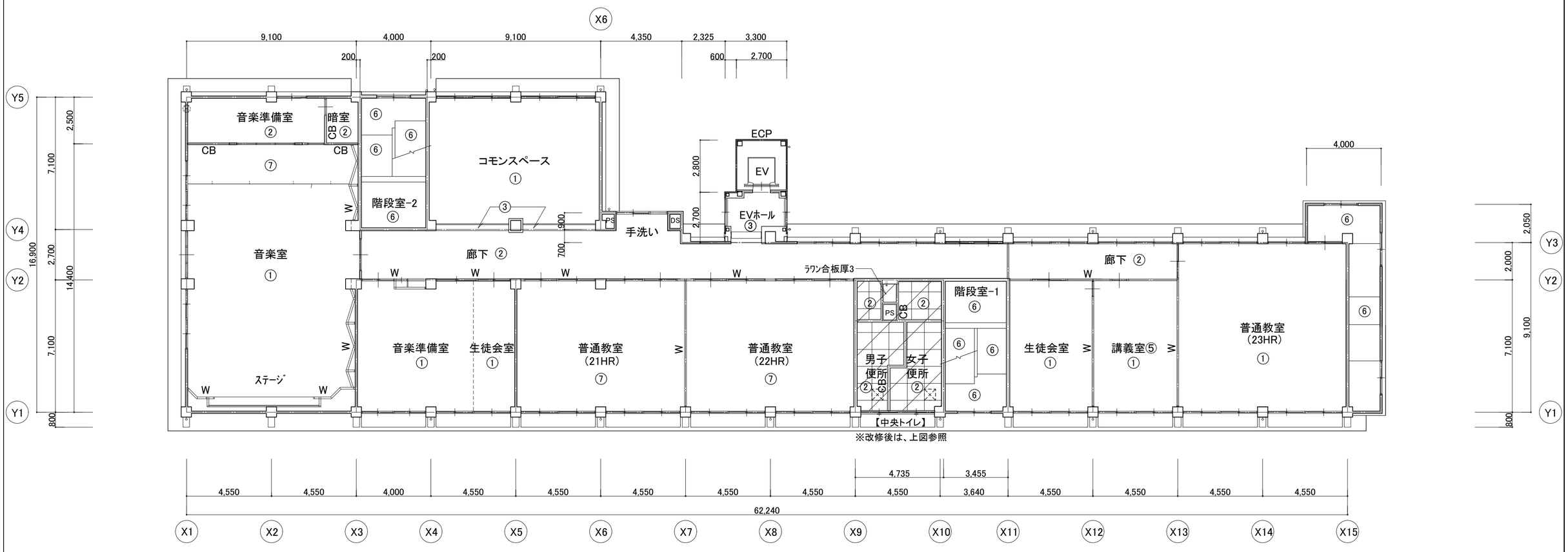



| | | | |
|---|---|---|---|
| 徳島県県土整備部営繕課 | 工事名 | R8営繕　阿波西高等学校　阿波・阿波南校舎棟トイレ改修工事建築 | 図面番号 A-10 |
| 設計 R8.09.14 / 竣工 – | 図面名 | 3階天井伏図 | 縮尺 1/150 |


株式会社 野田木内一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045
一級建築士事務所登録 第31063号
一級建築士登録 第149503号 野田 史

| | 現況　天井仕上 | | 改修後　天井仕上 |
|---|---|---|---|
| ① | 不燃吸音板厚9 | ⑪ | 化粧PB厚9.5張 |
| ② | PB厚9底目地 EP塗 | | |
| ③ | PB厚9.5 EP塗 | | |
| ④ | PB厚9 ｸﾛｽ張 | | |
| ⑤ | ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃ EP塗 | | |
| ⑥ | ﾊﾟｰﾗｲﾄ吹付 | | |
| ⑦ | 化粧PB厚9.5張 | | |
| ⑧ | ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃ VP塗 | | |
| ⊠ | 天井点検口（天井改修部 撤去） | ⊠ | 天井点検口（天井改修部 新設） |
| ▨ | 改修箇所を示す | | |




※改修後は、上図参照

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 徳島県県土整備部営繕課 | | 工事名 | R8営繕　阿波西高等学校　阿波・阿波<br>南校舎棟トイレ改修工事建築 | 図面番号 | A-11 |
| 設計<br>R8.09.14 | 竣工<br>– | 図面名 | 4階天井伏図 | 縮尺 | 1/150 |


株式会社 野田木内一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045
一級建築士事務所登録 第31063号
一級建築士登録 第149503号 野田 史

（凡例、特記事項）

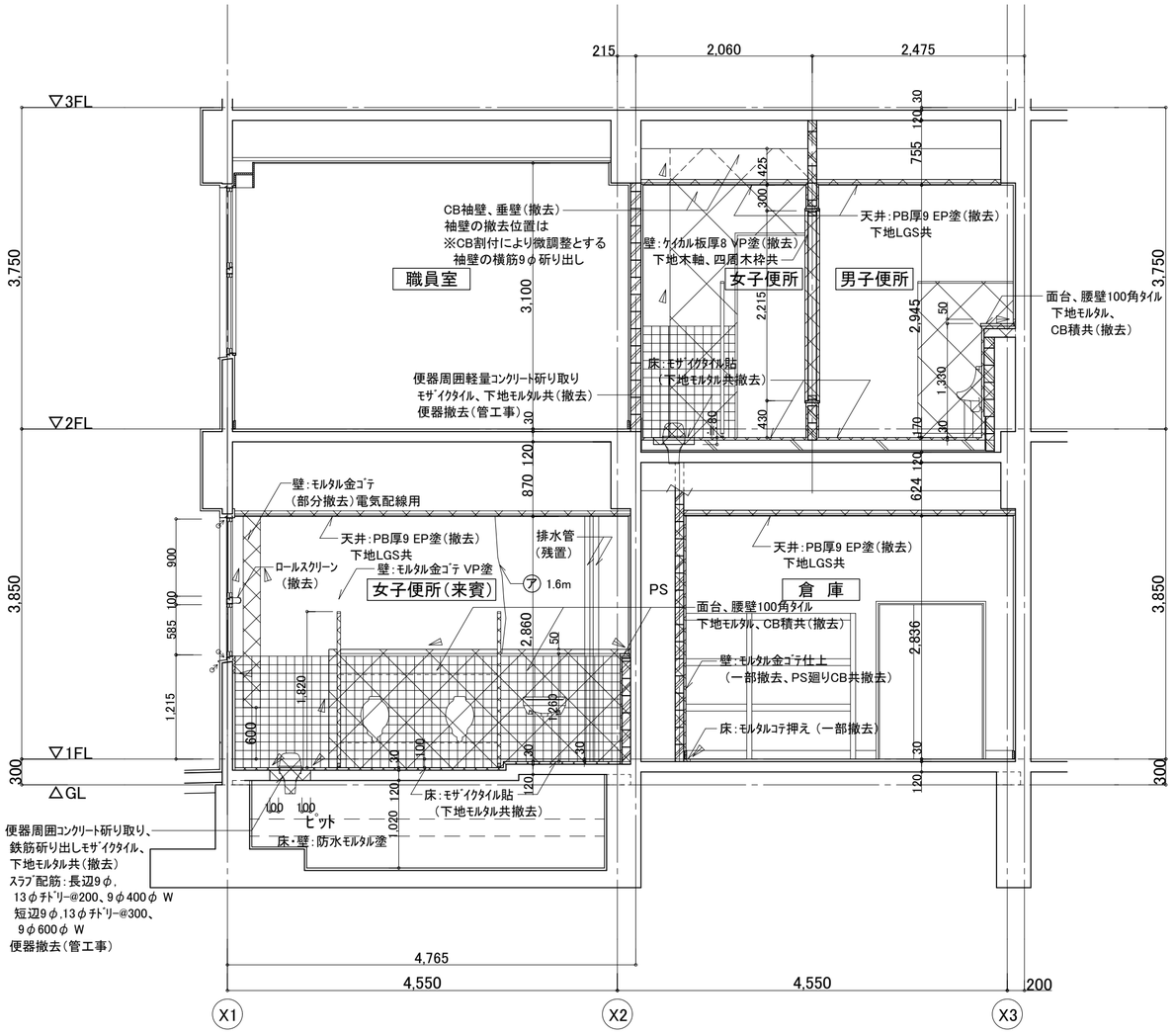
撤去範囲を示す

モルタル、ｺﾝｸﾘｰﾄ ｶｯﾀｰ切を示す

ｼｰﾘﾝｸﾞ材を示す（撤去）

※1. モルタル撤去前にｶｯﾀｰ切を行う
※2. 仕上等撤去面は目荒し又はｹﾚﾝ処理を行う
※3. 100角壁ﾀｲﾙ,ﾓﾙﾀﾙ（部分撤去、図示）電気配線用
※4. 壁ﾀｲﾙ・ﾓﾙﾀﾙ仕上面で残置箇所は、亀裂・浮き等の事前調査を行う

(ア) 現況：ひび割れ幅 0.2mm以上1mm未満
改修後：自動式低圧ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法
※集計は、展開図参照



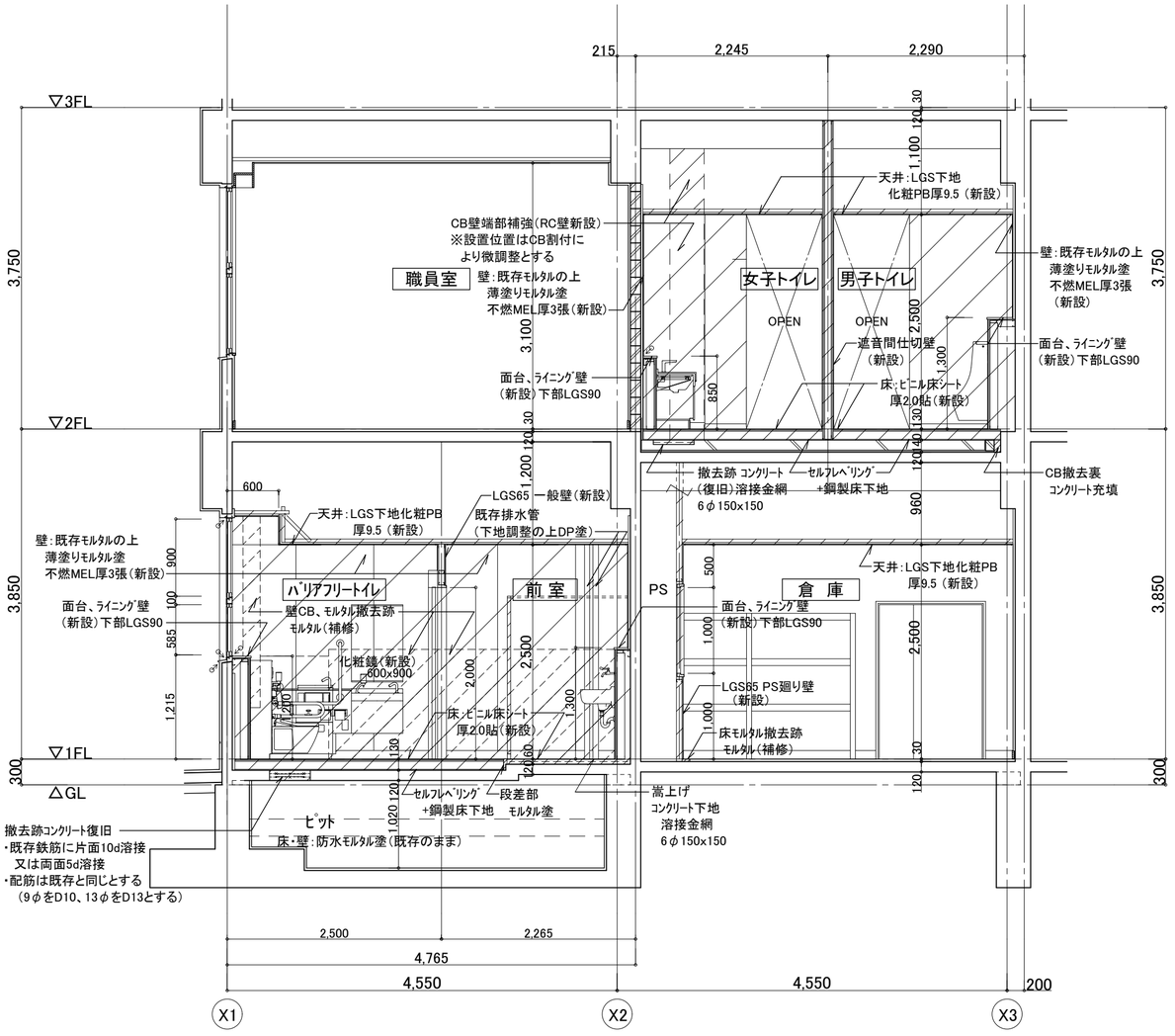

改修前　玄関側、職員トイレ廻り

（凡例、特記事項）

内装改修箇所は、左記の範囲及び特記箇所

ｼｰﾘﾝｸﾞ材を示す（新設）

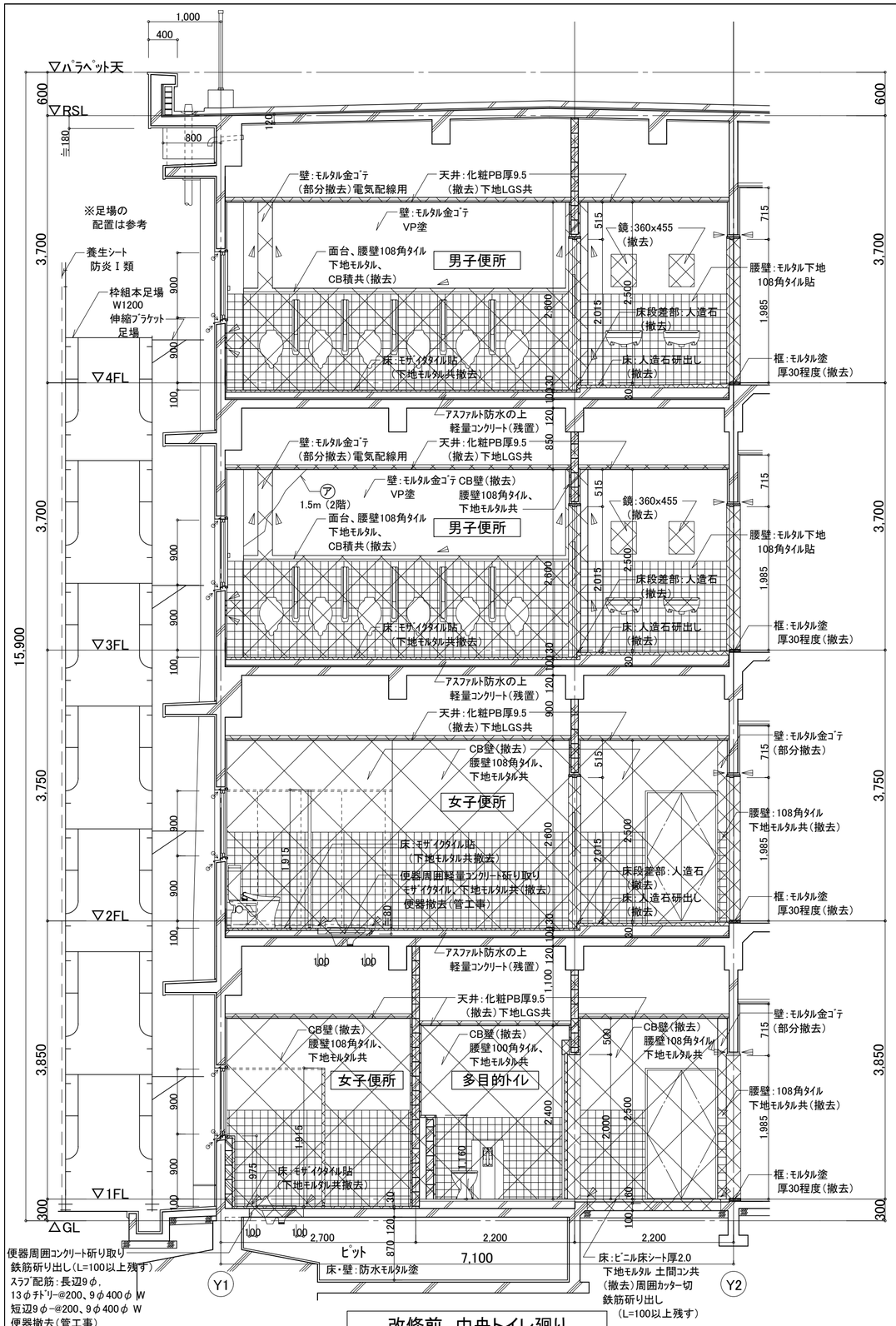
※1. 特記なき箇所は、既存のままとする
※2. 建具補修箇所は、既存額縁及び建具枠の塗装塗替えを行う（木部EP-G塗、鉄部SOP塗）
※3. 壁ﾀｲﾙ,ﾓﾙﾀﾙ部分撤去箇所は、ﾓﾙﾀﾙ補修（図示）




改修後　玄関側、職員トイレ廻り

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 徳島県県土整備部営繕課 | | 工事名 | R8営繕　阿波西高等学校　阿波・阿波南校舎棟トイレ改修工事建築 | 図面番号 | A-12 |
| 設計 | 竣工 | 図面名 | 矩計図-1 | 縮尺 | 1/50 |
| R8.10.05 | － | | | | |


株式会社 野田木内一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045
一級建築士事務所登録 第31063号
一級建築士登録 第149503号 野田 史




改修前　中央トイレ廻り

（凡例、特記事項）

撤去範囲を示す

モルタル、ｺﾝｸﾘｰﾄ ｶｯﾀｰ切を示す

ｼｰﾘﾝｸﾞ材を示す（撤去）

※1. モルタル撤去前にｶｯﾀｰ切を行う

※2. 仕上等撤去面は目荒し又はｹﾚﾝ処理を行う

※3. 100角壁ﾀｲﾙ,モルタル（部分撤去、図示）電気配線用

※4. 壁ﾀｲﾙ・モルタル仕上面で残置箇所は、亀裂・浮き等の事前調査を行う

ア　現況：ひび割れ幅　0.2mm以上1mm未満
改修後：自動式低圧ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法
※集計は、展開図参照

（凡例、特記事項）

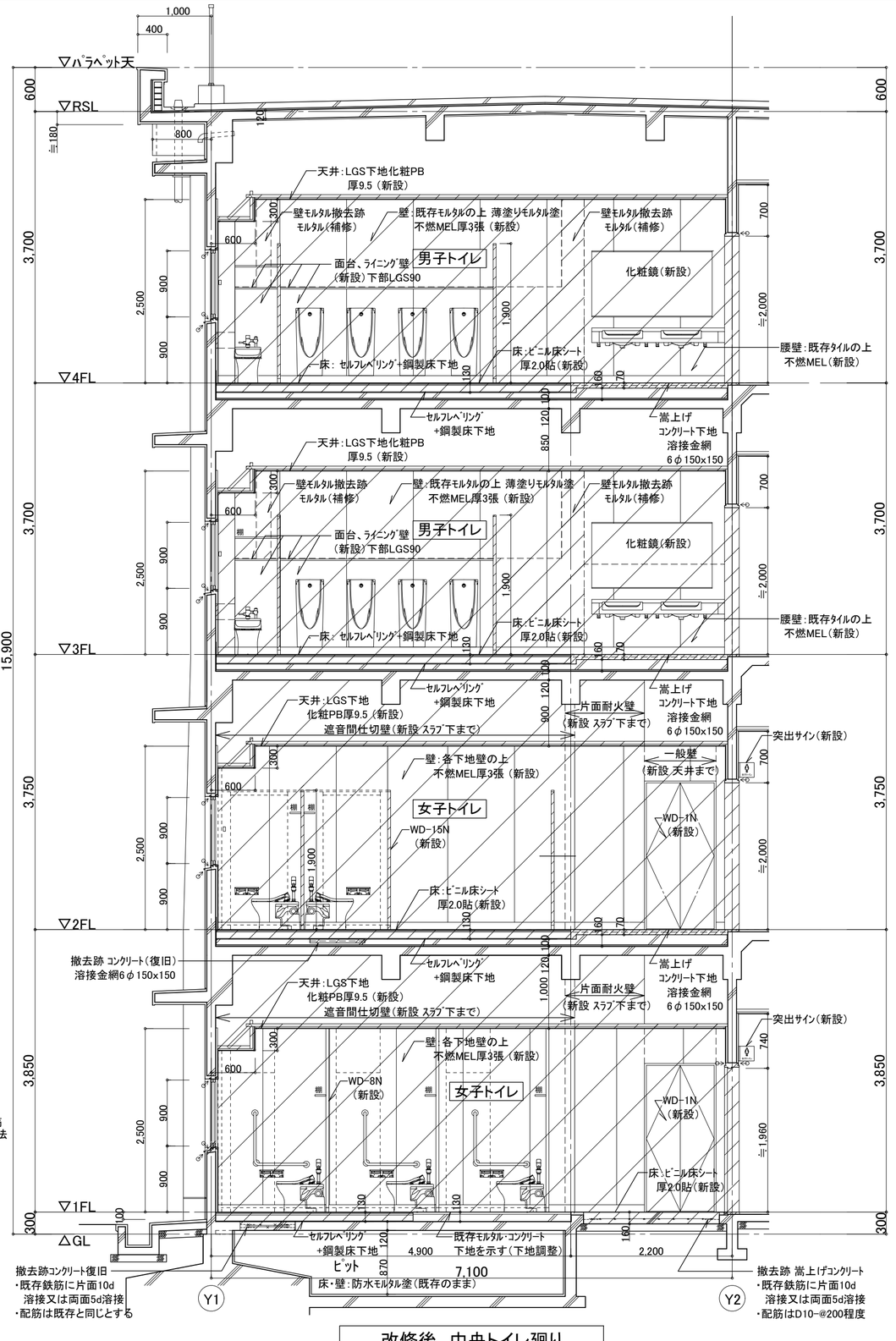
内装改修箇所は、左記の範囲及び特記箇所

ｼｰﾘﾝｸﾞ材を示す（新設）

※1. 特記なき箇所は、既存のままとする

※2. 建具補修箇所は、既存額縁及び建具枠の塗装塗替えを行う（木部EP-G塗、鉄部SOP塗）

※3. 壁ﾀｲﾙ,ﾓﾙﾀﾙ部分撤去箇所は、ﾓﾙﾀﾙ補修（図示）

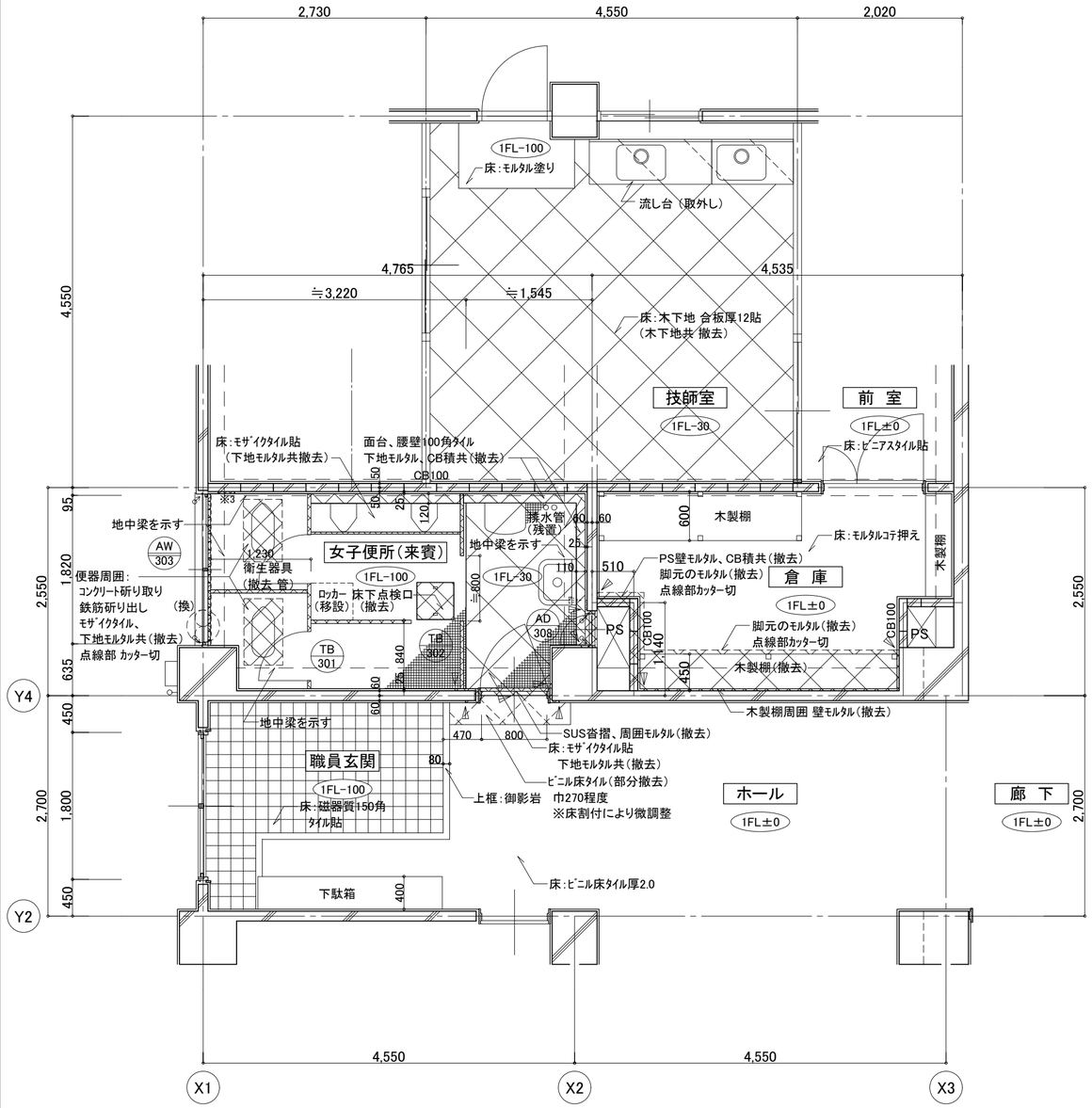



改修後　中央トイレ廻り

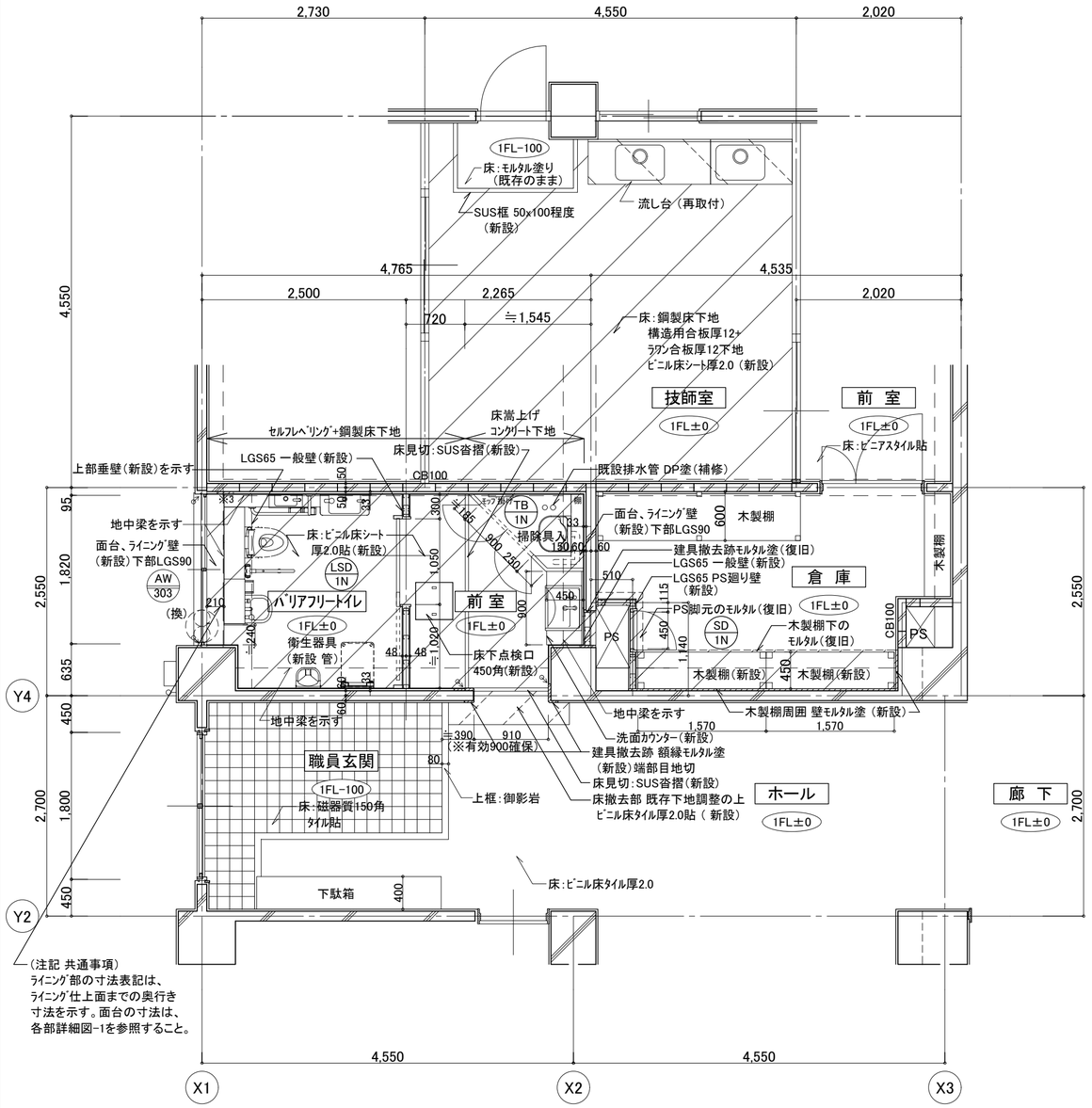
| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 徳島県県土整備部営繕課 | | 工事名 | R8営繕　阿波西高等学校　阿波・阿波南校舎棟トイレ改修工事建築 | 図面番号 | A-13 |
| 設計 | 竣工 | 図面名 | 矩計図-2 | 縮尺 | 1/50 |
| R8.10.05 | − | | | | |

株式会社 野田木内一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045
一級建築士事務所登録 第31063号
一級建築士登録 第149503号 野田 史

## 【改修前】




## 【改修後】




（注記 共通事項）
ﾗｲﾆﾝｸﾞ部の寸法表記は、
ﾗｲﾆﾝｸﾞ仕上面までの奥行き
寸法を示す。面台の寸法は、
各部詳細図-1を参照すること。

A
D 展開方向 B
C

（凡例、特記事項）

撤去範囲を示す

ﾓﾙﾀﾙ、ｺﾝｸﾘｰﾄ ｶｯﾀｰ切を示す

♂ シーリング材を示す（撤去）

※1. ﾓﾙﾀﾙ撤去前にｶｯﾀｰ切を行う
※2. 仕上等撤去面は目荒し又はｹﾚﾝ処理を行う
※3. 100角壁ﾀｲﾙ､ﾓﾙﾀﾙ（部分撤去、図示）
電気配線用
※4. 壁ﾀｲﾙ・ﾓﾙﾀﾙ仕上面で残置箇所は、
亀裂・浮き等の事前調査を行う

【女子便所（来賓）内部仕上】
床 ： 磁器質ﾓｻﾞｲｸﾀｲﾙ25角貼（下地ﾓﾙﾀﾙ共撤去）
腰壁 ： 100角ﾀｲﾙ張（下地ﾓﾙﾀﾙ共 部分撤去 ）
壁 ： ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾃ VP塗
天井 ： LGS下地 PB厚9 EP塗（下地共撤去）
その他 ： ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ（撤去）、床下点検口（撤去）
衛生器具（撤去 管工事）
【倉庫（技師室）内部仕上】
床 ： ﾓﾙﾀﾙｺﾃ押え（一部撤去）
巾木 ： ﾗﾜﾝ OS塗 H=100（部分撤去）
壁 ： ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾃ仕上（一部撤去、PS廻りCB共撤去）
天井 ： PB厚9底目地 EP塗（LGS共撤去）
その他 ： 木製棚（一部撤去）
【ホール 内部仕上】
床 ： ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ厚2.0貼（部分撤去）
巾木 ： ﾗﾜﾝ OS塗 H=100（部分撤去）
壁 ： ｴﾎﾟｷｼ系吹付ﾀｲﾙ（下地ﾓﾙﾀﾙ共部分撤去）
天井 ： 不燃吸音板厚9
【技師室、前室（技師室） 内部仕上】
床（技師室）：木下地 合板厚12貼（木下地共 撤去）
一部ﾓﾙﾀﾙｺﾃ押え
巾木 ： ﾗﾜﾝ OS塗 H=100
壁 ： ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾃ仕上、石綿ｽﾚｰﾄ厚5 EP塗
天井 ： PB厚9底目地 EP塗（LGS共撤去
技師室、前室（技師室）共）
その他 ： 流し台（取外し 技師室のみ）

（凡例、特記事項）

内装改修箇所は、左記の
範囲及び特記箇所

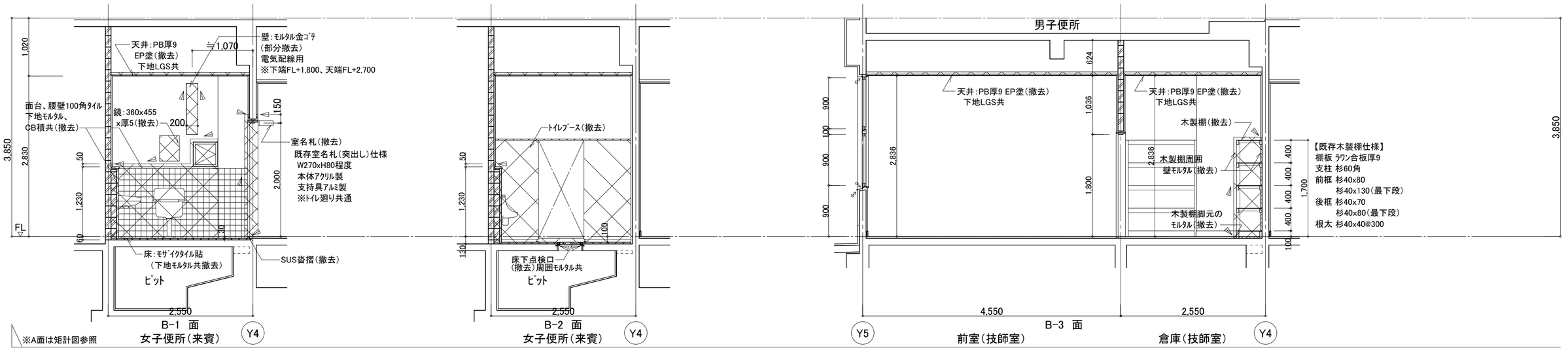
♂ シーリング材を示す（新設）

※1. 特記なき箇所は、既存のままとする
※2. 建具補修箇所は、既存額縁及び建具枠の
塗装塗替えを行う（木部EP−G塗、
鉄部SOP塗）
※3. 壁ﾀｲﾙ､ﾓﾙﾀﾙ部分撤去箇所で、仕上げに
面する箇所はﾓﾙﾀﾙ補修とする

【ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰﾄｲﾚ、前室 内部仕上】
床 ： ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ厚2.0貼（新設）
巾木 ： SUS箔+樹脂巾木 H=100（新設）
腰壁 ： 既存ﾀｲﾙの上 不燃MEL厚3張（新設）
壁 ： 既存ﾓﾙﾀﾙの上 薄塗りﾓﾙﾀﾙ塗 不燃MEL厚3張（新設）
ﾗｲﾆﾝｸﾞ壁： 構造用合板厚12二重
不燃MEL厚3張（新設）
一般壁： PB厚12.5 不燃MEL厚3張（新設）
天井 ： 化粧PB厚9.5（新設）
その他 ： ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ（新設）、床下点検口（新設）
掃除具入内 棚（新設）、衛生器具（新設 管工事）
【倉庫（技師室）内部仕上】
床 ： 既存のまま（撤去箇所 同材で復旧）
巾木 ： 既存のまま、ｿﾌﾄ巾木H=100（撤去部 新設）
壁 ： 既存のまま（撤去箇所 同材で復旧）
PS廻り壁 ： LGS下地 PB厚12.5 EP塗（新設）
天井 ： 化粧PB9.5張（LGS共新設）
その他 ： 木製棚（一部新設）
【ホール 内部仕上】
床 ： ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ撤去部（下地調整の上 ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ厚2.0）
巾木 ： 既存のまま（撤去部塗装補修）
壁 ： 既存のまま（撤去箇所 ﾓﾙﾀﾙ補修EP塗）
天井 ： 不燃吸音板厚9（既存のまま）
【技師室、前室（技師室） 内部仕上】
床（技師室）：ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ厚2.0貼（新設）
一部ﾓﾙﾀﾙｺﾃ押え（既存のまま）
巾木 ： 既存のまま
壁 ： 既存のまま
天井 ： 化粧PB9.5張（LGS共新設
技師室、前室（技師室）共）
その他 ： 流し台（再取付 技師室のみ）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 徳島県県土整備部営繕課 | | 工事名 | R8営繕 阿波西高等学校 阿波・阿波南校舎棟トイレ改修工事建築 | 図面番号 | A−14 |
| 設計 R8.10.09 | 竣工 − | 図面名 | 改修前後 玄関側トイレ廻り 平面詳細図 | 縮尺 | 1/50 |


株式会社 野田木内一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045
一級建築士事務所登録 第31063号
一級建築士登録 第149503号 野田 史




(凡例、特記事項)

撤去範囲を示す

ﾓﾙﾀﾙ、ｺﾝｸﾘｰﾄ ｶｯﾀｰ切を示す

ｼｰﾘﾝｸﾞ材を示す(撤去)

※1. ﾓﾙﾀﾙ撤去前にｶｯﾀｰ切を行う
※2. 仕上等撤去面は目荒し又はｹﾚﾝ処理を行う
※3. 100角壁ﾀｲﾙ,ﾓﾙﾀﾙ(部分撤去、図示)
電気配線用
※4. 壁ﾀｲﾙ・ﾓﾙﾀﾙ仕上面で残置箇所は、
亀裂・浮き等の事前調査を行う

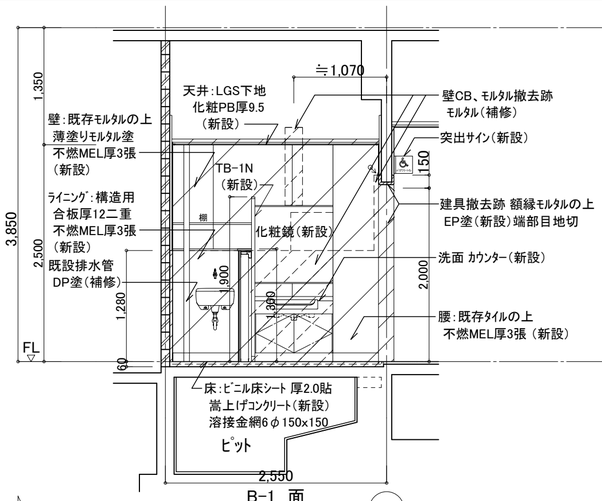
壁ﾀｲﾙ 割れ・浮き箇所を示す(撤去)
周囲ｶｯﾀｰ切共
・撤去後ﾄｲﾚ:ﾓﾙﾀﾙ(補修)

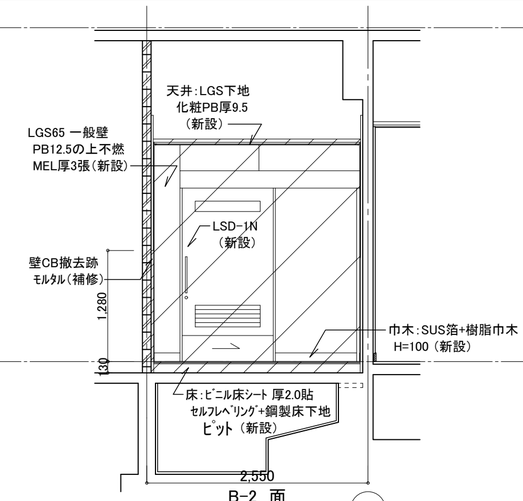
| 内壁 亀裂改修 凡例(ひび割れ・浮き部改修等) | | 設計数量 |
|---|---|---|
| ｱ | 現況: ひび割れ幅 0.5mm以上1mm未満<br>改修後: 自動式低圧ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法 | 2.5 m |
| ｲ | 現況: ひび割れ幅 1mm超<br>改修後: Uｶｯﾄｼｰﾙ充填工法 | 0.0 m |
| ｳ | 現況: モルタル浮き部(0.25㎡未満)<br>改修後: モルタル補修 | 0.0 m2<br>0箇所 |
| ｴ | 現況: モルタル浮き部(0.25㎡以上)<br>改修後: モルタル補修 | 0.0 m2<br>0箇所 |

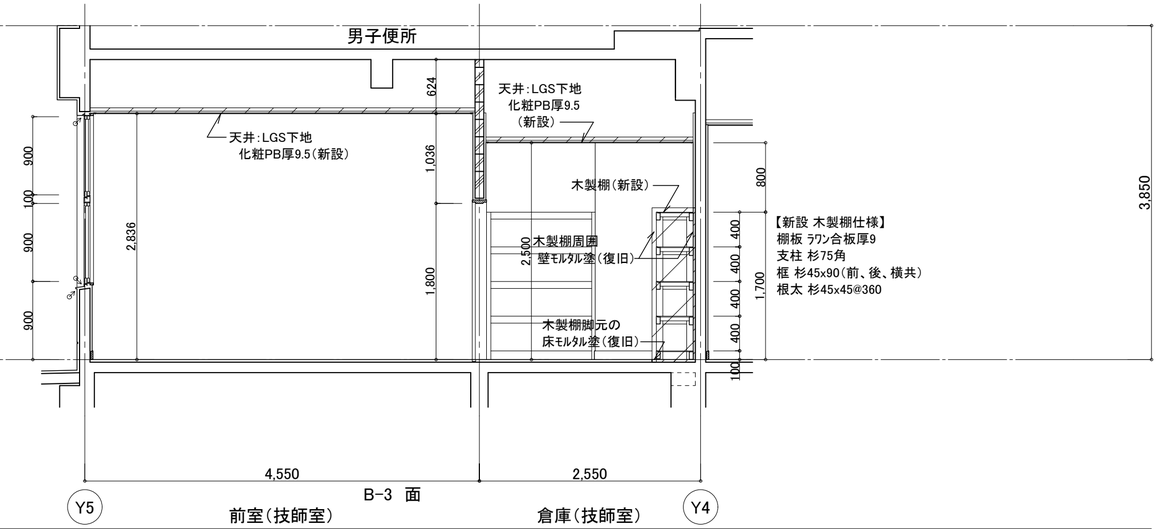
※上記の数量は、矩計図-1と本図との合計

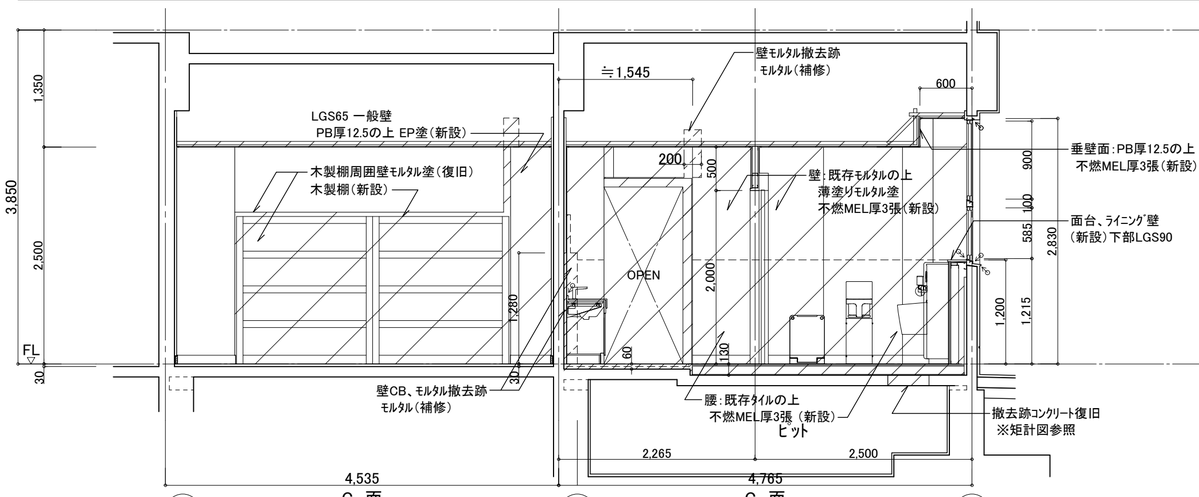
| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 徳島県県土整備部営繕課 | | 工事名 | R8営繕 阿波西高等学校 阿波・阿波南校舎棟トイレ改修工事建築 | 図面番号 | A-15 |
| 設計 R8.10.05 | 竣工 - | 図面名 | 改修前 玄関側トイレ廻り 展開図 | 縮尺 | 1/50 |

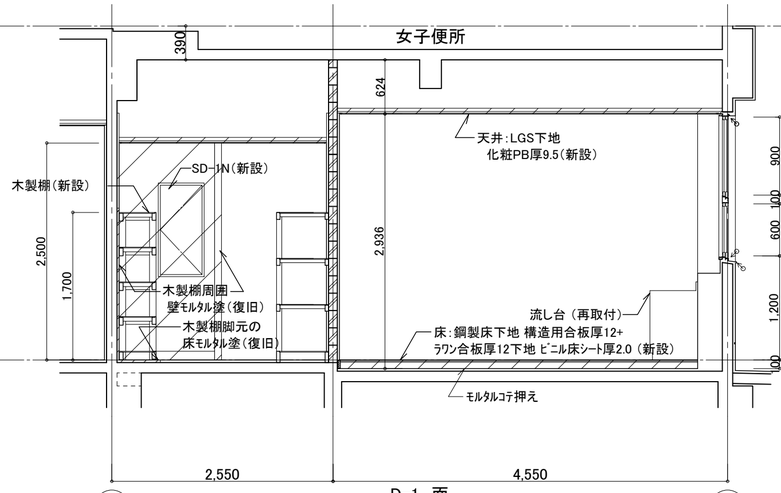
株式会社 野田木内一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045
一級建築士事務所登録 第31063号
一級建築士登録 第149503号 野田 史

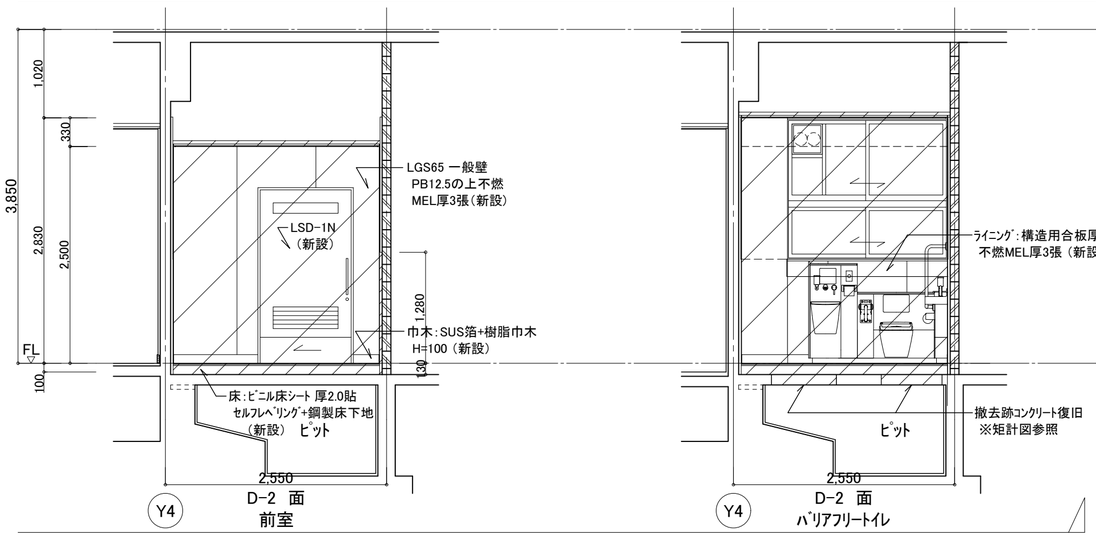


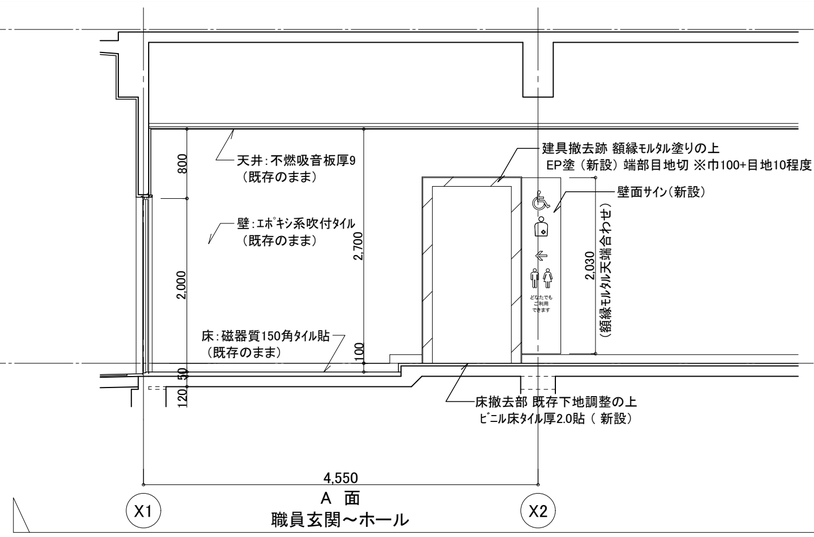




（凡例、特記事項）

内装改修箇所は、左記の範囲及び特記箇所

♂ ｼｰﾘﾝｸﾞ材を示す(新設)

※1. 特記なき箇所は、既存のままとする

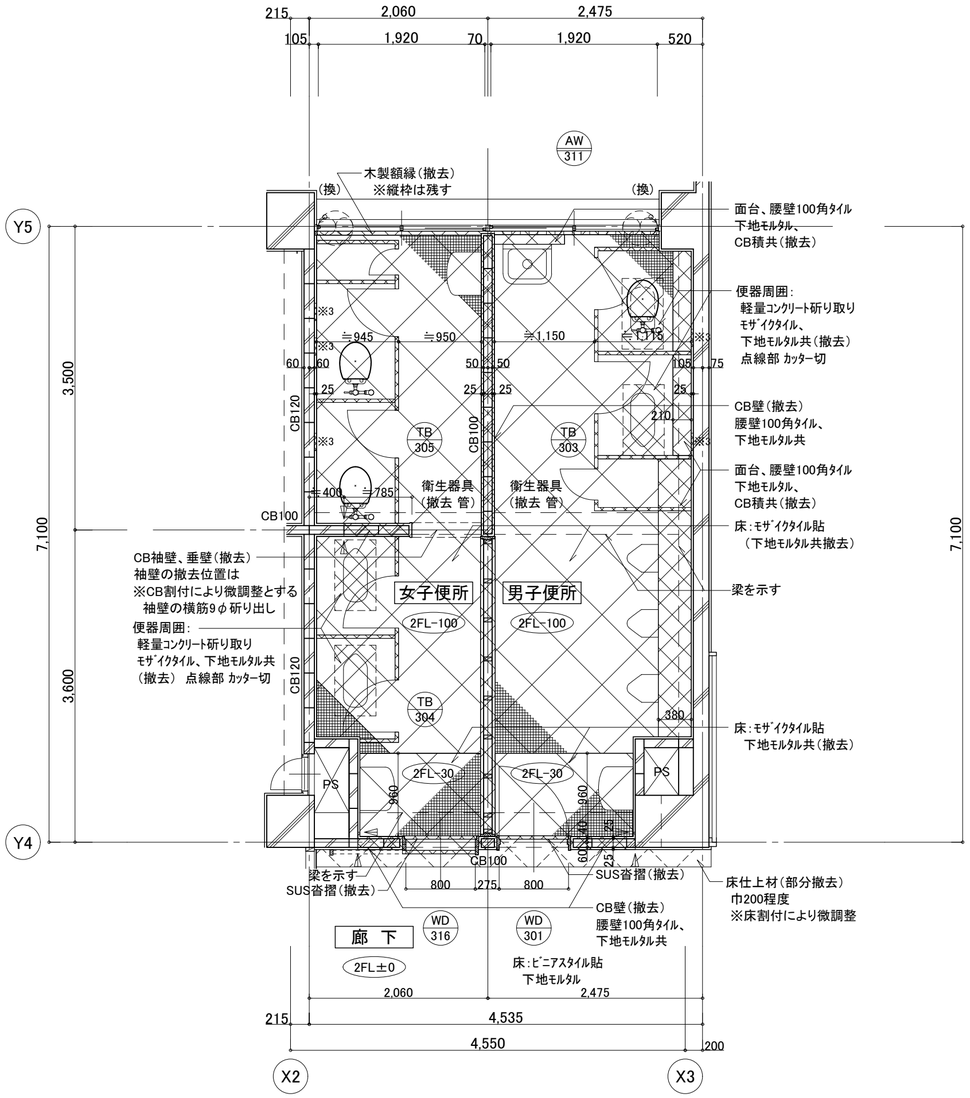
※2. 建具補修箇所は、既存額縁及び建具枠の塗装塗替えを行う(木部EP-G塗、鉄部SOP塗)

※3. 壁ﾀｲﾙ,ﾓﾙﾀﾙ部分撤去箇所で、仕上げに面する箇所はﾓﾙﾀﾙ補修とする

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 徳島県県土整備部営繕課 | | 工事名 | R8営繕 阿波西高等学校 阿波・阿波南校舎棟トイレ改修工事建築 | 図面番号 A-16 |
| 設計 R8.09.09 | 竣工 – | 図面名 | 改修後 玄関側トイレ廻り 展開図 | 縮尺 1/50 |

株式会社 野田木内一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045
一級建築士事務所登録 第31063号
一級建築士登録 第149503号 野田 史

## 【改修前】




(凡例、特記事項)

撤去範囲を示す

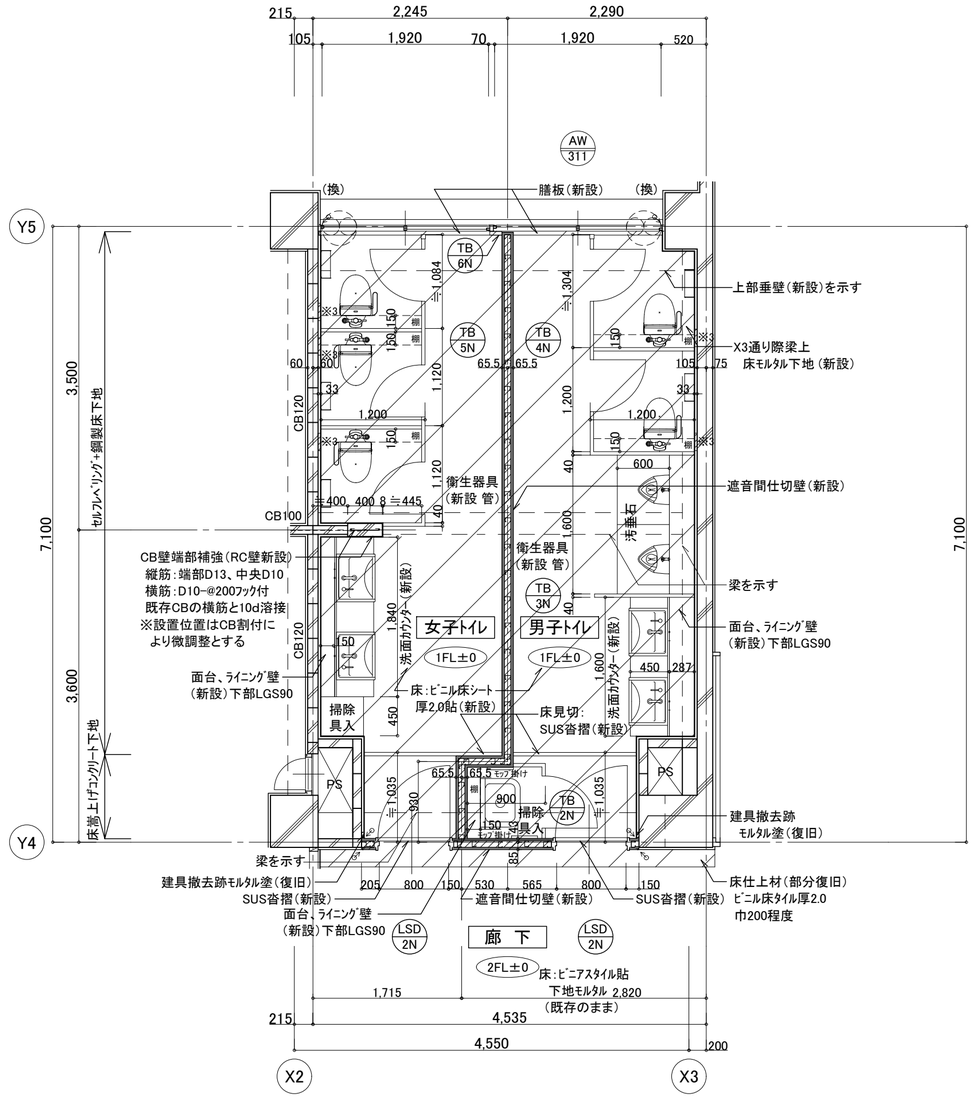
ﾓﾙﾀﾙ、ｺﾝｸﾘｰﾄ ｶｯﾀｰ切を示す

ｼｰﾘﾝｸﾞ材を示す(撤去)

※1. ﾓﾙﾀﾙ撤去前にｶｯﾀｰ切を行う
※2. 仕上等撤去面は目荒し又はｹﾚﾝ処理を行う
※3. 100角壁ﾀｲﾙ､ﾓﾙﾀﾙ(部分撤去、図示)
電気配線用
※4. 壁ﾀｲﾙ･ﾓﾙﾀﾙ仕上面で残置箇所は、
亀裂･浮き等の事前調査を行う

【職員便所(男子、女子) 内部仕上】
床 : 磁器質ﾓｻﾞｲｸﾀｲﾙ25角貼 (下地ﾓﾙﾀﾙ共撤去)
ｱｽﾌｧﾙﾄ防水の上軽量ｺﾝｸﾘｰﾄ(残置)
一部ｺﾝｸﾘｰﾄ (部分撤去)
腰壁 : 100角ﾀｲﾙ張 (下地ﾓﾙﾀﾙ共 部分撤去 )
壁 : ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾃ VP塗、間仕切CB (撤去)
ｹｲｶﾙ板厚8 VP塗 (木下地共撤去)
天井 : PB厚9底目地 EP塗 (LGS共撤去)
一部不燃吸音板厚9 (LGS共撤去)
その他 : ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ(撤去)、衛生器具(撤去 管工事)
【廊下 内部仕上】
床 : ﾋﾞﾆｱｽﾀｲﾙ貼 (部分撤去)
巾木 : ﾗﾜﾝ OS塗 H=100 (部分撤去)
壁 : ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾃ EP塗 (部分撤去)
天井 : PB厚9底目地 EP塗 (部分撤去)

## 【改修後】




(凡例、特記事項)

内装改修箇所は、左記の
範囲及び特記箇所

ｼｰﾘﾝｸﾞ材を示す(新設)

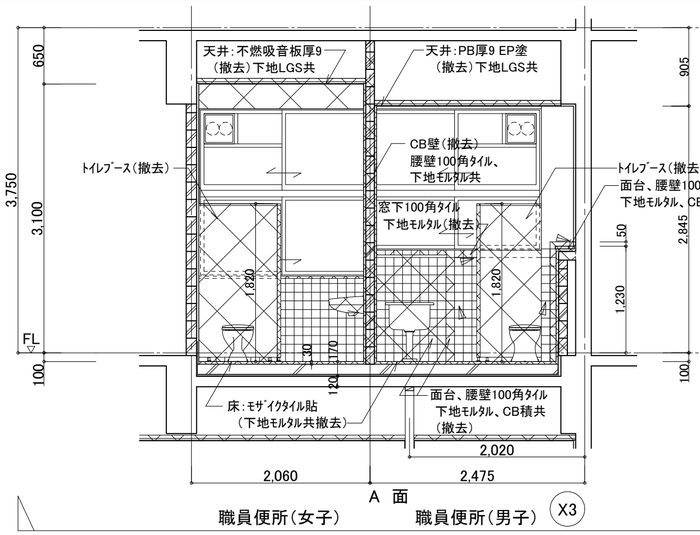
※1. 特記なき箇所は、既存のままとする
※2. 建具補修箇所は、既存額縁及び建具枠の
塗装塗替えを行う(木部EP-G塗、
鉄部SOP塗)
※3. 壁ﾀｲﾙ､ﾓﾙﾀﾙ部分撤去箇所で、仕上げに
面する箇所はﾓﾙﾀﾙ補修とする

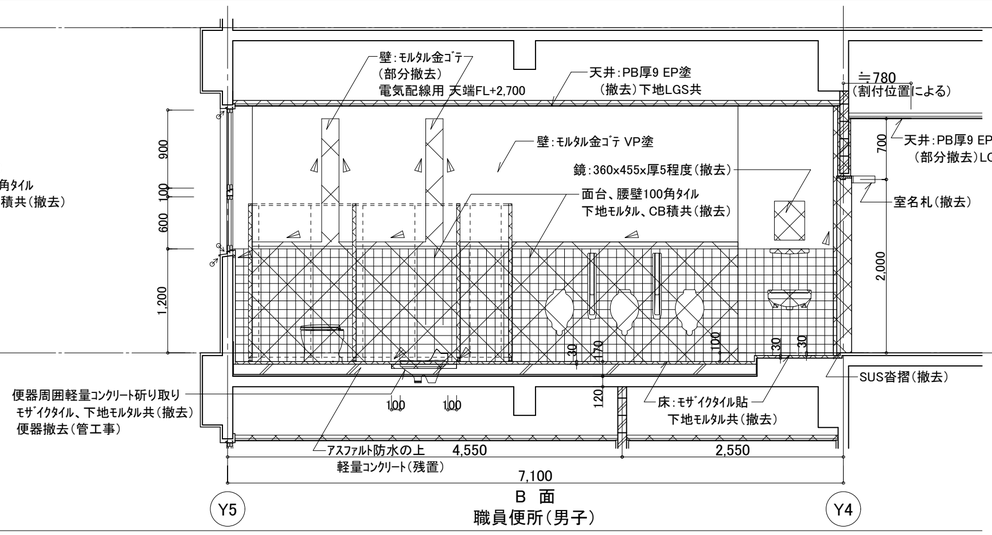
【職員トイレ(男子、女子) 内部仕上】
床 : ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ厚2.0貼(新設)
巾木 : SUS箔+樹脂巾木 H=100 (新設)
腰壁 : 既存ﾀｲﾙの上 不燃MEL厚3張 (新設)
壁 : 既存ﾓﾙﾀﾙの上 薄塗りﾓﾙﾀﾙ塗 不燃MEL厚3張 (新設)
遮音間仕切壁 : PB厚12.5二重張 不燃MEL厚3
(新設)、廊下側はEP塗 (新設)
ﾗｲﾆﾝｸﾞ壁: 構造用合板厚12二重 不燃MEL厚3張 (新設)
天井 : 化粧PB厚9.5 (新設)
その他 : ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ(新設)、ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ･掃除具入内 棚(新設)
床下点検口(新設)
【廊下 内部仕上】
床 : ﾋﾞﾆｱｽﾀｲﾙ撤去部 (下地調整の上 ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ厚2.0)
巾木 : 既存のまま (撤去部塗装補修)
ｿﾌﾄ巾木 (新設 遮音壁面)
壁 : 既存のまま (撤去箇所 ﾓﾙﾀﾙ補修EP塗)
天井 : 既存のまま (撤去部のみ部分復旧)

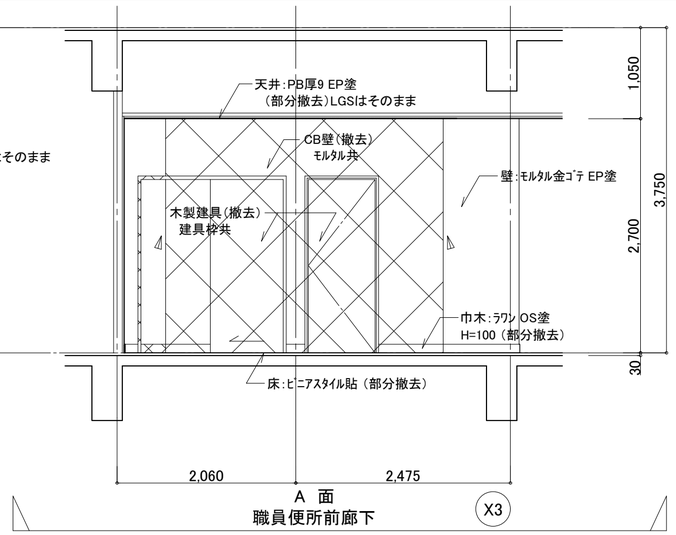
A
D 展開方向 B
C

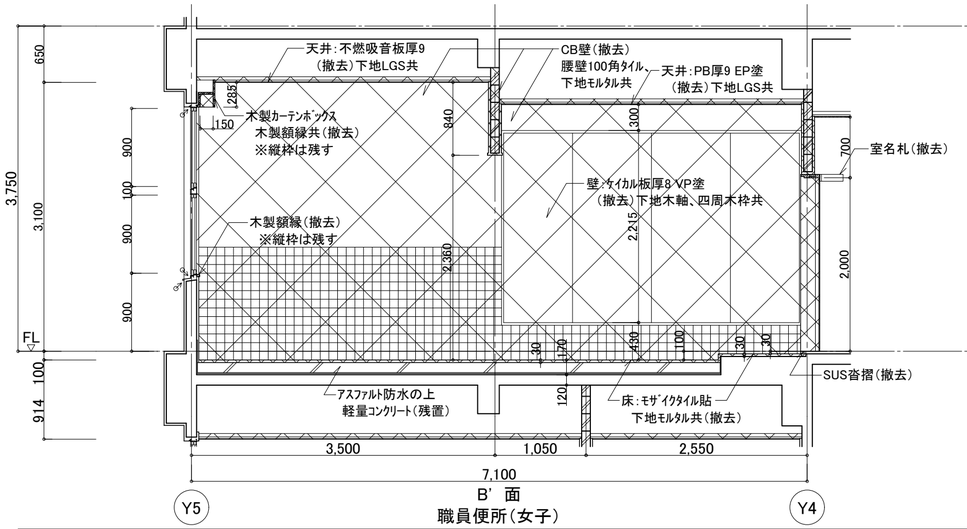
| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 徳島県県土整備部営繕課 | | 工事名 | R8営繕 阿波西高等学校 阿波・阿波南校舎棟トイレ改修工事建築 | 図面番号 | A-17 |
| 設計 R8.10.05 | 竣工 - | 図面名 | 改修前後 職員トイレ 平面詳細図 | 縮尺 | 1/50 |

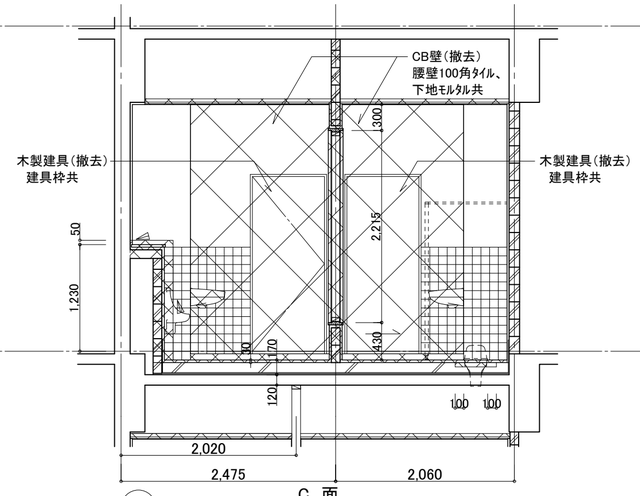

株式会社 野田木内一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045
一級建築士事務所登録 第31063号
一級建築士登録 第149503号 野田 史

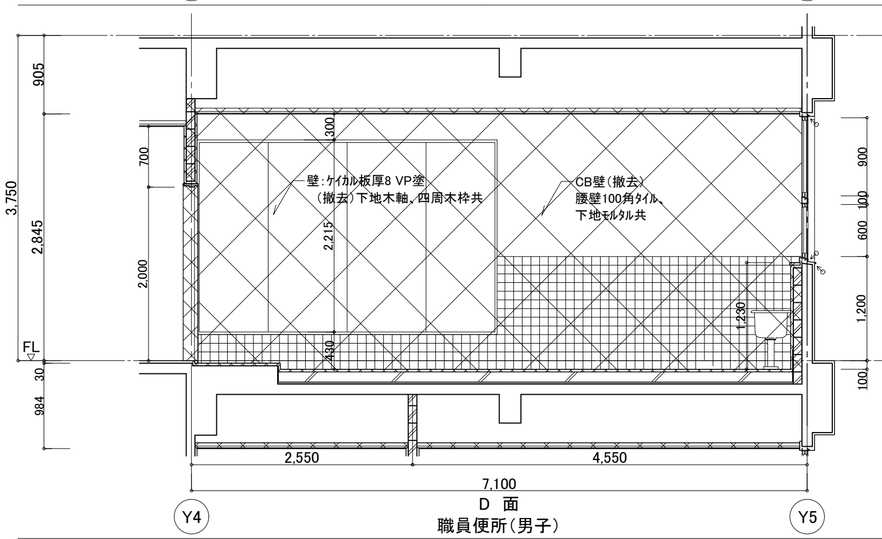


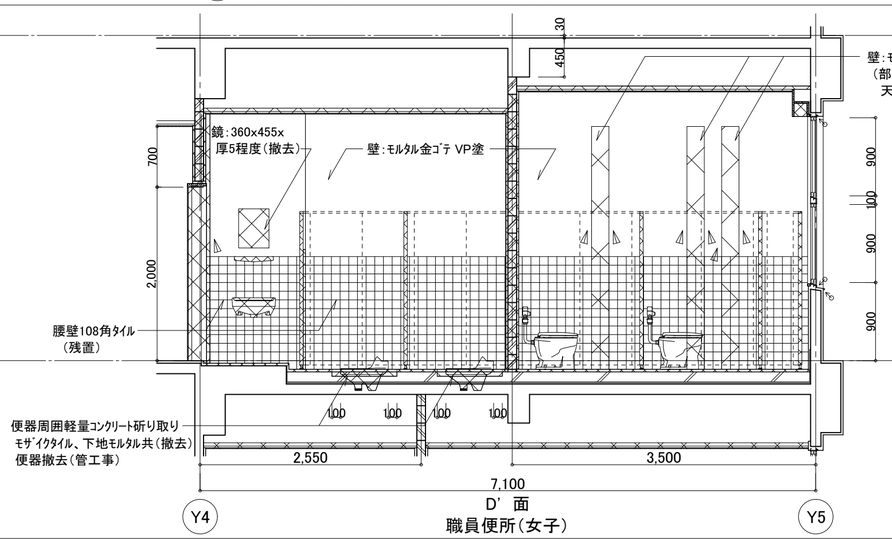



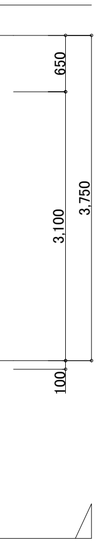




（凡例、特記事項）

撤去範囲を示す

ﾓﾙﾀﾙ、ｺﾝｸﾘｰﾄ ｶｯﾀｰ切を示す

ｼｰﾘﾝｸﾞ材を示す（撤去）

※1. ﾓﾙﾀﾙ撤去前にｶｯﾀｰ切を行う

※2. 仕上等撤去面は目荒し又はｹﾚﾝ処理を行う

※3. 100角壁ﾀｲﾙ､ﾓﾙﾀﾙ（部分撤去、図示）
電気配線用

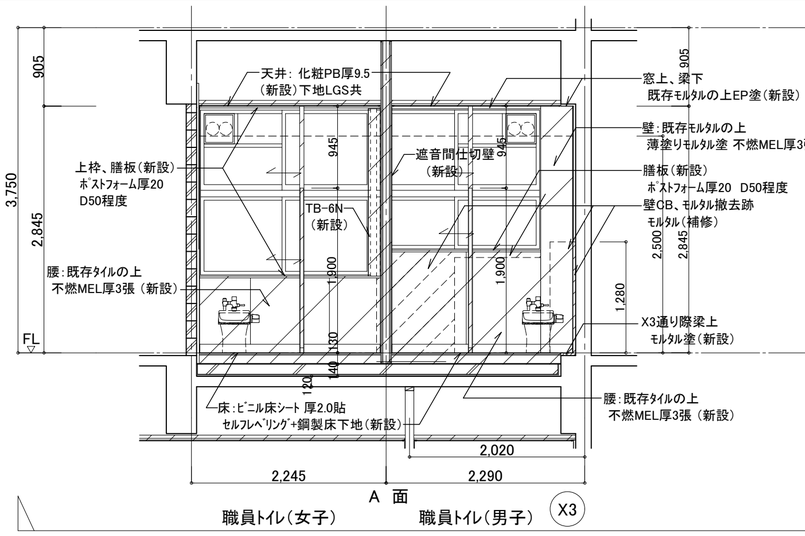
※4. 壁ﾀｲﾙ･ﾓﾙﾀﾙ仕上面で残置箇所は、
亀裂・浮き等の事前調査を行う

壁ﾀｲﾙ 割れ・浮き箇所を示す（撤去）
周囲ｶｯﾀｰ切共
・撤去後ﾄｲﾚ：ﾓﾙﾀﾙ（補修）

| 内壁　亀裂改修　凡例（ひび割れ・浮き部改修等） | | 設計数量 |
|---|---|---|
| ㋐ | 現況：ひび割れ幅　0.5mm以上1mm未満<br>改修後：自動式低圧ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法 | 0.0 m |
| ㋑ | 現況：ひび割れ幅　1mm超<br>改修後：Uｶｯﾄｼｰﾙ充填工法 | 0.0 m |
| ㋒ | 現況：モルタル浮き部（0.25㎡未満）<br>改修後：モルタル補修 | 0.0 m2<br>0箇所 |
| ㋓ | 現況：モルタル浮き部（0.25㎡以上）<br>改修後：モルタル補修 | 0.0 m2<br>0箇所 |

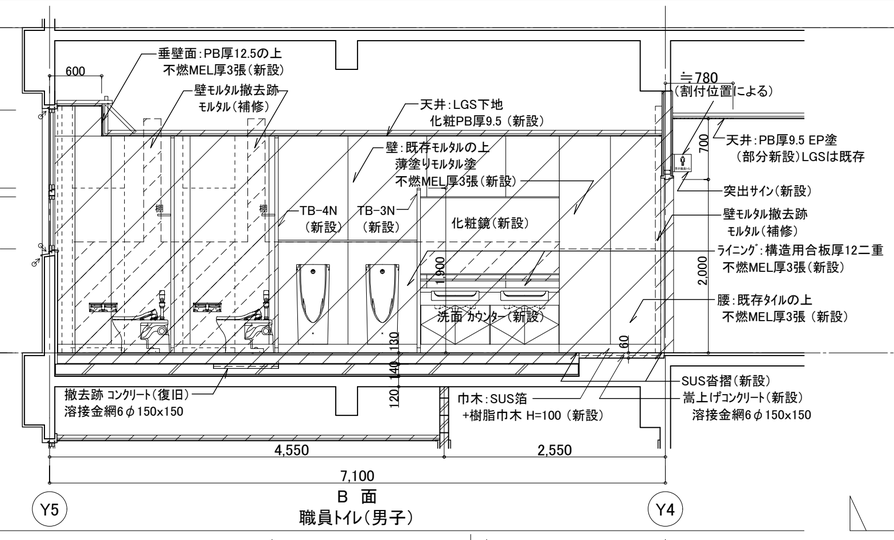
| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 徳島県県土整備部営繕課 | | 工事名 | R8営繕　阿波西高等学校　阿波・阿波南校舎棟トイレ改修工事建築 | 図面番号 | A-18 |
| 設計 R8.10.05 | 竣工 － | 図面名 | 改修前　職員トイレ　展開図 | 縮尺 | 1/50 |

株式会社 野田木内一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL　0884-77-2039　FAX　0884-77-2045
一級建築士事務所登録　第31063号
一級建築士登録　第149503号　野田　史



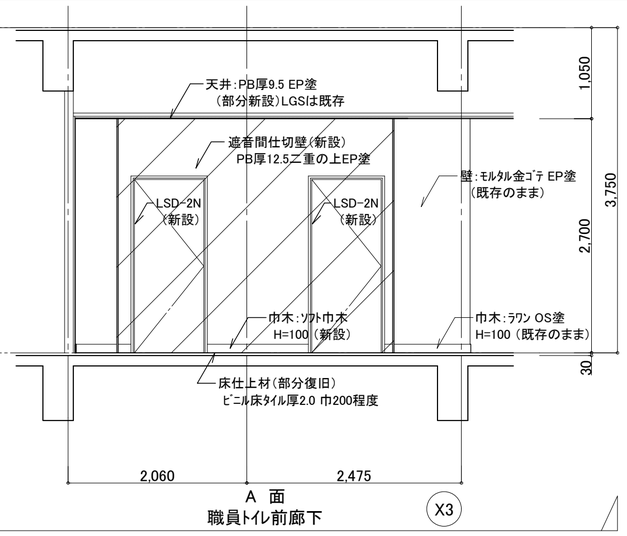

A 面

職員ﾄｲﾚ（女子） 職員ﾄｲﾚ（男子） X3



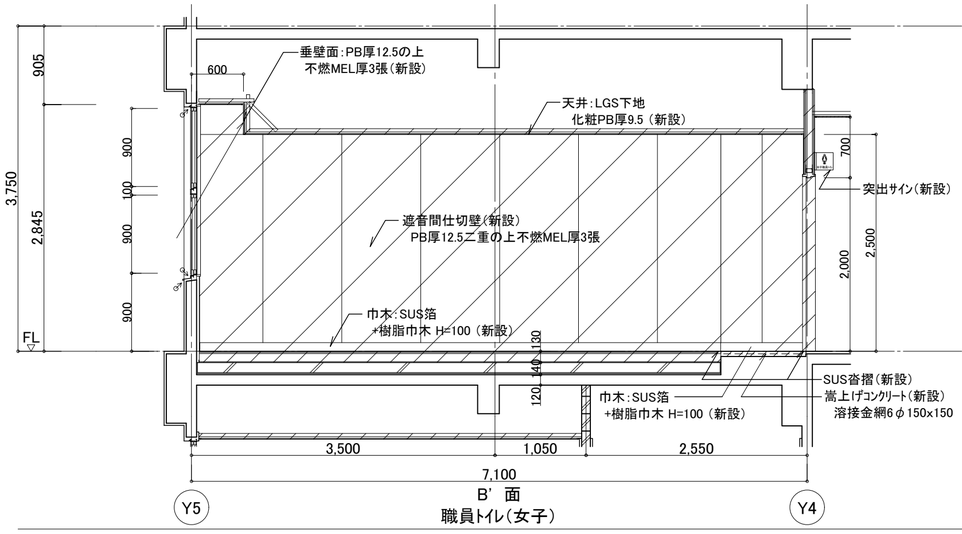

B 面

Y5 職員ﾄｲﾚ（男子） Y4



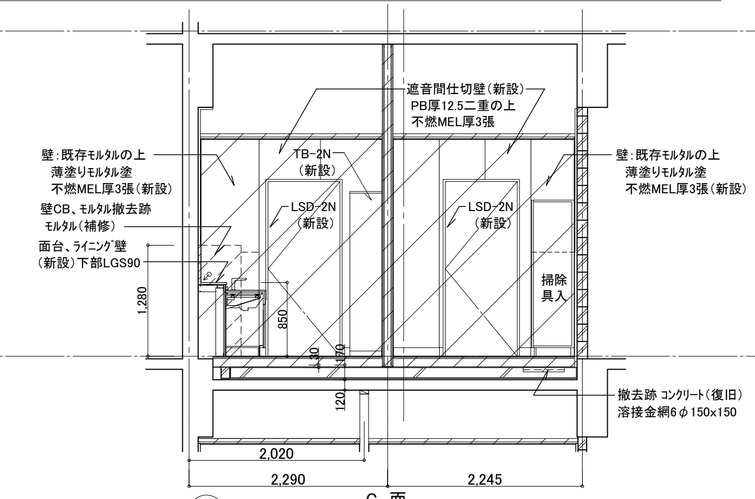

A 面

職員ﾄｲﾚ前廊下 X3




B’ 面

Y5 職員ﾄｲﾚ（女子） Y4




C 面

X3 職員ﾄｲﾚ（男子） 職員ﾄｲﾚ（女子）

（凡例、特記事項）

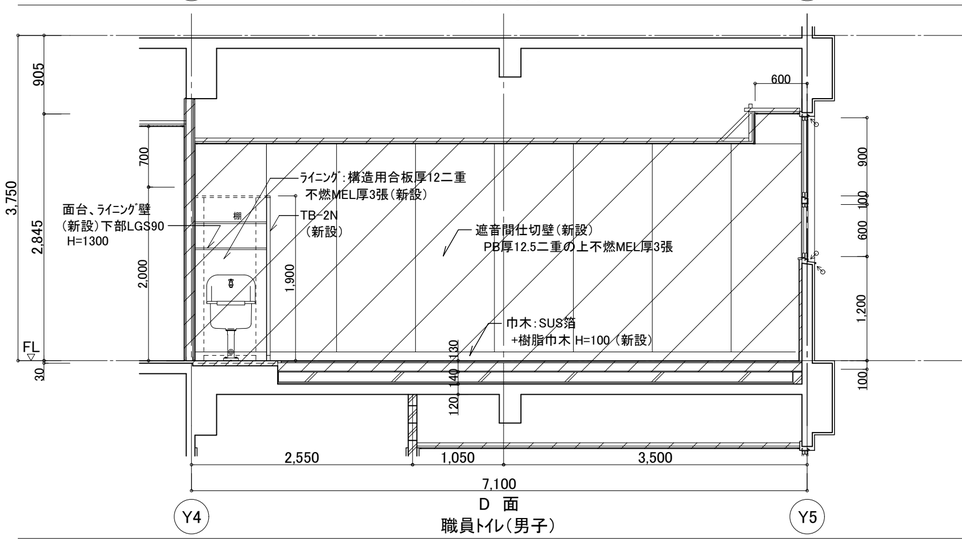
内装改修箇所は、左記の範囲及び特記箇所

♂ ｼｰﾘﾝｸﾞ材を示す（新設）

※1. 特記なき箇所は、既存のままとする

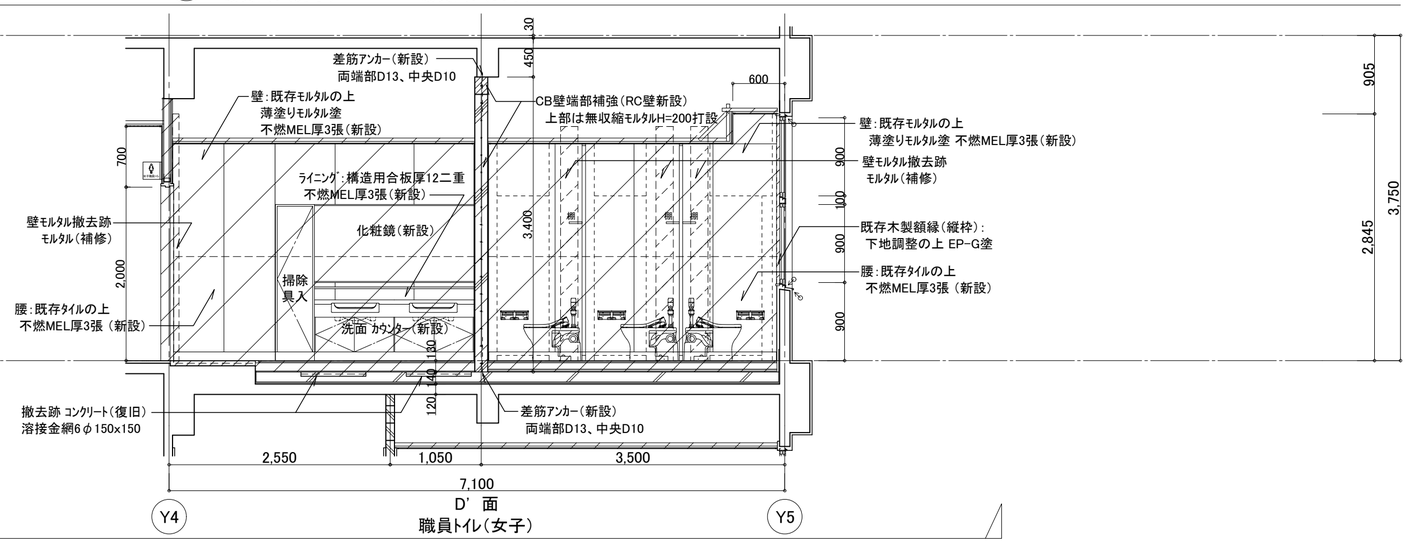
※2. 建具補修箇所は、既存額縁及び建具枠の塗装塗替えを行う（木部EP-G塗、鉄部SOP塗）

※3. 壁ﾀｲﾙ,ﾓﾙﾀﾙ部分撤去箇所で、仕上げに面する箇所はﾓﾙﾀﾙ補修とする




D 面

Y4 職員ﾄｲﾚ（男子） Y5



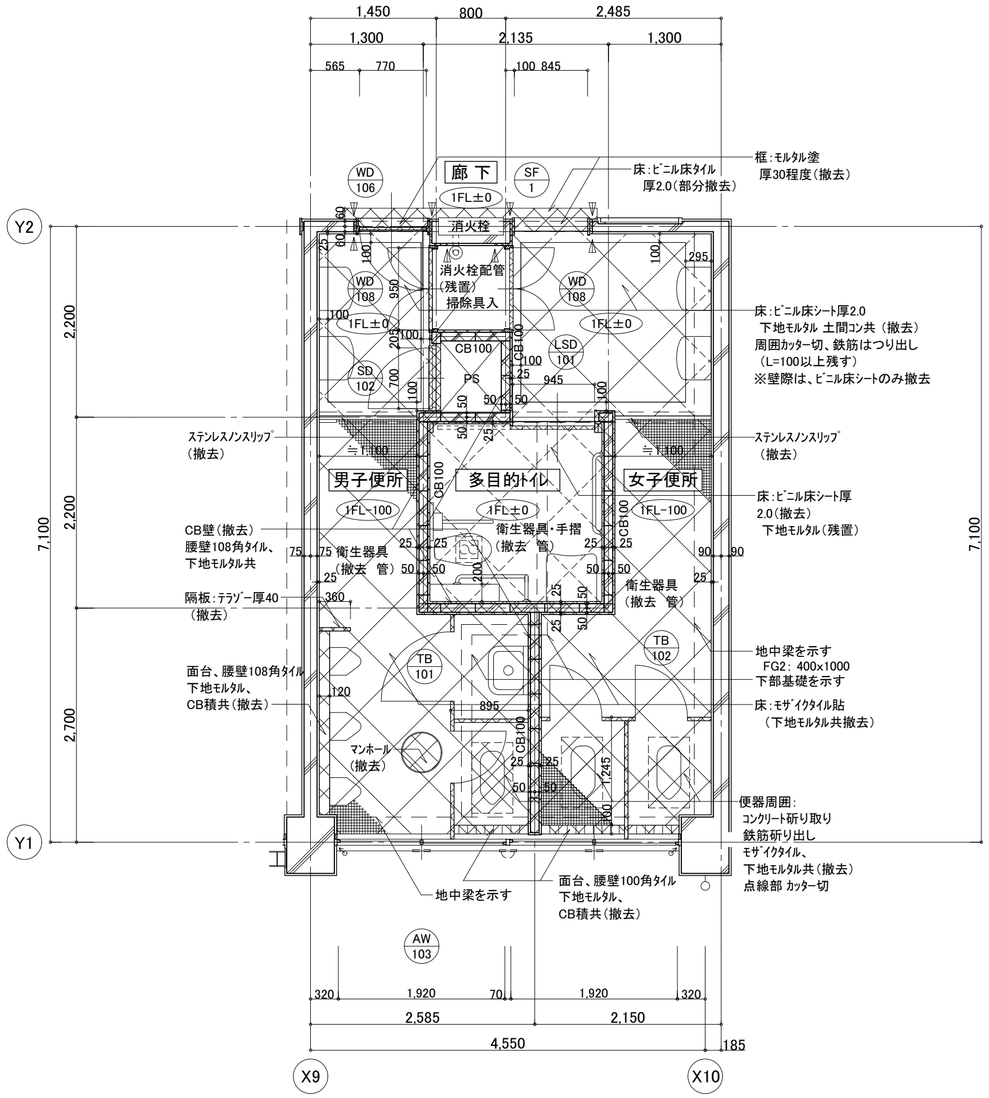

D’ 面

Y4 職員ﾄｲﾚ（女子） Y5

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 徳島県県土整備部営繕課 | | 工事名 | R8営繕 阿波西高等学校 阿波・阿波南校舎棟トイレ改修工事建築 | 図面番号 A-19 |
| 設計 R8.10.02 | 竣工 – | 図面名 | 改修後 職員トイレ 展開図 | 縮尺 1/50 |

株式会社 野田木内一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045
一級建築士事務所登録 第31063号
一級建築士登録 第149503号 野田 史

## 【改修前】




（凡例、特記事項）

撤去範囲を示す

モルタル、ｺﾝｸﾘｰﾄ ｶｯﾀｰ切を示す

♂ シーリング材を示す(撤去)

※1. モルタル撤去前にｶｯﾀｰ切を行う

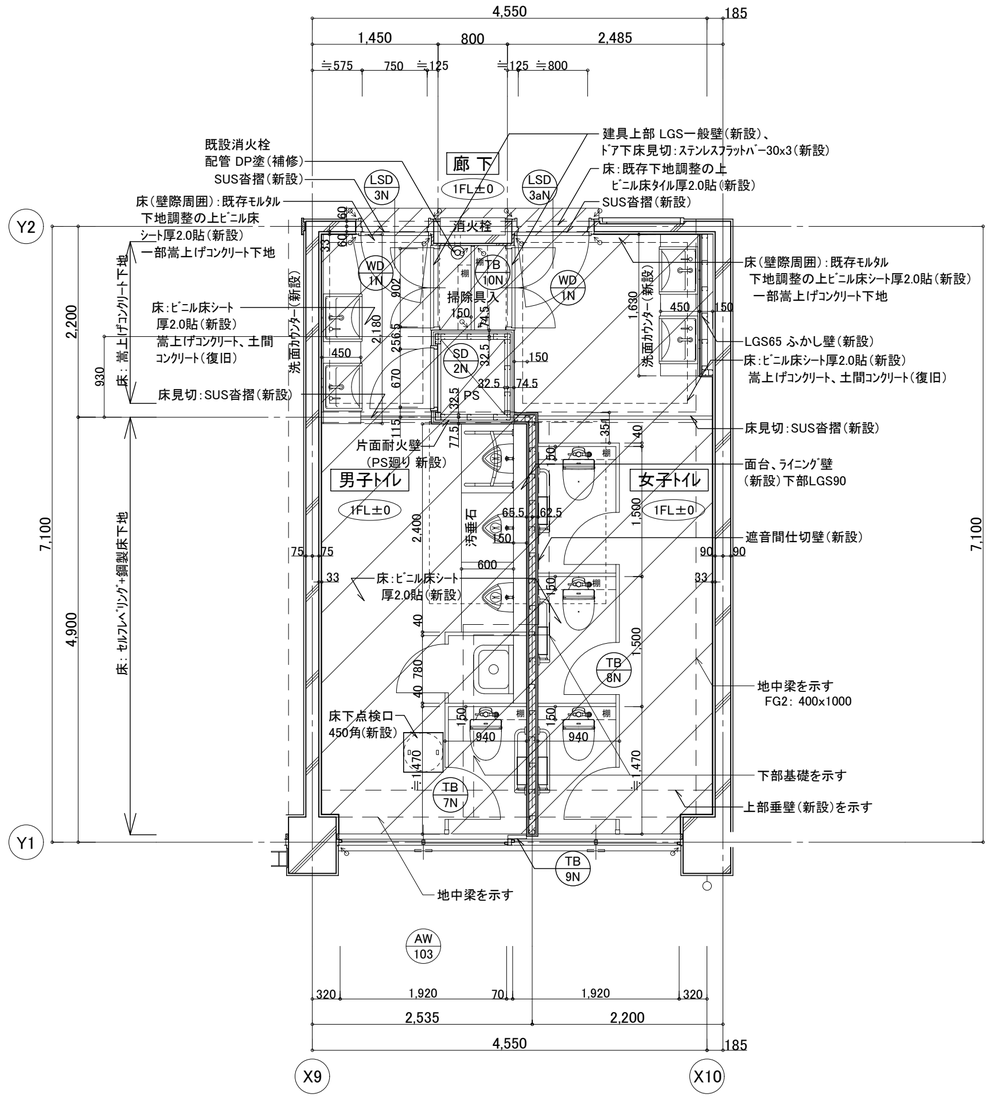
※2. 仕上等撤去面は目荒し又はｹﾚﾝ処理を行う

※3. 100角壁ﾀｲﾙ､ﾓﾙﾀﾙ(部分撤去、図示)
電気配線用

※4. 壁ﾀｲﾙ･ﾓﾙﾀﾙ仕上面で残置箇所は、
亀裂・浮き等の事前調査を行う

【男子・女子便所、多目的ﾄｲﾚ 内部仕上】
床：ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ貼(撤去)、下地ﾓﾙﾀﾙ･ｺﾝｸﾘｰﾄ
(部分撤去)
磁器質ﾓｻﾞｲｸﾀｲﾙ25角貼（下地ﾓﾙﾀﾙ共撤去）
一部ｺﾝｸﾘｰﾄ（部分撤去）
腰壁：108角ﾀｲﾙ張（下地ﾓﾙﾀﾙ共 部分撤去 ）
壁：ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾃ VP塗、間仕切CB（撤去）
天井：化粧PB9.5張（LGS共撤去）
一部ﾗﾜﾝ合板（木下地共撤去）
その他：ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ（撤去）、衛生器具（撤去 管工事）
【廊下 内部仕上】
床：ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ厚2.0貼（部分撤去）
巾木：ﾗﾜﾝ OS塗 H=100（部分撤去）
壁： ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾃ EP塗（部分撤去）
天井：PB厚9底目地 EP塗

## 【改修後】




（凡例、特記事項）

内装改修箇所は、左記の
範囲及び特記箇所

♂ シーリング材を示す(新設)

※1. 特記なき箇所は、既存のままとする

※2. 建具補修箇所は、既存額縁及び建具枠の
塗装塗替えを行う(木部EP-G塗、
鉄部SOP塗)

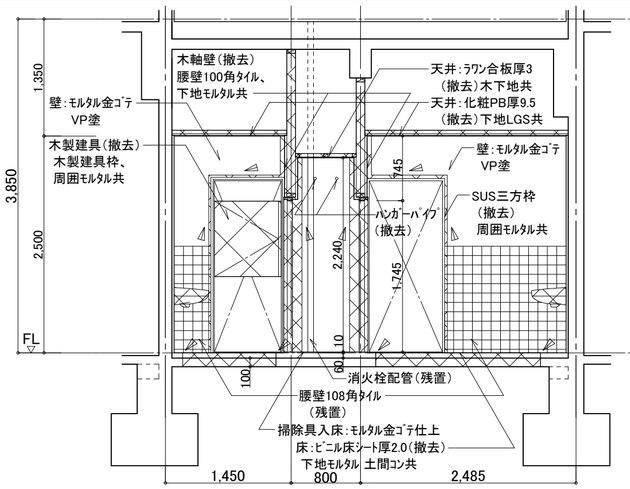
※3. 壁ﾀｲﾙ､ﾓﾙﾀﾙ部分撤去箇所で、仕上げに
面する箇所はﾓﾙﾀﾙ補修とする

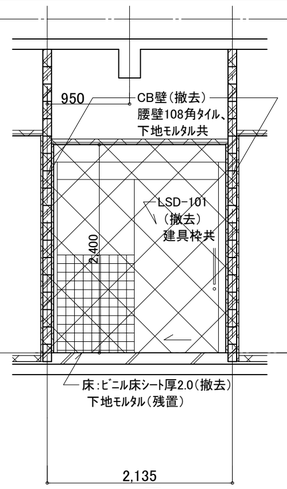
【中央ﾄｲﾚ1階 男子・女子ﾄｲﾚ 内部仕上】
床：ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ厚2.0貼(新設)
巾木：SUS箔+樹脂巾木 H=100（新設）
腰壁：既存ﾀｲﾙの上 不燃MEL厚3張（新設）
壁：既存ﾓﾙﾀﾙの上 薄塗りﾓﾙﾀﾙ塗 不燃MEL厚3張（新設）
遮音間仕切壁：PB厚12.5二重張 不燃MEL厚3（新設）
片面耐火壁:GPB厚21二重 不燃MEL厚3張（新設）
ﾗｲﾆﾝｸﾞ・ふかし壁：構造用合板厚12二重
不燃MEL厚3張（新設）
一般壁:PB厚12.5 不燃MEL厚3張
掃除具入内 PB12.5 EP塗（新設）
天井：化粧PB厚9.5（新設）
その他：ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ(新設)、ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ・掃除具入内 棚(新設)
【廊下 内部仕上】
床：ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ撤去部（下地調整の上 ビニル床ﾀｲﾙ厚2.0）
巾木：既存のまま（撤去部塗装補修）
壁： 既存のまま（撤去箇所 ﾓﾙﾀﾙ補修EP塗）
天井：既存のまま

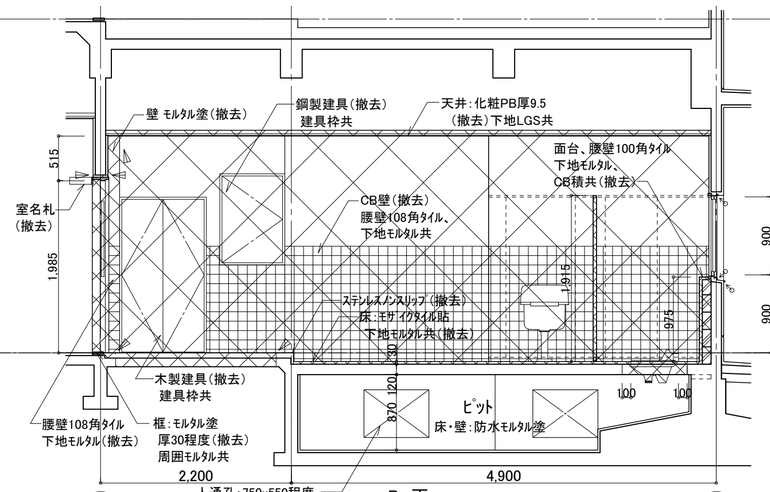
A
D 展開方向 B
C

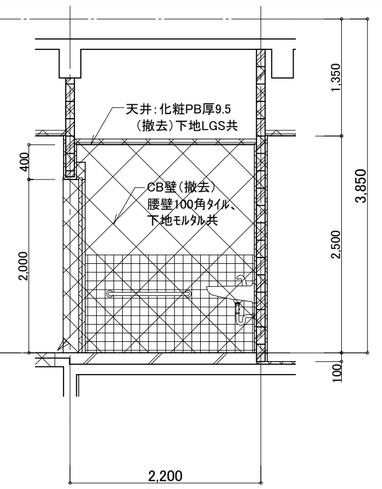
| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 徳島県県土整備部営繕課 | | 工事名 | R8営繕 阿波西高等学校 阿波・阿波南校舎棟トイレ改修工事建築 | 図面番号 | A-20 |
| 設計 R8.10.02 | 竣工 － | 図面名 | 改修前後 1階中央トイレ 平面詳細図 | 縮尺 | 1/50 |

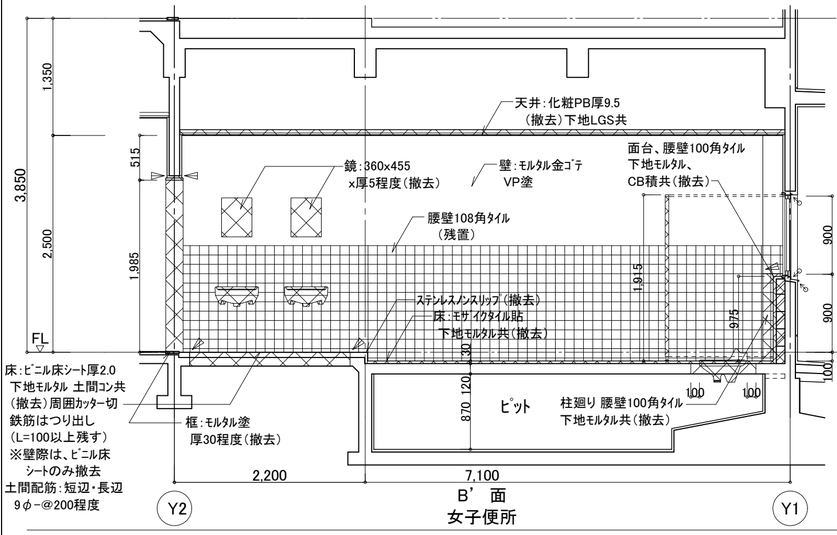

株式会社 野田木内一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045
一級建築士事務所登録 第31063号
一級建築士登録 第149503号 野田 史

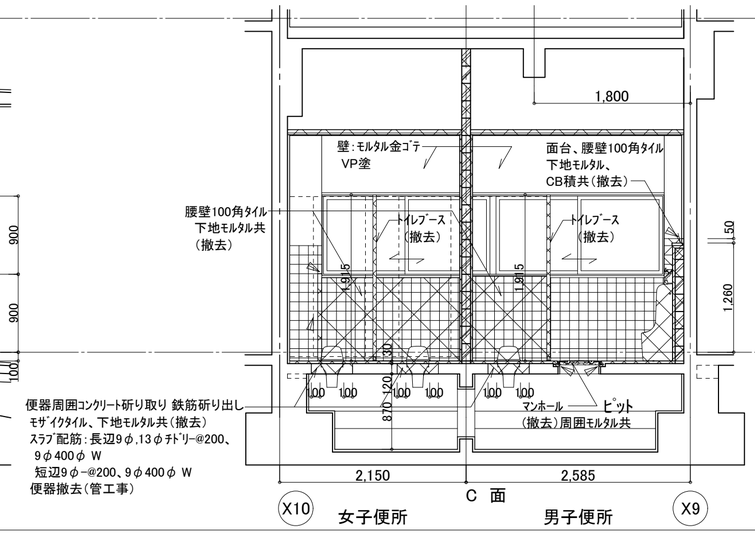


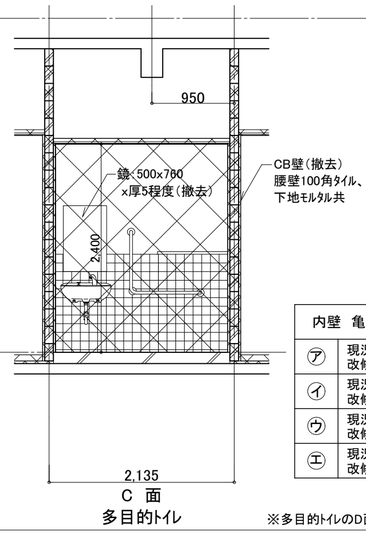




（凡例、特記事項）

撤去範囲を示す

モルタル、コンクリート カッター切を示す

シーリング材を示す（撤去）

※1. モルタル撤去前にカッター切を行う

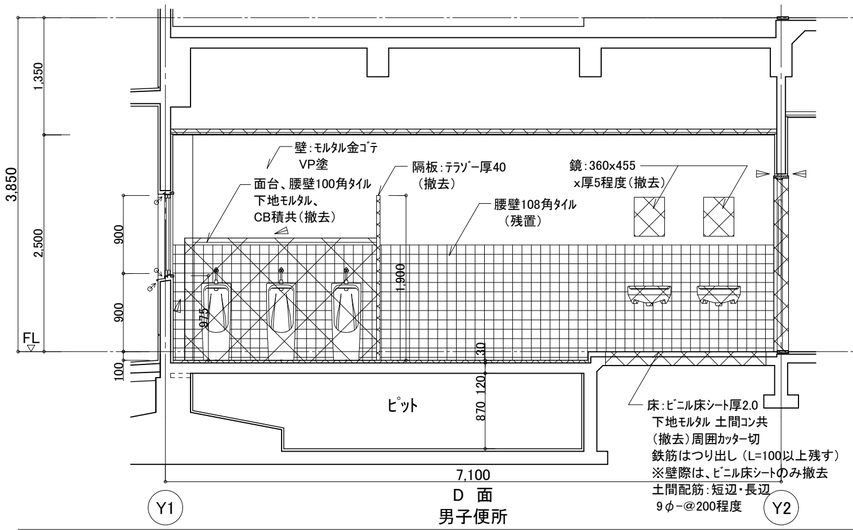
※2. 仕上等撤去面は目荒し又はケレン処理を行う

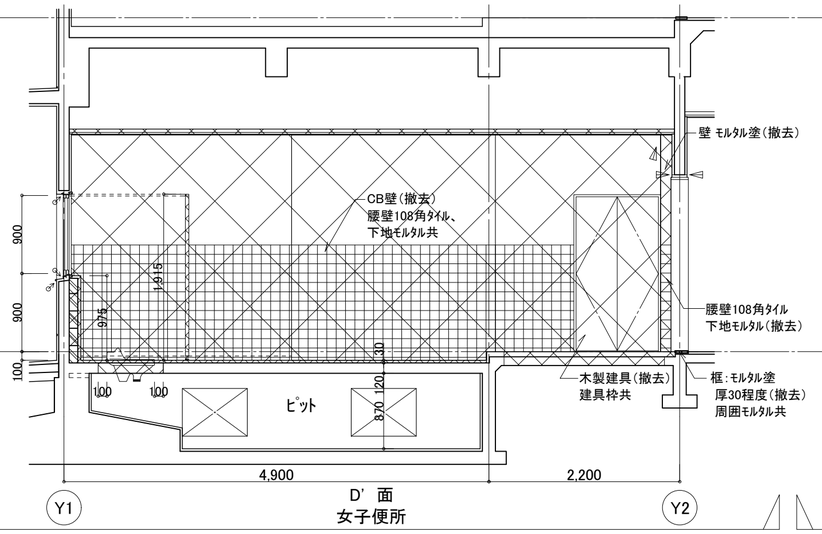
※3. 100角壁タイル、モルタル（部分撤去、図示）
電気配線用

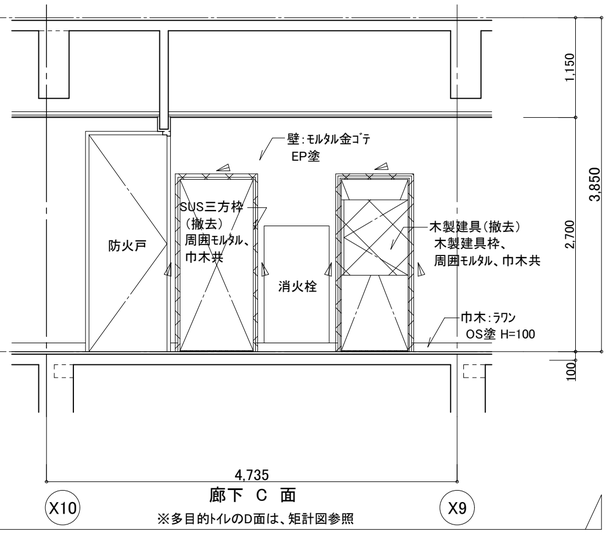
※4. 壁タイル・モルタル仕上面で残置箇所は、
亀裂・浮き等の事前調査を行う

壁タイル 割れ・浮き箇所を示す（撤去）
周囲カッター切共
・撤去後トイレ：モルタル（補修）

| 内壁 亀裂改修 凡例（ひび割れ・浮き部改修等） | | 設計数量 |
|---|---|---|
| ㋐ | 現況：ひび割れ幅 0.5mm以上1mm未満<br>改修後：自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 | 0.0 m |
| ㋑ | 現況：ひび割れ幅 1mm超<br>改修後：Uカットシール充填工法 | 0.0 m |
| ㋒ | 現況：モルタル浮き部（0.25㎡未満）<br>改修後：モルタル補修 | 0.0 m2<br>0箇所 |
| ㋓ | 現況：モルタル浮き部（0.25㎡以上）<br>改修後：モルタル補修 | 0.0 m2<br>0箇所 |



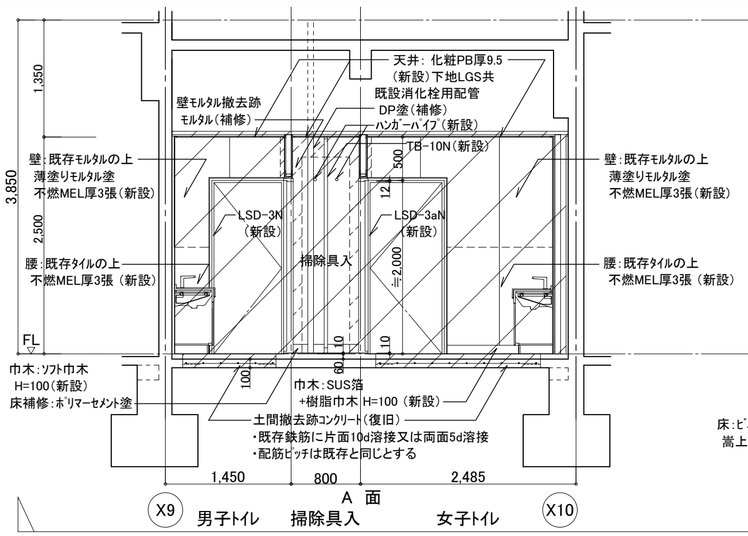



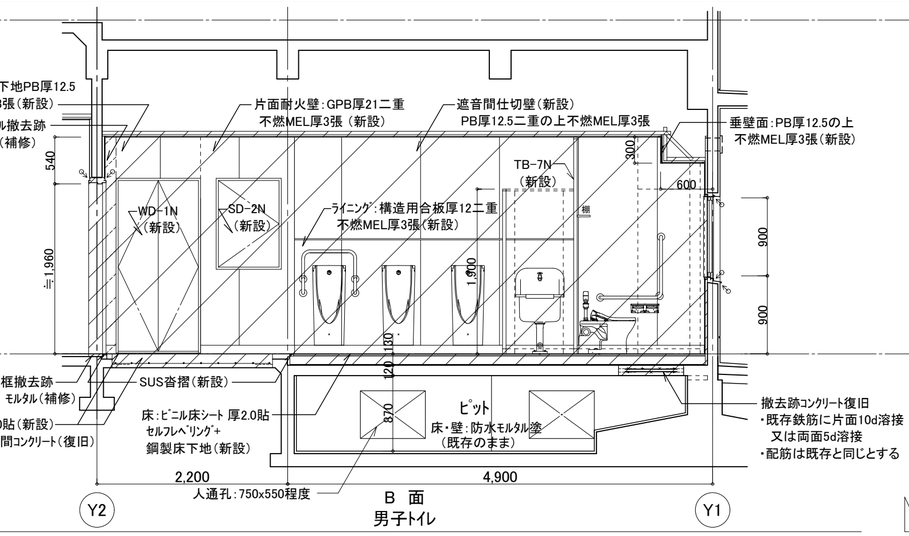

※多目的トイレのD面は、矩計図参照

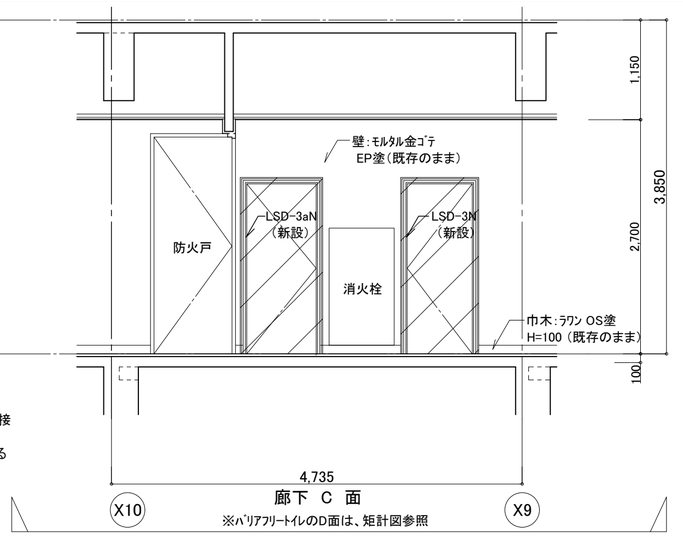
※多目的トイレのD面は、矩計図参照

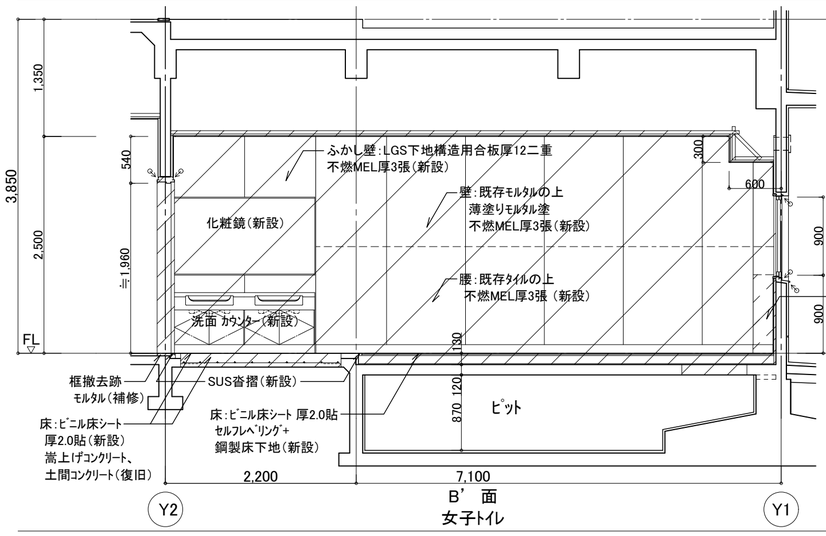
| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 徳島県県土整備部営繕課 | | 工事名 | R8営繕 阿波西高等学校 阿波・阿波南校舎棟トイレ改修工事建築 | 図面番号 | A-21 |
| 設計 R8.10.05 | 竣工 － | 図面名 | 改修前 1階中央トイレ 展開図 | 縮尺 | 1/50 |

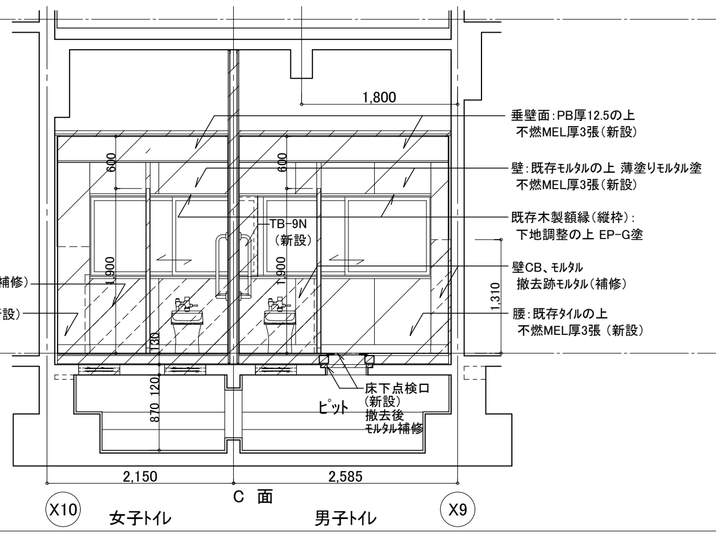

株式会社 野田木内一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045
一級建築士事務所登録 第31063号
一級建築士登録 第149503号 野田 史




（凡例、特記事項）

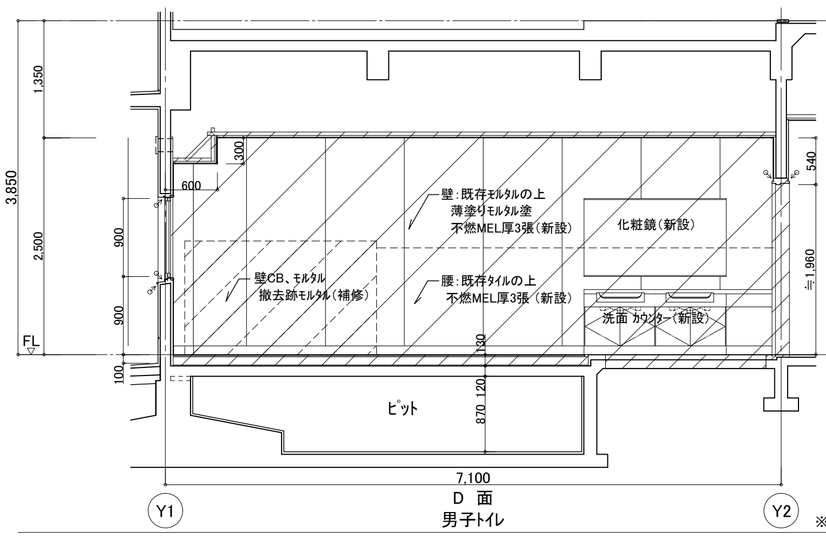
内装改修箇所は、左記の範囲及び特記箇所

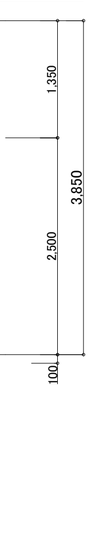
♂ ｼｰﾘﾝｸﾞ材を示す（新設）

※1. 特記なき箇所は、既存のままとする

※2. 建具補修箇所は、既存額縁及び建具枠の塗装塗替えを行う（木部EP-G塗、鉄部SOP塗）

※3. 壁ﾀｲﾙ,ﾓﾙﾀﾙ部分撤去箇所で、仕上げに面する箇所はﾓﾙﾀﾙ補修とする

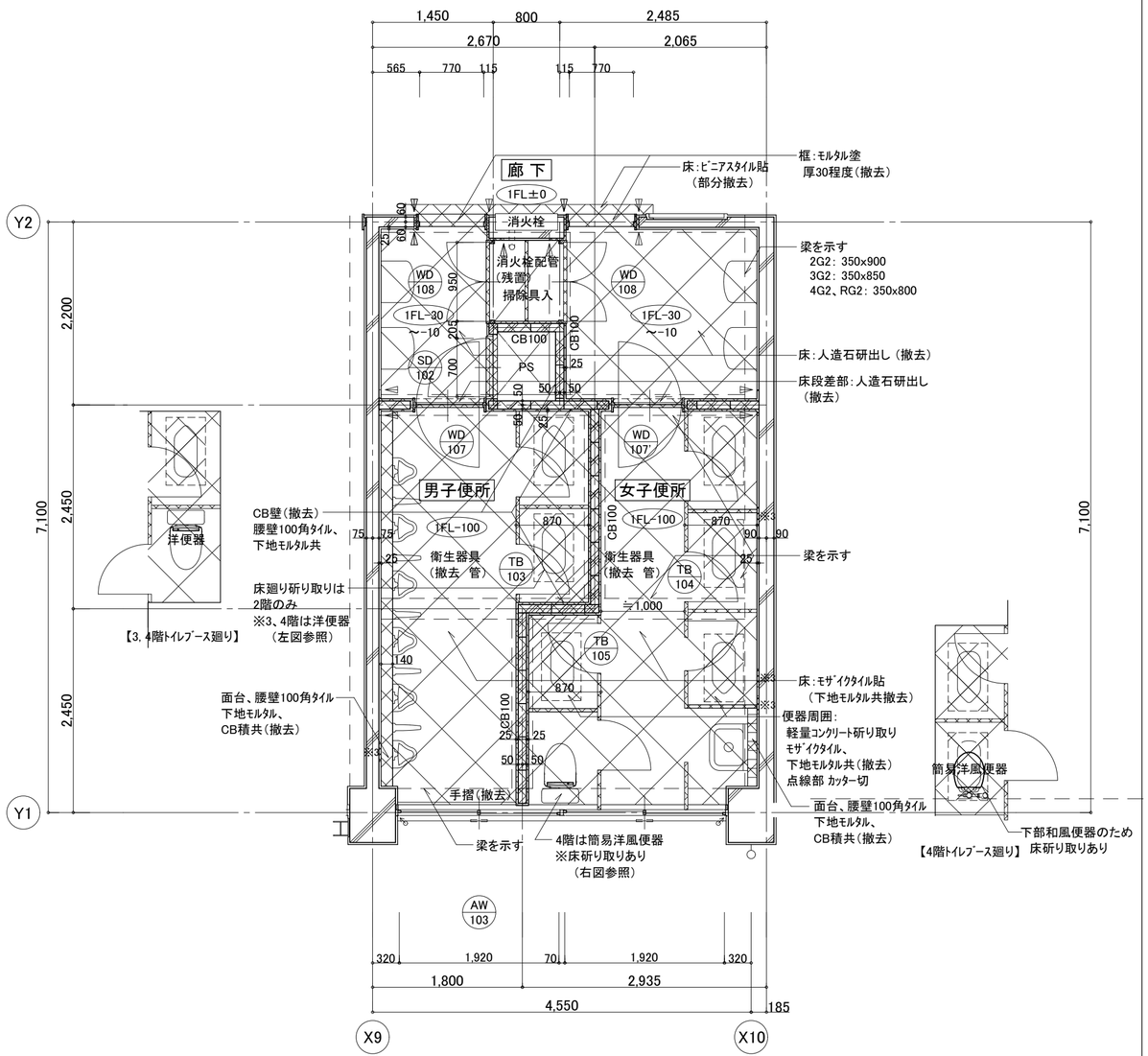



| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 徳島県県土整備部営繕課 | | 工事名 | R8営繕 阿波西高等学校 阿波・阿波南校舎棟トイレ改修工事建築 | 図面番号 | A-22 |
| 設計 R8.09.18 | 竣工 – | 図面名 | 改修後 1階中央トイレ 展開図 | 縮尺 | 1/50 |


株式会社 野田木内一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045
一級建築士事務所登録 第31063号
一級建築士登録 第149503号 野田 史

# 【改修前】




（凡例、特記事項）

撤去範囲を示す

ﾓﾙﾀﾙ、ｺﾝｸﾘｰﾄ ｶｯﾀｰ切を示す

♂ ｼｰﾘﾝｸﾞ材を示す（撤去）

※1. ﾓﾙﾀﾙ撤去前にｶｯﾀｰ切を行う

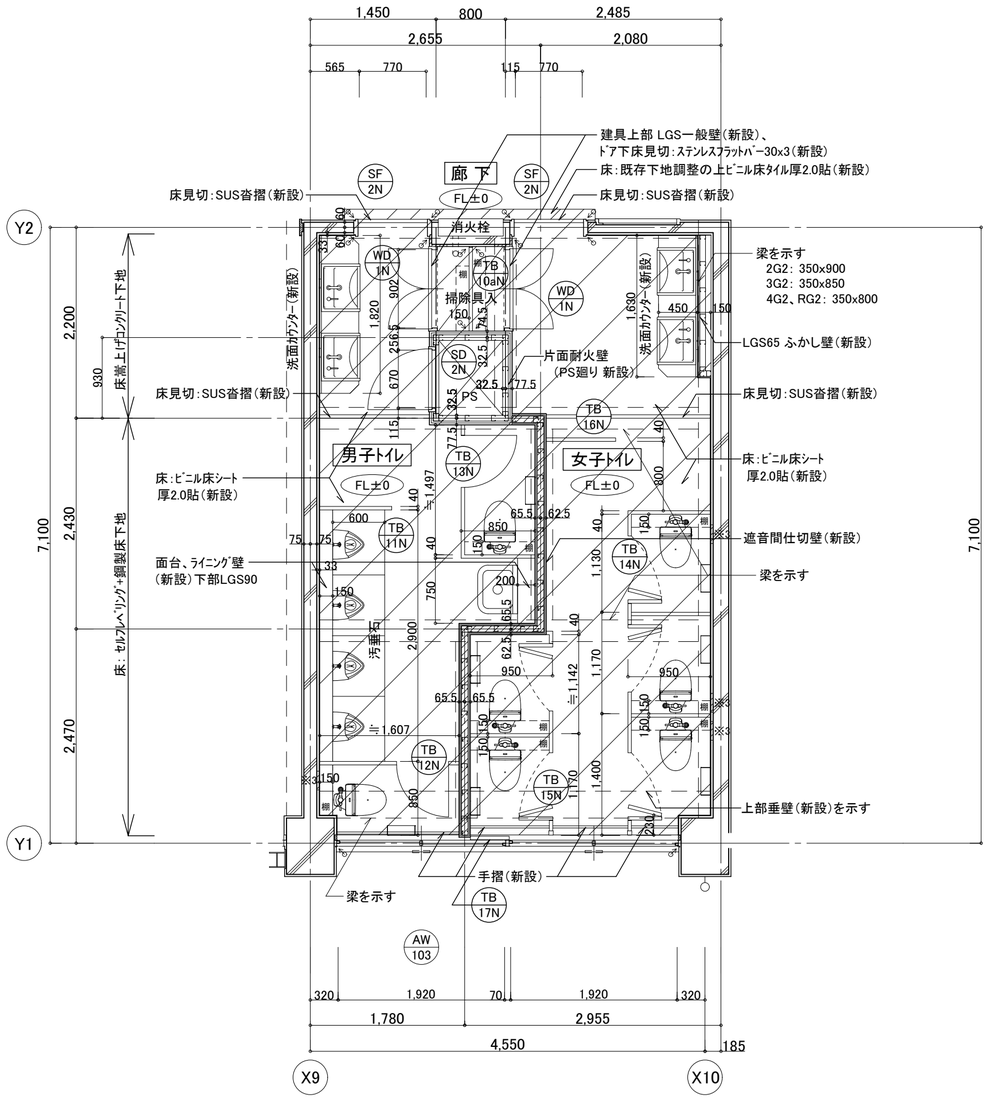
※2. 仕上等撤去面は目荒し又はｹﾚﾝ処理を行う

※3. 100角壁ﾀｲﾙ､ﾓﾙﾀﾙ（部分撤去、図示）
電気配線用

※4. 壁ﾀｲﾙ・ﾓﾙﾀﾙ仕上面で残置箇所は、
亀裂・浮き等の事前調査を行う

【男子・女子便所 内部仕上】
床：人造石 研出し（撤去）
磁器質ﾓｻﾞｲｸﾀｲﾙ25角貼（下地ﾓﾙﾀﾙ共撤去）
一部ｺﾝｸﾘｰﾄ（部分撤去）
腰壁：108角ﾀｲﾙ張（下地ﾓﾙﾀﾙ共 部分撤去 ）
壁：ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾃ VP塗、間仕切CB（撤去）
天井：化粧PB9.5張（LGS共撤去）
一部ﾗﾜﾝ合板（木下地共撤去）
その他：ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ（撤去）、衛生器具（撤去 管工事）
【廊下 内部仕上】
床：ﾋﾞﾆｱｽﾀｲﾙ貼（部分撤去）
巾木：ﾗﾜﾝ OS塗 H=100（部分撤去）
壁： ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾃ EP塗（部分撤去）
天井：PB厚9底目地 EP塗

# 【改修後】




（凡例、特記事項）

内装改修箇所は、左記の
範囲及び特記箇所

♂ ｼｰﾘﾝｸﾞ材を示す（新設）

※1. 特記なき箇所は、既存のままとする

※2. 建具補修箇所は、既存額縁及び建具枠の
塗装塗替えを行う（木部EP-G塗、
鉄部SOP塗）

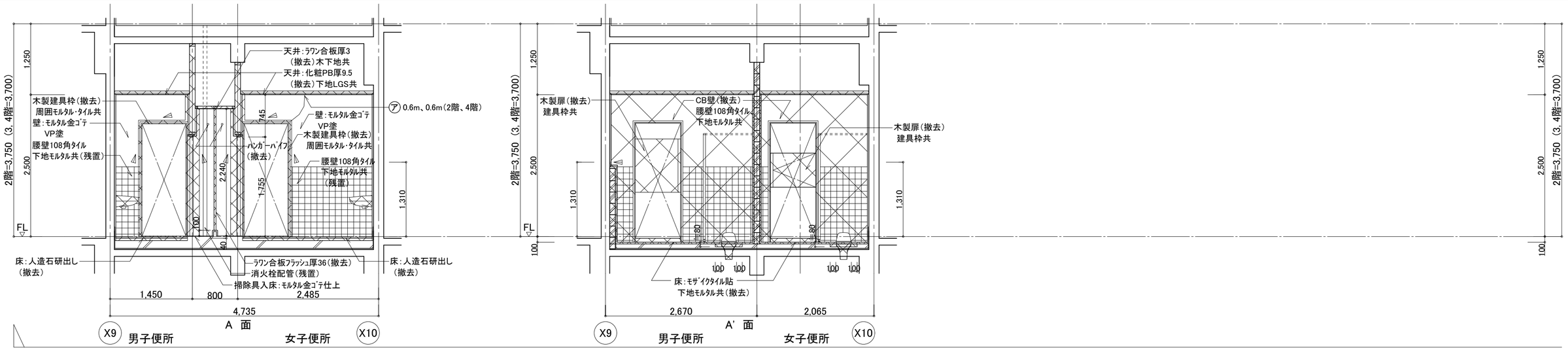
※3. 壁ﾀｲﾙ､ﾓﾙﾀﾙ部分撤去箇所で、仕上げに
面する箇所はﾓﾙﾀﾙ補修とする

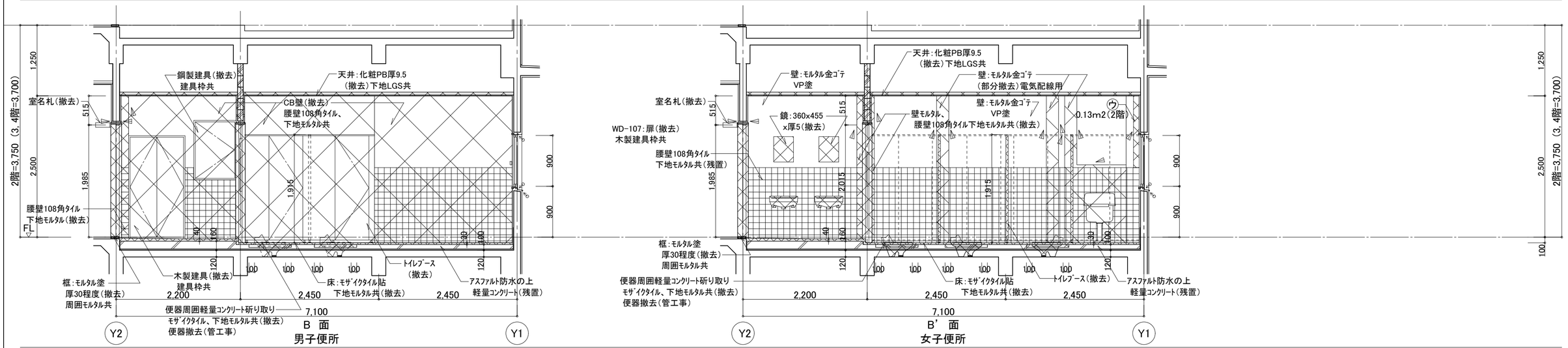
【中央ﾄｲﾚ2～4階 男子・女子ﾄｲﾚ 内部仕上】
床：ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ厚2.0貼（新設）
巾木：ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ厚2.0巻上げ H=100（新設）
腰壁：既存ﾀｲﾙの上 不燃MEL厚3張（新設）
壁：既存ﾓﾙﾀﾙの上 薄塗りﾓﾙﾀﾙ塗 不燃MEL厚3張（新設）
遮音間仕切壁：PB厚12.5二重張 不燃MEL厚3（新設）
片面耐火壁:GPB厚21二重 不燃MEL厚3張（新設）
ﾗｲﾆﾝｸﾞ・ふかし壁：構造用合板厚12二重
不燃MEL厚3張（新設）
一般壁:PB厚12.5 不燃MEL厚3張
掃除具入内 PB12.5 EP塗（新設）
天井：化粧PB厚9.5（新設）
その他：ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ（新設）、ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ・掃除具入内 棚（新設）
【廊下 内部仕上】
床：ﾋﾞﾆｱｽﾀｲﾙ撤去部（下地調整の上 ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ厚2.0）
巾木：既存のまま（撤去部塗装補修）
壁： 既存のまま（撤去箇所 ﾓﾙﾀﾙ補修EP塗）
天井：既存のまま

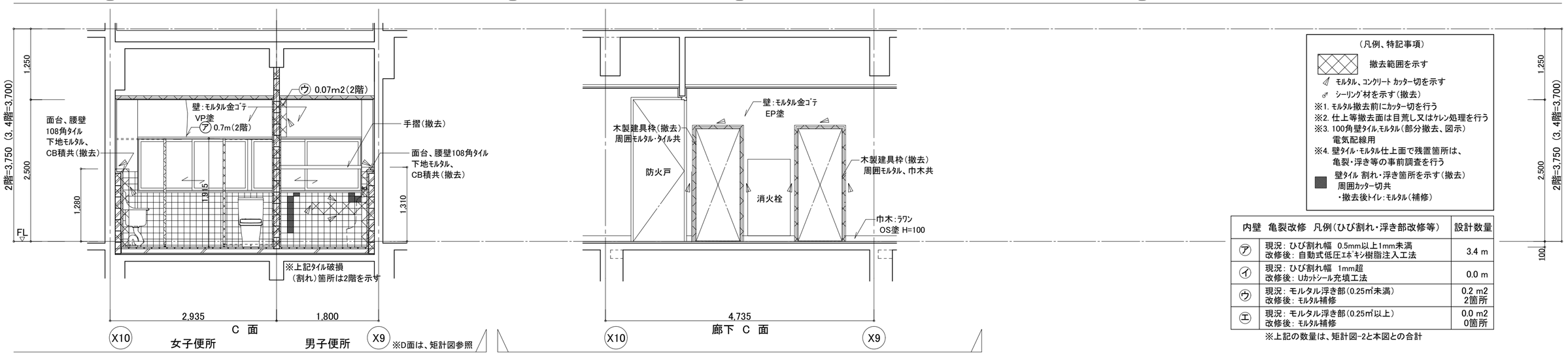
A
D 展開方向 B
C

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 徳島県県土整備部営繕課 | | 工事名 | R8営繕 阿波西高等学校 阿波・阿波南校舎棟トイレ改修工事建築 | 図面番号 | A-23 |
| 設計 | 竣工 | 図面名 | 改修前後 2～4階中央トイレ 平面詳細図 | 縮尺 | 1/50 |
| R8.10.02 | － | | | | |


株式会社 野田木内一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045
一級建築士事務所登録 第31063号
一級建築士登録 第149503号 野田 史




(凡例、特記事項)

撤去範囲を示す

ﾓﾙﾀﾙ、ｺﾝｸﾘｰﾄ ｶｯﾀｰ切を示す

ｼｰﾘﾝｸﾞ材を示す(撤去)

※1. ﾓﾙﾀﾙ撤去前にｶｯﾀｰ切を行う

※2. 仕上等撤去面は目荒し又はｹﾚﾝ処理を行う

※3. 100角壁ﾀｲﾙ,ﾓﾙﾀﾙ(部分撤去、図示)
電気配線用

※4. 壁ﾀｲﾙ・ﾓﾙﾀﾙ仕上面で残置箇所は、
亀裂・浮き等の事前調査を行う

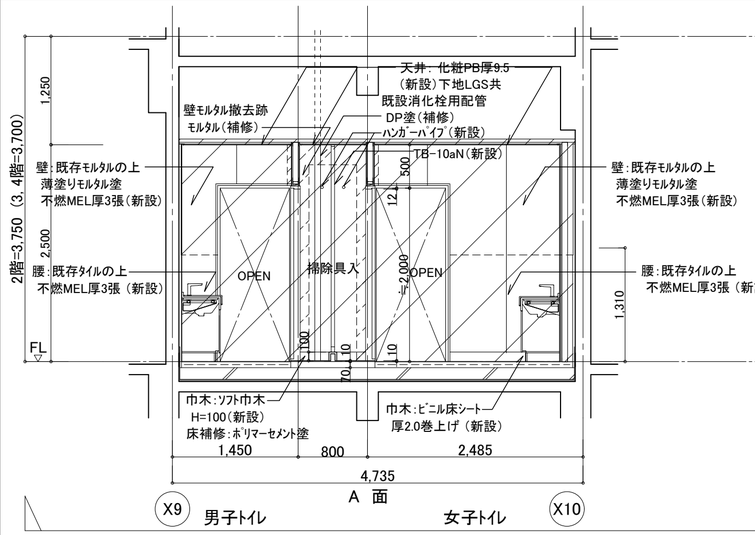
壁ﾀｲﾙ 割れ・浮き箇所を示す(撤去)
周囲ｶｯﾀｰ切共
・撤去後ﾄｲﾚ:ﾓﾙﾀﾙ(補修)

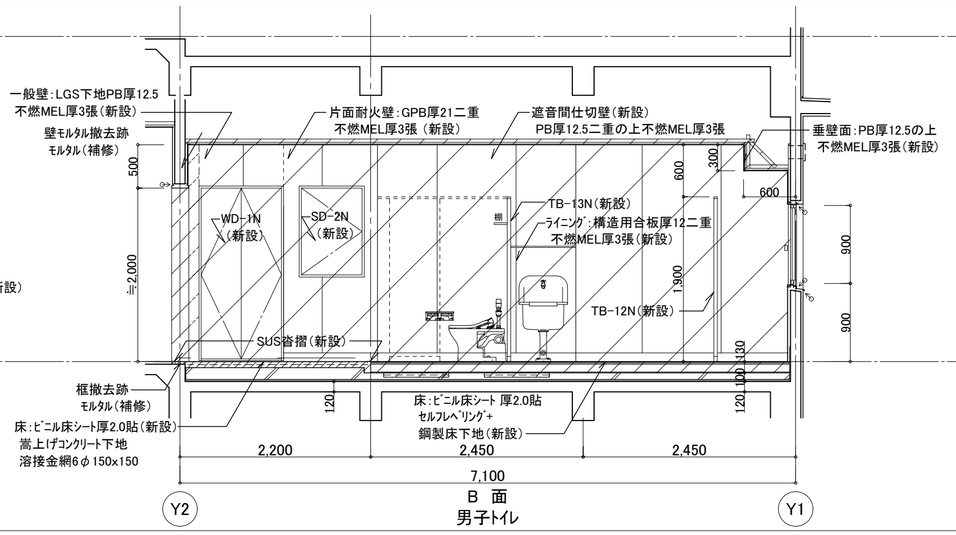
| 内壁 亀裂改修 凡例(ひび割れ・浮き部改修等) | | 設計数量 |
|---|---|---|
| (ｱ) | 現況: ひび割れ幅 0.5mm以上1mm未満<br>改修後: 自動式低圧ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法 | 3.4 m |
| (ｲ) | 現況: ひび割れ幅 1mm超<br>改修後: Uｶｯﾄｼｰﾙ充填工法 | 0.0 m |
| (ｳ) | 現況: モルタル浮き部(0.25㎡未満)<br>改修後: モルタル補修 | 0.2 m2<br>2箇所 |
| (ｴ) | 現況: モルタル浮き部(0.25㎡以上)<br>改修後: モルタル補修 | 0.0 m2<br>0箇所 |

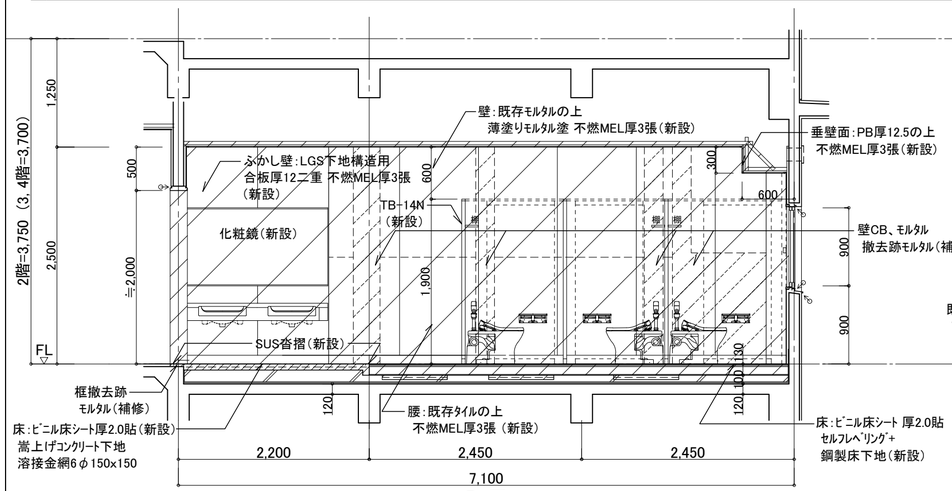
※上記の数量は、矩計図-2と本図との合計

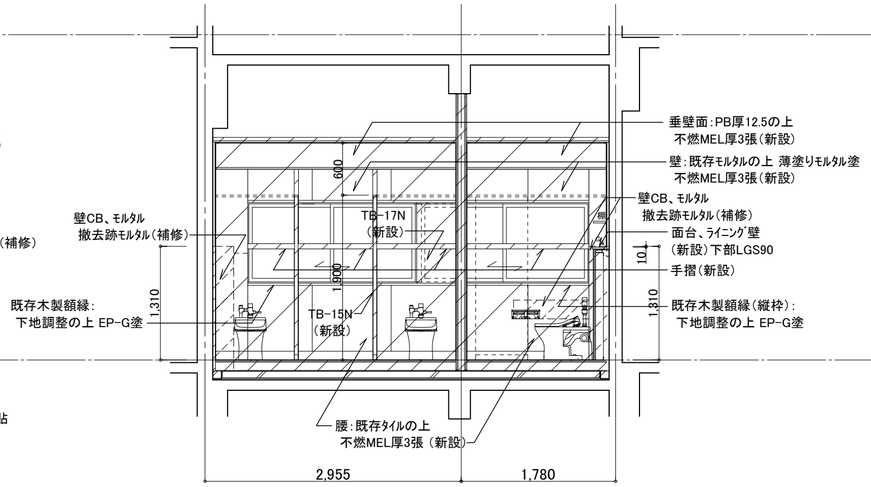
| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 徳島県県土整備部営繕課 | | 工事名 | R8営繕 阿波西高等学校 阿波・阿波南校舎棟トイレ改修工事建築 | 図面番号 | A-24 |
| 設計 R8.10.05 | 竣工 – | 図面名 | 改修前 2～4階中央トイレ 展開図 | 縮尺 | 1/50 |

株式会社 野田木内一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045
一級建築士事務所登録 第31063号
一級建築士登録 第149503号 野田 史




（凡例、特記事項）

内装改修箇所は、左記の範囲及び特記箇所

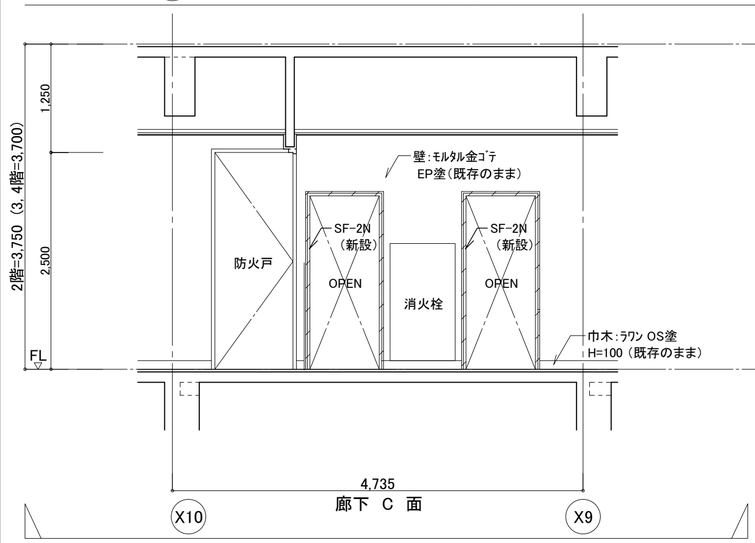
♂ シーリング材を示す（新設）

※1. 特記なき箇所は、既存のままとする

※2. 建具補修箇所は、既存額縁及び建具枠の塗装塗替えを行う（木部EP-G塗、鉄部SOP塗）

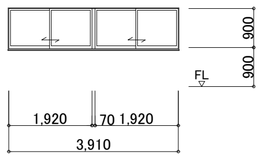
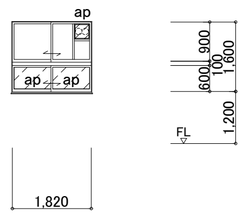
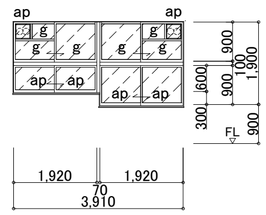
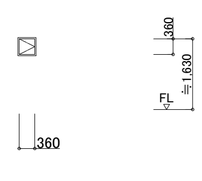
※3. 壁タイル,モルタル部分撤去箇所で、仕上げに面する箇所はモルタル補修とする

※D面は、矩計図参照

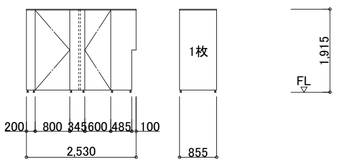
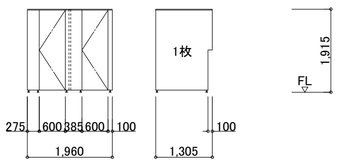
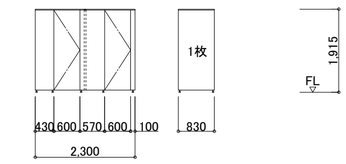
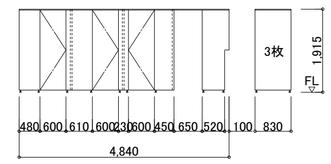



| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 徳島県県土整備部営繕課 | | 工事名 | R8営繕 阿波西高等学校 阿波・阿波南校舎棟トイレ改修工事建築 | 図面番号 | A-25 |
| 設計 R8.09.18 | 竣工 － | 図面名 | 改修後 2～4階中央トイレ 展開図 | 縮尺 | 1/50 |


株式会社 野田木内一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045
一級建築士事務所登録 第31063号
一級建築士登録 第149503号 野田 史

| 記号 | 室名 / 既存/新設 (改修・補修内容) | 数量 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | AW 103<br>1～4階 中央ﾄｲﾚ<br>既存ｱﾙﾐｻｯｼ(ｼｰﾘﾝｸﾞ材打替え) | 4ヶ所 | AW 303<br>1階 玄関側ﾄｲﾚ<br>既存ｱﾙﾐｻｯｼ<br>(ﾗﾝﾏ補修、ｶﾞﾗｽ補修、ｼｰﾘﾝｸﾞ材打替え) | 1ヶ所 | AW 311<br>2階 職員ﾄｲﾚ<br>既存ｱﾙﾐｻｯｼ<br>(ﾗﾝﾏ補修、ｶﾞﾗｽ補修、ｼｰﾘﾝｸﾞ材打替え) | 1ヶ所 | AD 308<br>1階 玄関側ﾄｲﾚ<br>既存ｱﾙﾐｻｯｼ (枠共撤去) | 1ヶ所 |
| 姿図 |  | |  | |  | |  | |
| 形式 | 見込 | 70 | 二連引違い窓 | 70 | 二段引違い窓 | 70 | 二連二段引違い窓 | 70 |
| ガラス | 仕上 | 型ｶﾞﾗｽ厚4 | | 型ｶﾞﾗｽ厚4 / 一部ｶﾞﾗｽ補修:(改修後)ｱﾙﾐﾊﾟﾈﾙ厚3 | | ﾌﾛｰﾄ厚3 / ｶﾞﾗｽ補修:(改修後) ｱﾙﾐﾊﾟﾈﾙ厚3、型ｶﾞﾗｽ厚4 | |
| 金物 | | | | ｸﾚｾﾝﾄ、二重水切、附属金物一式 | | ｸﾚｾﾝﾄ、二重水切、附属金物一式 | |
| | | | | | | | |
| 備考 | | | | ﾗﾝﾏ補修:既存ｱﾙﾐﾊﾟﾈﾙ撤去、<br>ｱﾙﾐﾊﾟﾈﾙ厚3新設(約350角～400角程度) | | ﾗﾝﾏ補修:既存ｱﾙﾐﾊﾟﾈﾙ撤去、<br>ｱﾙﾐﾊﾟﾈﾙ厚3新設(約350角～400角程度) | |

| 記号 | 室名 / 既存/新設 (改修・補修内容) | 数量 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | SF 1<br>1階 中央ﾄｲﾚ 女子便所<br>既存 木製ﾄﾞｱ (ﾄﾞｱ枠共撤去) | 1ヶ所 | WD 106<br>1階 中央ﾄｲﾚ 男子便所<br>既存 木製ﾄﾞｱ (ﾄﾞｱ枠共撤去) | 1ヶ所 | WD 107<br>2～4階 中央ﾄｲﾚ 男子・女子便所<br>既存 木製ﾄﾞｱ(ﾄﾞｱ枠共撤去) | 6ヶ所 | WD 108<br>1～4階 中央ﾄｲﾚ 男子・女子便所<br>既存 木製ﾄﾞｱ(ﾄﾞｱ枠共撤去) | 8ヶ所 |
| 姿図 |  | |  | |  | |  | |
| 形式 | 見込 | ステンレス三方枠 200 | 自由開きﾄﾞｱ | 36 | 自由開きﾄﾞｱ | 36 | 両開きﾄﾞｱ | 36 |
| ガラス | 仕上 | HL仕上 | ｼﾅ合板 OP塗 | | ｼﾅ合板 OP塗 | | ｼﾅ合板 OP塗 | |
| 金物 | | | 自由丁番 | | 自由丁番 | | 丁番、ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞｷｬｯﾁ、取手 | |
| | | | | | | | | |
| 備考 | | 建具枠:桧OP塗(撤去) | 建具枠:桧OP塗(撤去) | | 建具枠:桧OP塗(撤去) | | 建具枠:桧OP塗(撤去) | |

| 記号 | 室名 / 既存/新設 (改修・補修内容) | 数量 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | TB 101<br>1階 中央ﾄｲﾚ 男子便所<br>既存 ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ (撤去) | 1ヶ所 | TB 102<br>1階 中央ﾄｲﾚ 女子便所<br>既存 ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ (撤去) | 1ヶ所 | TB 103<br>2～4階 中央ﾄｲﾚ 男子便所<br>既存 ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ (撤去) | 3ヶ所 | TB 104<br>2～4階 中央ﾄｲﾚ 女子便所<br>既存 ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ (撤去) | 3ヶ所 |
| 姿図 |  | |  | |  | |  | |
| 形式 | 見込 | ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ 40 | ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ | 40 | ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ | 40 | ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ | 40 |
| ガラス | 仕上 | ﾒﾗﾐﾝ化粧合板 | ﾒﾗﾐﾝ化粧合板 | | ﾒﾗﾐﾝ化粧合板 | | ﾒﾗﾐﾝ化粧合板 | |
| 金物 | | ｽﾃﾝﾚｽ製笠木、ﾗﾊﾞﾄﾘｰﾋﾝｼﾞ、ﾗﾊﾞﾄﾘｰｽﾄﾗｲｸ、支持脚 | | ｽﾃﾝﾚｽ製笠木、ﾗﾊﾞﾄﾘｰﾋﾝｼﾞ、ﾗﾊﾞﾄﾘｰｽﾄﾗｲｸ、支持脚 | | ｽﾃﾝﾚｽ製笠木、ﾗﾊﾞﾄﾘｰﾋﾝｼﾞ、ﾗﾊﾞﾄﾘｰｽﾄﾗｲｸ、支持脚 | | ｽﾃﾝﾚｽ製笠木、ﾗﾊﾞﾄﾘｰﾋﾝｼﾞ、ﾗﾊﾞﾄﾘｰｽﾄﾗｲｸ、支持脚 | |
| | | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | | |

| 記号 | 室名 / 既存/新設 (改修・補修内容) | 数量 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | TB 302<br>1階玄関側ﾄｲﾚ<br>既存 ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ (撤去) | 1ヶ所 | TB 303<br>2階 職員ﾄｲﾚ 男子便所<br>既存 ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ (撤去) | 1ヶ所 | TB 304<br>2階 職員ﾄｲﾚ 女子便所<br>既存 ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ (撤去) | 1ヶ所 | TB 305<br>2階 職員ﾄｲﾚ 女子便所<br>既存 ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ (撤去) | 1ヶ所 |
| 姿図 |  | |  | |  | |  | |
| 形式 | 見込 | ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ 40 | ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ | 40 | ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ | 40 | ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ | 40 |
| ガラス | 仕上 | ﾒﾗﾐﾝ化粧合板 | ﾒﾗﾐﾝ化粧合板 | | ﾒﾗﾐﾝ化粧合板 | | ﾒﾗﾐﾝ化粧合板 | |
| 金物 | | ｽﾃﾝﾚｽ製笠木、ﾗﾊﾞﾄﾘｰﾋﾝｼﾞ、ﾗﾊﾞﾄﾘｰｽﾄﾗｲｸ、支持脚 | | ｽﾃﾝﾚｽ製笠木、ﾗﾊﾞﾄﾘｰﾋﾝｼﾞ、ﾗﾊﾞﾄﾘｰｽﾄﾗｲｸ、支持脚 | | ｽﾃﾝﾚｽ製笠木、ﾗﾊﾞﾄﾘｰﾋﾝｼﾞ、ﾗﾊﾞﾄﾘｰｽﾄﾗｲｸ、支持脚 | | ｽﾃﾝﾚｽ製笠木、ﾗﾊﾞﾄﾘｰﾋﾝｼﾞ、ﾗﾊﾞﾄﾘｰｽﾄﾗｲｸ、支持脚 | |
| | | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | | |

| 記号 | 室名 / 既存/新設 (改修・補修内容) | 数量 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | AD 401<br>1階 玄関側ﾄｲﾚ<br>既存ｱﾙﾐｻｯｼ (枠共撤去) | 1ヶ所 | LSD 101<br>1階 中央ﾄｲﾚ 女子便所<br>軽量ｽﾁｰﾙﾄﾞｱ (ﾄﾞｱ枠共撤去) | 1ヶ所 | SF 2N<br>2～4階 中央ﾄｲﾚ 男子、女子便所<br>三方枠 (新設) | 6ヶ所 | 【改修・補修 特記事項】 | |
| 姿図 |  | |  | |  | | | |
| 形式 | 見込 | 片開きﾄﾞｱ | 70 | 片開きﾄﾞｱ | 40 | 軽量ｽﾁｰﾙ上吊片引きﾄﾞｱ | 40 | |
| ガラス | 仕上 | ｱﾙﾐﾊﾟﾈﾙ | | ｽﾁｰﾙ片面厚1.6 OP塗 | | ｶﾞﾗｽ / 型板ｶﾞﾗｽ厚4<br>仕上 / 亜鉛ﾒｯｷ鋼板の上 SOP塗 | | |
| 金物 | | 丁番、取手、掛金 | | 分電盤錠 | | SUS引棒、自閉装置、ｶﾞﾗﾘ、付属金物一式 | | |
| | | | | | | 表示付ｼﾘﾝﾀﾞｰ錠、大型ｻﾑﾀｰﾝ | | |
| 備考 | | | | | | 戸当り枠 D=100程度、三方枠 D=175程度 (枠撤去) | | |

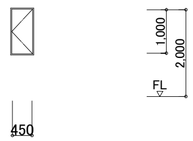
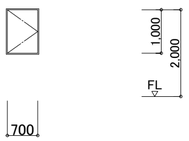
1. 外部建具の姿図は、外部からの姿を示す
2. ・建具符号のうち、二重線は部分補修を示す

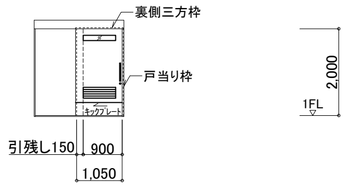
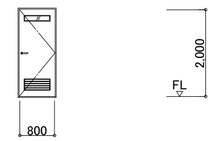
   AW 303 二重線 ＝ 部分補修箇所を示す

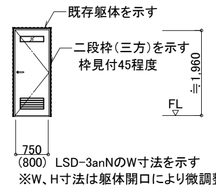
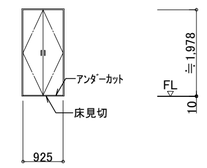
   ・建具符号の数字は建設年度を示す 100番台はS48年度、200番台はS49年度、300番台はS50年度、400番台はH17年度を示す
3. ｱﾙﾐ製建具と躯体廻りのｼｰﾘﾝｸﾞ材は、打替えとする.
   ｱﾙﾐ製建具のｶﾞﾗｽ留めは、既存ｶﾞｽｹｯﾄ撤去の上で、ｼｰﾘﾝｸﾞ材(SR-1)で打替えとする.
4. 補修内容(図示の箇所)
   ・図中ﾗﾝﾏ補修部等、
   ap: ｱﾙﾐﾊﾟﾈﾙ厚3新設(換気扇取付用他)
   g: ｶﾞﾗｽ改修
   ・ｶﾞﾗｽ補修部:既存ｶﾞﾗｽを撤去の上で、ｶﾞﾗｽ新設

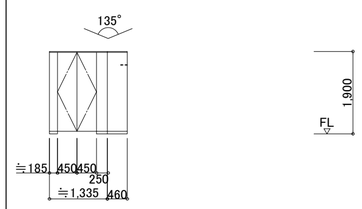
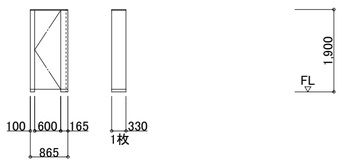
| | | | |
|---|---|---|---|
| 徳島県県土整備部営繕課 | 工事名 | R8営繕 阿波西高等学校 阿波・阿波南校舎棟トイレ改修工事建築 | 図面番号 A-26 |
| 設計 R8.10.02 / 竣工 - | 図面名 | 建具表-1 | 縮尺 1/100 |

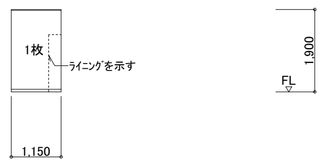
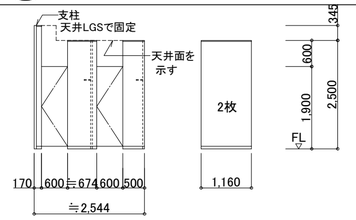
株式会社 野田木内一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045
一級建築士事務所登録 第31063号
一級建築士登録 第149503号 野田 史

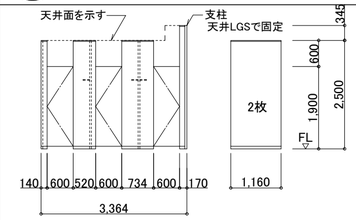
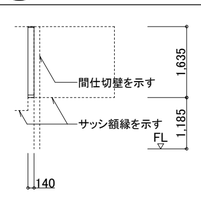
| 記号 | 室名 / 既存/新設 (改修・補修内容) | 数量 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | SD 1N | 1階 倉庫<br>ｽﾁｰﾙﾄﾞｱ （新設） | 1ヶ所 | SD 2N | 1階～4階 中央ﾄｲﾚ 男子ﾄｲﾚ<br>ｽﾁｰﾙﾄﾞｱ （新設） | 4ヶ所 |
| 姿図 | | |  | |  | | |
| 形式 | 見込 | | 片開きﾄﾞｱ | 40 | 片開きﾄﾞｱ | | 40 |
| ガラス | 仕上 | | 亜鉛ﾒｯｷ鋼板の上 SOP塗 | | 亜鉛ﾒｯｷ鋼板の上 SOP塗 | | |
| 金物 | | | ｹｰｽﾊﾝﾄﾞﾙ錠、ﾄﾞｱﾁｪｯｸ | | ｹｰｽﾊﾝﾄﾞﾙ錠、ﾄﾞｱﾁｪｯｸ | | |
| | | | 四方枠(D=80程度) | | 四方枠(D=80程度) | | |
| 備考 | | | | | 防火設備 | | |

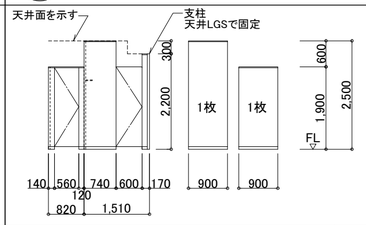
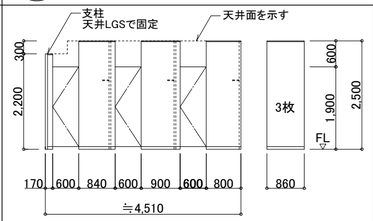
| 記号 | 室名 / 既存/新設 (改修・補修内容) | 数量 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | LSD 1N | 1階 玄関側ﾄｲﾚ ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰﾄｲﾚ<br>軽量ｽﾁｰﾙﾄﾞｱ （新設） | 1ヶ所 | LSD 2N | 2階 職員ﾄｲﾚ 男子・女子ﾄｲﾚ<br>鋼製軽量ﾄﾞｱ （新設） | 2ヶ所 |
| 姿図 | | |  | |  | | |
| 形式 | 見込 | | 軽量ｽﾁｰﾙ上吊片引きﾄﾞｱ 枠見込:130～210 ﾄﾞｱ:40 | | 片開きﾌﾗｯｼｭﾄﾞｱ 枠見込:150 ﾄﾞｱ:40 | | |
| ガラス | 仕上 | | ｶﾞﾗｽ / 型板ｶﾞﾗｽ厚4<br>仕上 / 亜鉛ﾒｯｷ鋼板の上 SOP塗 | | 型ｶﾞﾗｽ厚4 / 亜鉛ﾒｯｷ鋼鈑 SOP塗 ｶﾞﾗﾘ：ｽﾌﾟﾙｰｽ H=300 | | |
| 金物 | | | SUS鏡面引棒(抗菌)、自閉装置、ｶﾞﾗﾘ、付属金物一式 | | ﾚﾊﾞｰﾊﾝﾄﾞﾙ錠(空錠)、丁番、ﾄﾞｱﾁｪｯｸ、戸当り金物 | | |
| | | | 表示付非常解除ｼﾘﾝﾀﾞｰ錠,大型ｻﾑﾀｰﾝ,ｷｯｸﾌﾟﾚｰﾄ(SUS304) | | ｶﾞﾗﾘ、ｽﾃﾝﾚｽ沓摺(新設) | | |
| 備考 | | | 戸当り枠(D=110程度)、三方枠(D=130程度) | | | | |

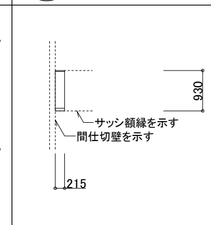
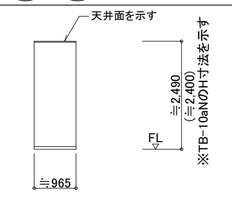
| 記号 | 室名 / 既存/新設 (改修・補修内容) | 数量 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | LSD 3N<br>LSD 3aN | 1階 中央ﾄｲﾚ 男子・女子ﾄｲﾚ<br>鋼製軽量ﾄﾞｱ （新設） | 3N 1ヶ所<br>3aN 1ヶ所 | WD 1N | 2～4階 中央ﾄｲﾚ 男子・女子ﾄｲﾚ<br>木製ﾄﾞｱ(新設) | 8ヶ所 |
| 姿図 | | |  | |  | | |
| 形式 | 見込 | | 片開きﾌﾗｯｼｭﾄﾞｱ 枠見込:200 ﾄﾞｱ:40 | | 両開きﾌﾗｯｼｭﾄﾞｱ | | 40 |
| ガラス | 仕上 | | 型ｶﾞﾗｽ厚4 / 亜鉛ﾒｯｷ鋼鈑 SOP塗 ｶﾞﾗﾘ：ｽﾌﾟﾙｰｽ H=300 | | ﾒﾗﾐﾝ化粧合板、小口共 | | |
| 金物 | | | ﾚﾊﾞｰﾊﾝﾄﾞﾙ錠(空錠)、丁番、ﾄﾞｱﾁｪｯｸ、戸当り金物 | | 丁番、ｽﾃﾝﾚｽ引手、ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞｷｬｯﾁ | | |
| | | | ｶﾞﾗﾘ、ｽﾃﾝﾚｽ沓摺(新設) | | 床見切:ｽﾃﾝﾚｽﾌﾗｯﾄﾊﾞｰt=3x30 ﾄﾞｱ下ｱﾝﾀﾞｰｶｯﾄ | | |
| 備考 | | | | | ﾄﾞｱ枠：25(37)x110 表面ﾒﾗﾐﾝ化粧合板、 芯材MDF | | |

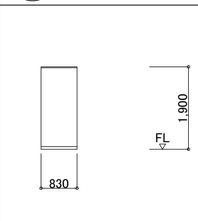
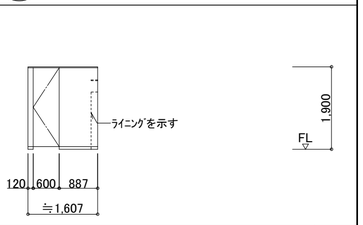
| 記号 | 室名 / 既存/新設 (改修・補修内容) | 数量 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | TB 1N | 1階 玄関側ﾄｲﾚ 前室<br>ﾌﾞｰｽ（新設） | 1ヶ所 | TB 2N | 2階 職員ﾄｲﾚ 男子ﾄｲﾚ<br>ﾌﾞｰｽ（新設） | 1ヶ所 |
| 姿図 | | |  | |  | | |
| 形式 | 見込 | | ﾌﾞｰｽ | 40 | ﾌﾞｰｽ | | 40 |
| ガラス | 仕上 | | 表面:ﾒﾗﾐﾝ化粧合板、芯材:ﾍﾟｰﾊﾟｰｺｱ、枠:ｱﾙﾐ形材 | | 表面:ﾒﾗﾐﾝ化粧合板、芯材:ﾍﾟｰﾊﾟｰｺｱ、枠:ｱﾙﾐ形材 | | |
| 金物 | | | 笠木:ｱﾙﾐ形材、SUS丁番、引手金物 | | 笠木:ｱﾙﾐ形材、SUS丁番、引手金物 | | |
| | | | SUS巾木、両開き用金物 、棚(L=904, D=150x1) | | SUS巾木 、棚(L=820, D150x1) | | |
| 備考 | | | | | | | |

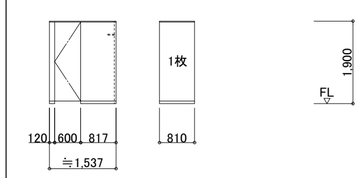
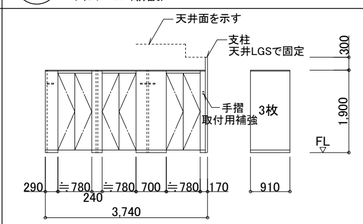
| 記号 | 室名 / 既存/新設 (改修・補修内容) | 数量 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | TB 3N | 2階 職員ﾄｲﾚ 男子ﾄｲﾚ<br>隔板（新設） | 1ヶ所 | TB 4N | 2階 職員ﾄｲﾚ 男子ﾄｲﾚ<br>ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ（新設） | 1ヶ所 |
| 姿図 | | |  | |  | | |
| 形式 | 見込 | | ﾌﾞｰｽ | 40 | ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ | | 40 |
| ガラス | 仕上 | | 表面:ﾒﾗﾐﾝ化粧合板、芯材:ﾍﾟｰﾊﾟｰｺｱ、枠:ｱﾙﾐ形材 | | 表面:ﾒﾗﾐﾝ化粧合板、芯材:ﾍﾟｰﾊﾟｰｺｱ、枠:ｱﾙﾐ形材 | | |
| 金物 | | | 笠木:ｱﾙﾐ形材、ｽﾃﾝﾚｽ製巾木 | | 天井ﾚｰﾙ:ｱﾙﾐ形材、ｸﾞﾚﾋﾞﾃｨﾋﾝｼﾞ、ｽﾗｲﾄﾞﾛｯｸ、ｱﾙﾐ支柱 | | |
| | | | | | SUS巾木、戸当り帽子掛け、棚(L=1160, D150x2ヶ) | | |
| 備考 | | | | | | | |

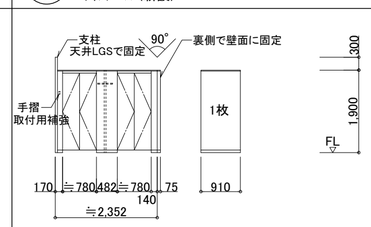
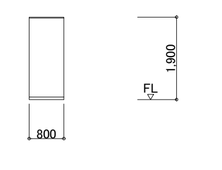
| 記号 | 室名 / 既存/新設 (改修・補修内容) | 数量 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | TB 5N | 2階 職員ﾄｲﾚ 女子ﾄｲﾚ<br>ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ（新設） | 1ヶ所 | TB 6N | 2階 職員ﾄｲﾚ 女子ﾄｲﾚ<br>隔板（新設） | 1ヶ所 |
| 姿図 | | |  | |  | | |
| 形式 | 見込 | | ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ | 40 | ﾌﾞｰｽ | | 40 |
| ガラス | 仕上 | | 表面:ﾒﾗﾐﾝ化粧合板、芯材:ﾍﾟｰﾊﾟｰｺｱ、枠:ｱﾙﾐ形材 | | 表面:ﾒﾗﾐﾝ化粧合板、芯材:ﾍﾟｰﾊﾟｰｺｱ、枠:ｱﾙﾐ形材 | | |
| 金物 | | | 天井ﾚｰﾙ:ｱﾙﾐ形材、ｸﾞﾚﾋﾞﾃｨﾋﾝｼﾞ、ｽﾗｲﾄﾞﾛｯｸ、ｱﾙﾐ支柱 | | 天井ﾚｰﾙ:ｱﾙﾐ形材、SUS巾木 | | |
| | | | SUS巾木、戸当り帽子掛け、棚(L=1160, D150x3ヶ) | | | | |
| 備考 | | | | | ｻｯｼ額縁の上下及び間仕切壁で固定 | | |

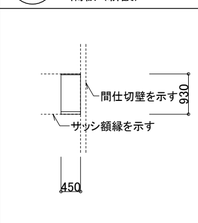
| 記号 | 室名 / 既存/新設 (改修・補修内容) | 数量 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | TB 7N | 1階 中央ﾄｲﾚ 男子ﾄｲﾚ<br>ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ（新設） | 1ヶ所 | TB 8N | 1階 中央ﾄｲﾚ 女子ﾄｲﾚ<br>ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ（新設） | 1ヶ所 |
| 姿図 | | |  | |  | | |
| 形式 | 見込 | | ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ | 40 | ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ | | 40 |
| ガラス | 仕上 | | 表面:ﾒﾗﾐﾝ化粧合板、芯材:ﾍﾟｰﾊﾟｰｺｱ、枠:ｱﾙﾐ形材 | | 表面:ﾒﾗﾐﾝ化粧合板、芯材:ﾍﾟｰﾊﾟｰｺｱ、枠:ｱﾙﾐ形材 | | |
| 金物 | | | 天井ﾚｰﾙ:ｱﾙﾐ形材、ｸﾞﾚﾋﾞﾃｨﾋﾝｼﾞ、ｽﾗｲﾄﾞﾛｯｸ | | 天井ﾚｰﾙ:ｱﾙﾐ形材、ｸﾞﾚﾋﾞﾃｨﾋﾝｼﾞ、ｽﾗｲﾄﾞﾛｯｸ | | |
| | | | ｱﾙﾐ支柱、SUS巾木、戸当り帽子掛け | | ｱﾙﾐ支柱、SUS巾木、戸当り帽子掛け | | |
| 備考 | | | 棚(L=900, D150x1ヶ) | | 棚(L=900, D150x3ヶ) | | |

| 記号 | 室名 / 既存/新設 (改修・補修内容) | 数量 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | TB 9N | 1階 中央ﾄｲﾚ 男子ﾄｲﾚ<br>隔板（新設） | 1ヶ所 | TB 10N<br>TB 10aN | 1～4階 中央ﾄｲﾚ 掃除具入<br>隔板（新設） | 10N 1ヶ所<br>10aN 3ヶ所 |
| 姿図 | | |  | |  | | |
| 形式 | 見込 | | ﾌﾞｰｽ | 40 | ﾌﾞｰｽ | | 40 |
| ガラス | 仕上 | | 表面:ﾒﾗﾐﾝ化粧合板、芯材:ﾍﾟｰﾊﾟｰｺｱ、枠:ｱﾙﾐ形材 | | 表面:ﾒﾗﾐﾝ化粧合板、芯材:ﾍﾟｰﾊﾟｰｺｱ、枠:ｱﾙﾐ形材 | | |
| 金物 | | | 天井ﾚｰﾙ:ｱﾙﾐ形材、SUS巾木 | | 天井ﾚｰﾙ:ｱﾙﾐ形材、SUS巾木 | | |
| | | | ｻｯｼ額縁の上下及び間仕切壁で固定 | | 棚(男子側L=750, D150x4ヶ、女子側L965, D150x4ヶ) | | |
| 備考 | | | | | | | |

| 記号 | 室名 / 既存/新設 (改修・補修内容) | 数量 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | TB 11N | 2～4階 中央ﾄｲﾚ 男子ﾄｲﾚ<br>隔板（新設） | 3ヶ所 | TB 12N | 2～4階 中央ﾄｲﾚ 男子ﾄｲﾚ<br>ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ（新設） | 3ヶ所 |
| 姿図 | | |  | |  | | |
| 形式 | 見込 | | ﾌﾞｰｽ | 40 | ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ | | 40 |
| ガラス | 仕上 | | 表面:ﾒﾗﾐﾝ化粧合板、芯材:ﾍﾟｰﾊﾟｰｺｱ、枠:ｱﾙﾐ形材 | | 表面:ﾒﾗﾐﾝ化粧合板、芯材:ﾍﾟｰﾊﾟｰｺｱ、枠:ｱﾙﾐ形材 | | |
| 金物 | | | 笠木:ｱﾙﾐ形材、SUS巾木 | | 笠木:ｱﾙﾐ形材、ｸﾞﾚﾋﾞﾃｨﾋﾝｼﾞ、ｽﾗｲﾄﾞﾛｯｸ | | |
| | | | ｽﾃﾝﾚｽ製巾木 | | SUS巾木、戸当り帽子掛け 、棚(L=580, D150x3ヶ) | | |
| 備考 | | | | | | | |

| 記号 | 室名 / 既存/新設 (改修・補修内容) | 数量 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | TB 13N | 2～4階 中央ﾄｲﾚ 男子ﾄｲﾚ<br>ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ（新設） | 3ヶ所 | TB 14N | 2～4階 中央ﾄｲﾚ 女子ﾄｲﾚ<br>ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ（新設） | 3ヶ所 |
| 姿図 | | |  | |  | | |
| 形式 | 見込 | | ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ | 40 | ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ | | 40 |
| ガラス | 仕上 | | 表面:ﾒﾗﾐﾝ化粧合板、芯材:ﾍﾟｰﾊﾟｰｺｱ、枠:ｱﾙﾐ形材 | | 表面:ﾒﾗﾐﾝ化粧合板、芯材:ﾍﾟｰﾊﾟｰｺｱ、枠:ｱﾙﾐ形材 | | |
| 金物 | | | 笠木:ｱﾙﾐ形材、ｸﾞﾚﾋﾞﾃｨﾋﾝｼﾞ、ｽﾗｲﾄﾞﾛｯｸ | | 笠木:ｱﾙﾐ形材、ﾚｰﾙ、折戸ﾋﾝｼﾞ、折戸ﾛｯｸ、ｶﾞｲﾄﾞﾛｰﾗｰ | | |
| | | | SUS巾木、戸当り帽子掛け 、棚(L=810, D150x3ヶ) | | ｸﾞﾚﾋﾞﾃｨﾋﾝｼﾞ、ﾊﾝﾄﾞﾙ、他折戸用金物一式、ｱﾙﾐ支柱 | | |
| 備考 | | | | | SUS巾木、戸当り帽子掛け 、棚(L=910, D150x6ヶ) | | |

| 記号 | 室名 / 既存/新設 (改修・補修内容) | 数量 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | TB 15N | 2～4階 中央ﾄｲﾚ 女子ﾄｲﾚ<br>ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ（新設） | 3ヶ所 | TB 16N | 2～4階 中央ﾄｲﾚ 女子ﾄｲﾚ<br>隔板（新設） | 3ヶ所 |
| 姿図 | | |  | |  | | |
| 形式 | 見込 | | ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ | 40 | ﾌﾞｰｽ | | 40 |
| ガラス | 仕上 | | 表面:ﾒﾗﾐﾝ化粧合板、芯材:ﾍﾟｰﾊﾟｰｺｱ、枠:ｱﾙﾐ形材 | | 表面:ﾒﾗﾐﾝ化粧合板、芯材:ﾍﾟｰﾊﾟｰｺｱ、枠:ｱﾙﾐ形材 | | |
| 金物 | | | 笠木:ｱﾙﾐ形材、ﾚｰﾙ、折戸ﾋﾝｼﾞ、折戸ﾛｯｸ、ｶﾞｲﾄﾞﾛｰﾗｰ | | 笠木:ｱﾙﾐ形材、SUS巾木 | | |
| | | | ｸﾞﾚﾋﾞﾃｨﾋﾝｼﾞ、ﾊﾝﾄﾞﾙ、他折戸用金物一式、ｱﾙﾐ支柱 | | ｽﾃﾝﾚｽ製巾木 | | |
| 備考 | | | SUS巾木、戸当り帽子掛け 、棚(L=910, D150x6ヶ) | | | | |

| 記号 | 室名 / 既存/新設 (改修・補修内容) | 数量 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | TB 17N | 2～4階 中央ﾄｲﾚ 女子ﾄｲﾚ<br>隔板（新設） | 3ヶ所 | 【特記事項】 | | |
| 姿図 | | |  | | | | |
| 形式 | 見込 | | ﾌﾞｰｽ | 40 | | | |
| ガラス | 仕上 | | 表面:ﾒﾗﾐﾝ化粧合板、芯材:ﾍﾟｰﾊﾟｰｺｱ、枠:ｱﾙﾐ形材 | | | | |
| 金物 | | | 天井ﾚｰﾙ:ｱﾙﾐ形材、SUS巾木 | | | | |
| | | | ｽﾃﾝﾚｽ製巾木 | | | | |
| 備考 | | | ｻｯｼ額縁の上下及び間仕切壁で固定 | | | | |

1. 鋼製軽量ﾄﾞｱの気密性・遮音性・断熱性は無しとする
2. 鋼製軽量建具、木製建具の寸法は、枠内有効寸法とし、現場状況により微調整すること
3. 錠(ｼﾘﾝﾀﾞｰ)は、新設建具でﾏｽﾀｰｷｰを製作する

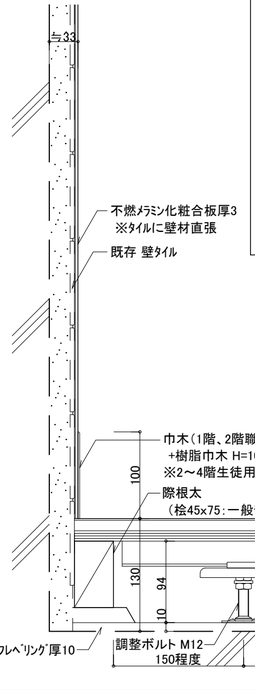
4. ﾄｲﾚﾌﾞｰｽの特記事項は下記による
   - ・ﾄｲﾚﾌﾞｰｽの扉は、緊急時外開き解除機能付 ※SK扉は除く
   - ・ﾄｲﾚﾌﾞｰｽの扉廻りは、ｱｰﾙｴｯｼﾞとする
   - ・ﾌﾞｰｽﾊﾟﾈﾙには棚等を取付けるため、補強等を行うこと
   - ・棚の仕様は、雑詳細図参照

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 徳島県県土整備部営繕課 | | 工事名 | R8営繕 阿波西高等学校 阿波・阿波南校舎棟トイレ改修工事建築 | 図面番号 | A-27 |
| 設計 R8.09.19 | 竣工 － | 図面名 | 建具表-2 | 縮尺 | 1/100 |

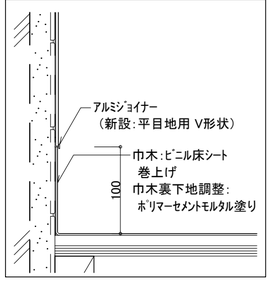
株式会社 野田木内一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045
一級建築士事務所登録 第31063号
一級建築士登録 第149503号 野田 史

# トイレ 壁、床廻り 詳細図

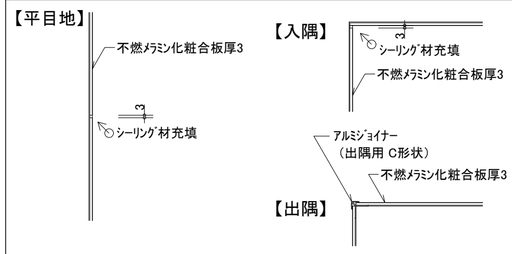
## 【一般壁廻り 1/5】



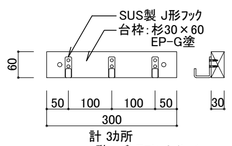

## 2～4階 中央トイレ 巾木廻り 1/5



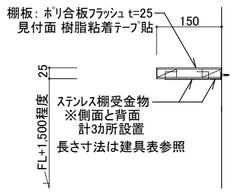

## 不燃メラミン化粧板 1/5




## ﾓｯﾌﾟ掛け 詳細図 1/10

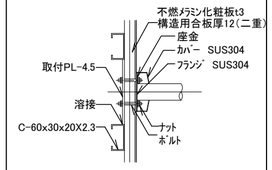



## 棚 詳細図 1/10

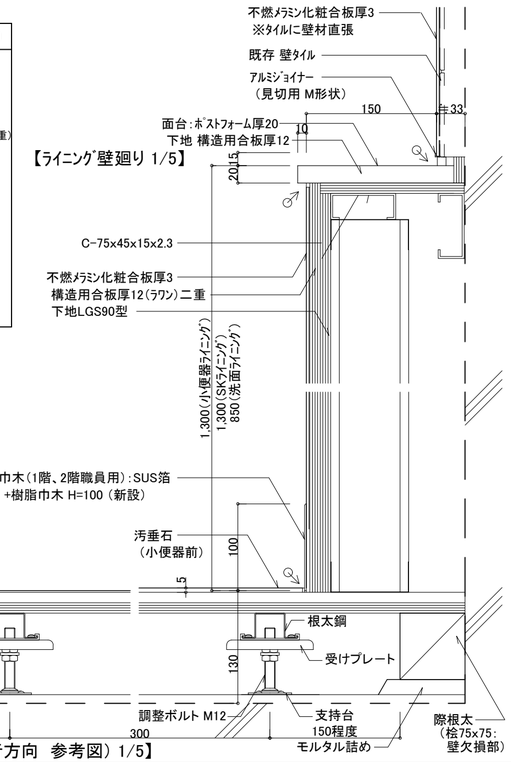



## 手摺取付詳細図（参考図）1/10

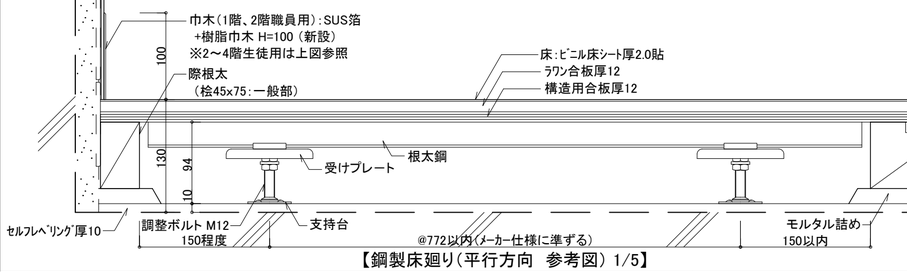
※メーカーの取り付け方法に準ずる




## 【ライニング壁廻り 1/5】




## 【鋼製床廻り（平行方向 参考図）1/5】



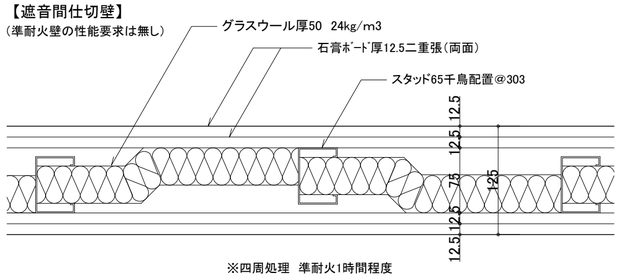

## 【鋼製床廻り（直行方向 参考図）1/5】




## トイレ廻り 遮音間仕切壁 片面耐火壁 詳細図 1/5

### 【遮音間仕切壁】

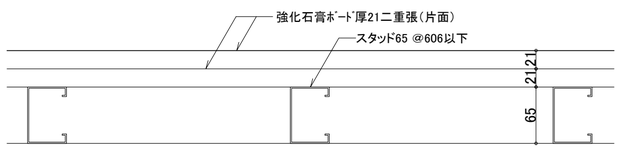
（準耐火壁の性能要求は無し）




※四周処理 準耐火1時間程度

### 【片面耐火壁】

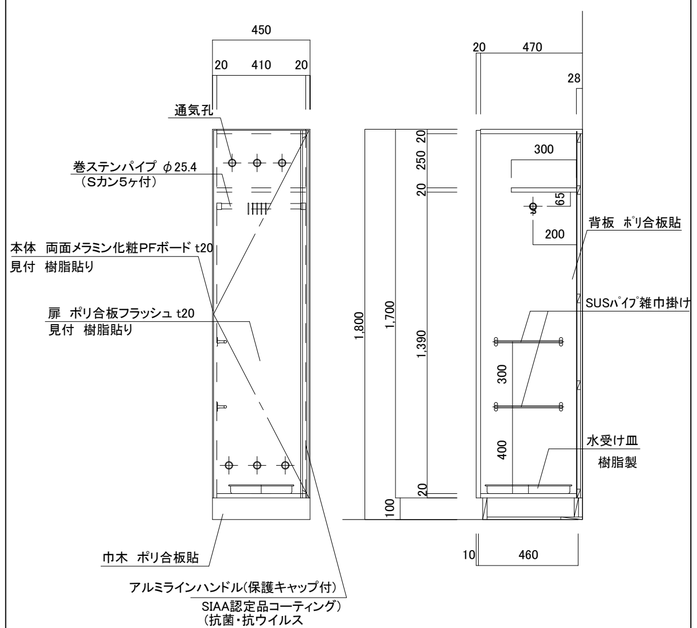
（耐火構造 1時間以上）




※四周処理 耐火1時間以上

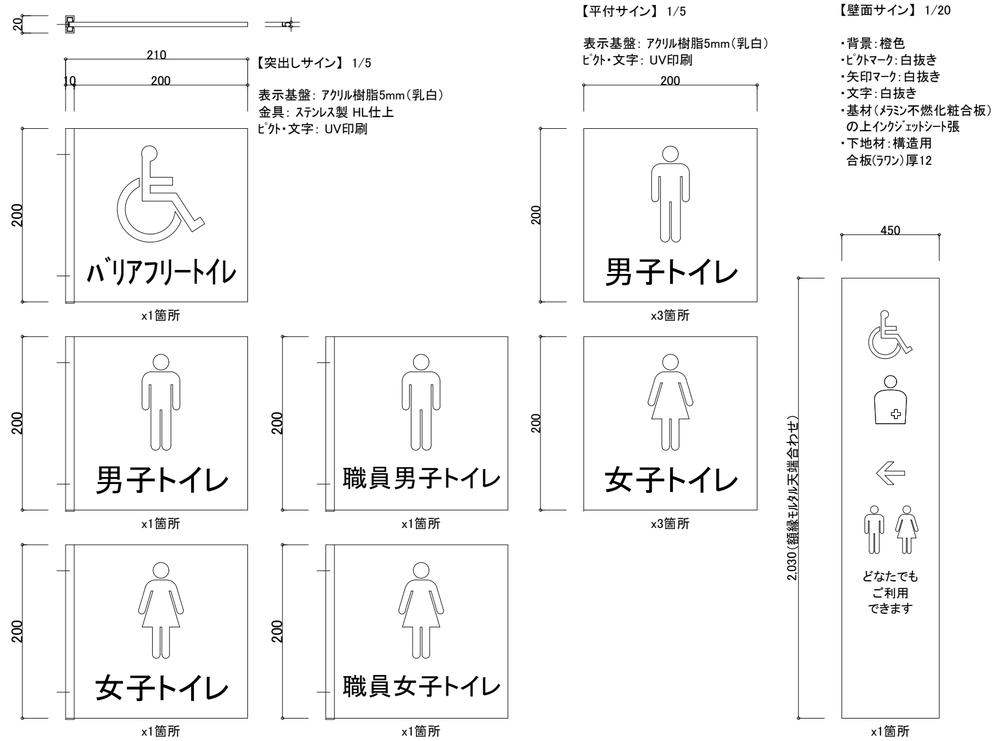
※各四周処理は、製造所の仕様による.

## 2階 職員女子トイレ 掃除具入（参考図） 1/20




## サイン 詳細図（参考図） 1/5 1/20

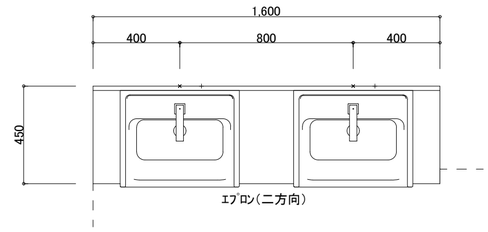
※表示内容は、打合せにより決定とする

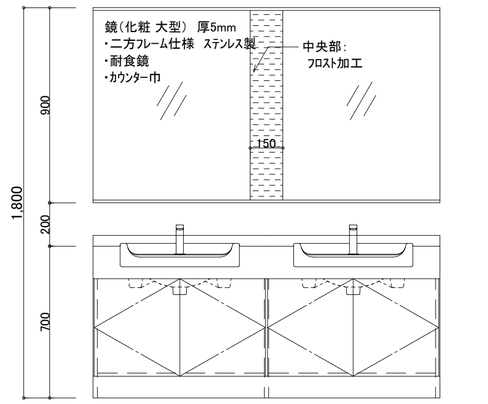



| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 徳島県県土整備部営繕課 | | 工事名 | R8営繕 阿波西高等学校 阿波・阿波南校舎棟トイレ改修工事建築 | 図面番号 A-28 |
| | 設計 R8.10.05 | 竣工 － | 図面名 | 各部詳細図-1 | 縮尺 1/5 1/20 1/50 |

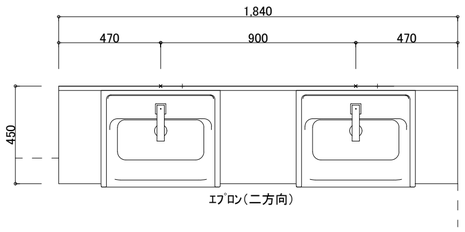

株式会社 野田木内一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045
一級建築士事務所登録 第31063号
一級建築士登録 第149503号 野田 史

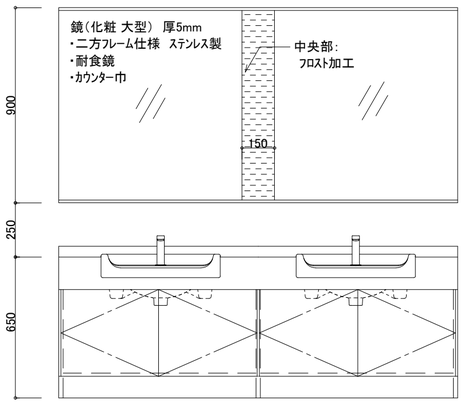
## 1階バリアフリートイレ、2階職員トイレ、1階中央トイレ　洗面カウンター 詳細図（参考図）　1/20



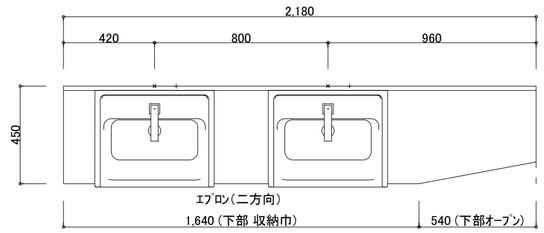



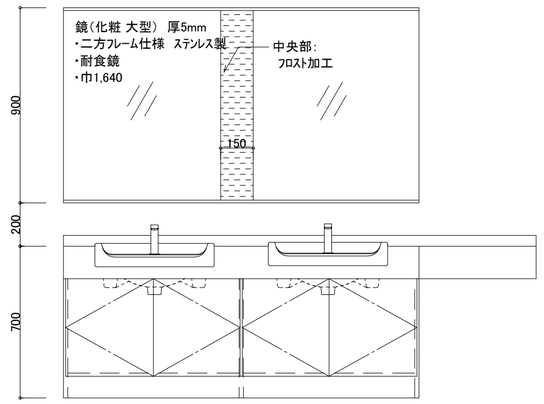

【2階職員トイレ　男子トイレ x 1箇所】



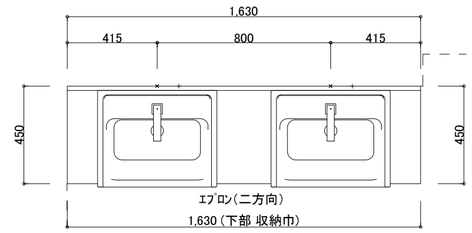



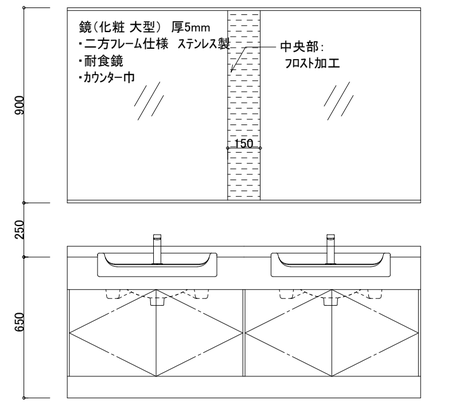

【2階職員トイレ　女子トイレ x 1箇所】



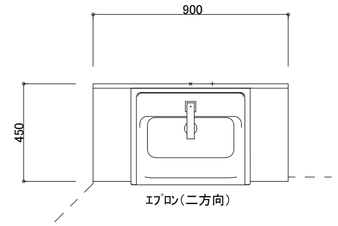




【1階中央トイレ　男子トイレ x 1箇所】

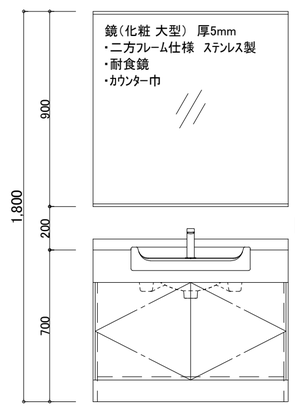


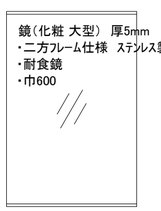




【1階中央トイレ　女子トイレ x 1箇所】



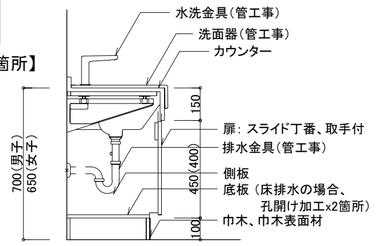

| 洗面カウンター 仕様 | |
|---|---|
| 項　目 | 仕上 等 |
| カウンター（既成品） | 人工大理石　ブラケット共 |
| 洗面器（管工事） | 角形はめ込み式 |
| 水栓金具（管工事） | 台付自動水栓、発電、サーモスタット混合 |
| 排水金具（管工事） | 壁排水金具、床排水金具共 |
| カウンター下収納 | 有り（下図参照） |
| | 扉：メラミン化粧合板 |
| | 内部：ポリエステル化粧合板 |
| | 巾木：ステンレス製 |



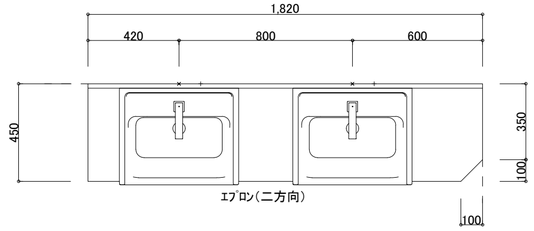

【1階バリアフリートイレ x 1箇所】

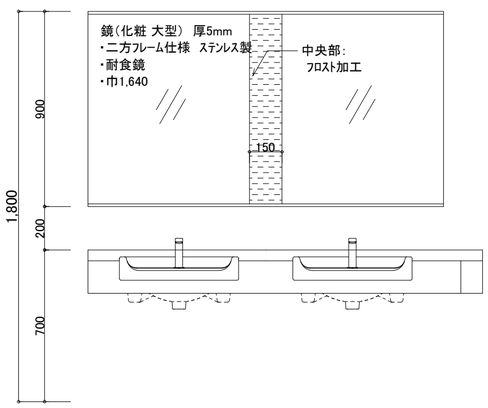
【1階バリアフリートイレ前室 x 1箇所】



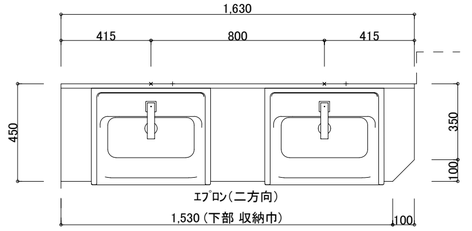

【共通 断面図】

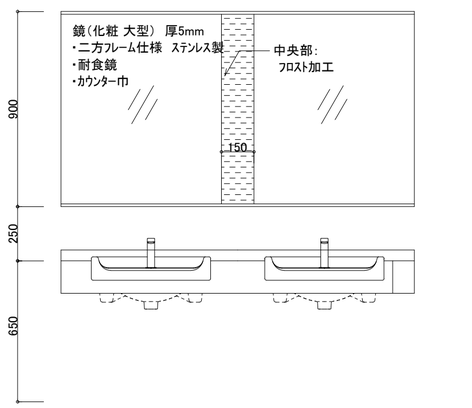
## 中央トイレ　2～4階　洗面カウンター 詳細図（参考図）　1/20



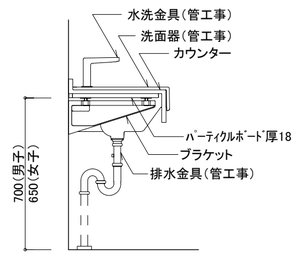

【男子トイレ x 3箇所】




【女子トイレ x 3箇所】

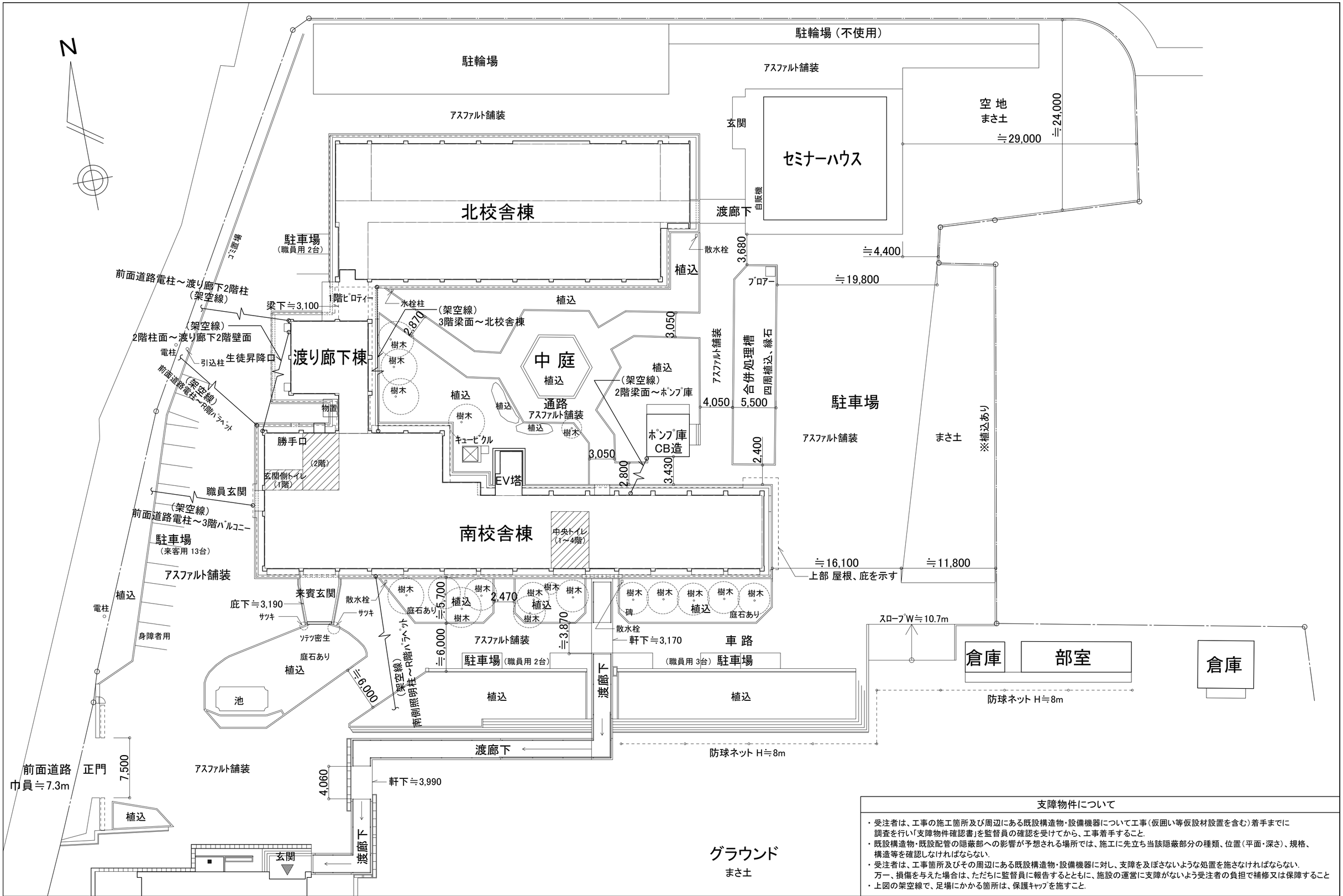
| 洗面カウンター 仕様 | |
|---|---|
| 項　目 | 仕上 等 |
| カウンター（既成品） | 人工大理石　ブラケット共 |
| 洗面器（管工事） | 角形はめ込み式 |
| 水栓金具（管工事） | 台付自動水栓、発電、サーモスタット混合 |
| 排水金具（管工事） | 床排水金具（Sトラップ）共 |
| カウンター下収納 | 無し |




【共通 断面図】

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 徳島県県土整備部営繕課 | | 工事名 | R8営繕　阿波西高等学校　阿波・阿波南校舎棟トイレ改修工事建築 | 図面番号 A-29 |
| | 設計 R8.10.02 | 竣工 － | 図面名 | 各部詳細図-2 | 縮尺 1/20 |


株式会社 野田木内一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL　0884-77-2039　FAX　0884-77-2045
一級建築士事務所登録　第31063号
一級建築士登録　第149503号　野田　史




## 支障物件について

- 受注者は、工事の施工箇所及び周辺にある既設構造物・設備機器について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い「支障物件確認書」を監督員の確認を受けてから、工事着手すること.
- 既設構造物・既設配管の隠蔽部への影響が予想される場所では、施工に先立ち当該隠蔽部分の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない.
- 受注者は、工事箇所及びその周辺にある既設構造物・設備機器に対し、支障を及ぼさないような処置を施さなければならない. 万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担で補修又は保障すること
- 上図の架空線で、足場にかかる箇所は、保護ｷｬｯﾌﾟを施すこと.

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 徳島県県土整備部営繕課 | 工事名 | R8営繕　阿波西高等学校　阿波・阿波<br>南校舎棟トイレ改修工事建築 | 図面番号 | A-30 |
| 設計 R8.09.14 / 竣工 – | 図面名 | 支障物件確認図 | 縮尺 | 1/300 |

株式会社 野田木内一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045
一級建築士事務所登録 第31063号
一級建築士登録 第149503号 野田 史

# 概略工程表（参考）

| 施工箇所等 | 1ヶ月目 | 2ヶ月目 | 3ヶ月目 | 4ヶ月目 | 5ヶ月目 | 6ヶ月目 | 7ヶ月目 | 8ヶ月目 | 9ヶ月目 | 10ヶ月目 | 11ヶ月目 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 全体 | 準備<br>現地調査<br>施工計画 | 仮囲い、現場事務所設置 | | | 仮検査（玄関側･職員トイレ） | | | | | 仮囲い、現場事務所撤去<br>検査 | | |
| 1階 玄関側トイレ、技術室<br>2階 職員トイレ | | 技術室 仮移設（別途） | | 技術室 移転（約5ヶ月） | | 技術室 移設（別途） | | | | | | 別途 学校側 |
| | | 仮設工事<br>撤去工事 | 改修工事（建築）<br>設備工事（電気、管、空調） | | 調整 | 仮設撤去 | | | | | | 足場、仮設間仕切、養生他 |
| | | 職員室 流し台･手洗器 図書室手洗器 使用停止（約3ケ月） | | | | | | | | | | トイレ配管詰まりのため、現在不使用 |
| 1～4階 中央トイレ | | | 仮設工事<br>撤去工事 | 改修工事（建築）<br>設備工事（電気、管、空調） | | | | | 調整 | 仮設撤去 | | 仮設配管施工、足場、ﾊﾞﾘｹｰﾄﾞ、養生他 |
| | | | | | トイレ使用停止（約5ケ月） | | | | | | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 徳島県県土整備部営繕課 | | 工事名 | R8営繕 阿波西高等学校 阿波･阿波南校舎棟トイレ改修工事建築 | 図面番号 | A-31 |
| 設計 R8.09.19 | 竣工 － | 図面名 | 概略工程表 | 縮尺 | |

株式会社 野田木内一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045
一級建築士事務所登録 第31063号
一級建築士登録 第149503号 野田 史

# Ⅲ．電気設備工事特記仕様書

## 1章　　一般共通事項

1．　官公署その他への届出手続等

（1）　本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。
官公署その他への届出手続等は（標仕<1> 1.1.3）により行う。なお、監理指針<1>1.1.3を参考とする。

（2）　官公署その他への届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。

（3）　官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。

2．機材の品質等

（1）　本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。

（2）　下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。

① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
③ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
④ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
⑤ 販売、保守等の営業体制を整えていること。

| 品名 | 機　材　名　・　注　記 |
|---|---|
| LED照明器具 | 一般屋内用に限る |
| 盤類 | 分電盤（OA盤・実験盤を含む）、制御盤、キュービクル式配電盤、高圧スイッチギヤ（CW形、PW形） |

（3）　機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。

（4）　機材の検査に伴う試験については、標仕 <1>1.4.5により行う。また、製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

3．施工調査

（1）　工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査（支障物件の調査・確認を含む）及び工事関係者（施設管理者・電気主任技術者・関係官公庁等）との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。

## 2章　　共通工事

1．耐震施工　（参考図書：建築設備耐震設計・施工指針（2014年版））

（1）　設備機器の固定は、施設の分類並びに機器の種別、重要度及び設置階に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力に対し、移動、転倒、破損等が生じないようにする。なお、施工に先立ち、耐震計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。

・設計用水平地震力
機器の重量（kN）に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、設計用標準水平震度は、特記なき場合は下表による。

・設計用鉛直地震力
設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

・施設の分類、地域係数
施設の分類　（　特定の施設　・　一般の施設　）　　地域係数（　1.0　・　0.9　）

・重要機器
配電盤　・　防災用発電装置　・　直流電源装置　・　交流無停電電源装置　・　交換機　・　火災報知受信機　・　中央監視制御装置
構内情報通信網装置　・　　・

・設計用標準水平震度

| 設置場所 | 機器種別 | 特定の施設 | | 一般の施設 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 重要機器 | 一般機器 | 重要機器 | 一般機器 |
| 上層階、屋上及び塔屋 | 機器 | 2.0 | 1.5 | 1.5 | 1.0 |
| | 防振支持の機器 | 2.0 | 2.0 | 2.0 | 1.5 |
| | 水槽類 | 2.0 | 1.5 | 1.5 | 1.0 |
| 中層階 | 機器 | 1.5 | 1.0 | 1.0 | 0.6 |
| | 防振支持の機器 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.0 |
| | 水槽類 | 1.5 | 1.0 | 1.0 | 0.6 |
| 1階及び地下階 | 機器 | 1.0 | 0.6 | 0.6 | 0.4 |
| | 防振支持の機器 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 0.6 |
| | 水槽類 | 1.5 | 1.0 | 1.0 | 0.6 |

（注）・上層階の定義は次のとおりとする。
2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階
・水槽類にはオイルタンク等を含む。

（2）　質量100kg以下の軽量な機器（標仕の適用を受けるものは除く）の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。

（3）　横引き配管等の耐震支持は、施設の分類に応じたものとする。

2．あと施工アンカー
あと施工アンカーボルトの選定については、次による。

（1）　機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、重要機器（100kg以下の機器を除く）及び次の機器については、施工後確認試験を行う。
（　　・　　・　　・　　）

・試験方法　　…　引張試験機による引張試験とし、確認強度まであと施工アンカーを引張るものとする。
・試験箇所数　　…　対象機器、径毎に対し1本とし、無作為に抜き取る。

（2）　配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。

（3）　屋外に使用するものはステンレス製又はJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したものとする。（ただし、コンクリート内に施工するあと施工アンカーは除く。）

3．非破壊検査

（1）　はつり、穴開け及びあと施工アンカー等の施工に当たり、埋設物の事前調査を行い、監督員に報告すること。

（2）　施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。なお、探査の結果、放射線透過検査を必要とする場合については、監督員と協議の上、適切に対応するものとする。





4．施工の試験・総合試運転調整

（1）　機器の設置及び配線等の施工完了後に実施する試験（施工の試験）は、標仕及び改標仕の各編（各節）に基づき行うものとし、試験方法・項目の詳細については監督員との協議により決定するものとする。また、関連工事等との総合試運転調整は、標仕<1>1.5.5又は改標仕<1>1.6.6により行う。

（2）　照度測定の測定方法は、JIS C 7612を参考とする。

（3）　次の項目は、施工前と施工後に行うものとする。
・照度測定　　・絶縁抵抗測定

5．その他共通事項

（1）　配管工事
・最上階の天井配管は、原則二重天井内の隠ぺい施工とし、屋上スラブへの埋め込みは行わない。（最上階が二重天井の場合に限る。）
・長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。（標仕<2>2.2.9、<2>2.12.4）
・屋外の防水形プルボックスは、（　ステンレス製　・　鋼板製　・　樹脂製　）とし、（　メラミン焼付塗装　・　溶融亜鉛めっき　・　無塗装　）とする。
・屋外敷設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m2のものを使用し、原則塗装不要とする。

（2）　塗装工事
・機械室、隠ぺい部を除く露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。
・屋内、屋外及びピット内の支持金物等のうち、ステンレス製、溶融亜鉛めっき製及び溶融亜鉛めっき(HDZT49)と同等の耐食性能を有する製品は、原則塗装不要とする。

（3）　配線器具
・図面に記載なきフラッシュプレートの材質は、新金属製とする。

（4）　支持金物等
・屋外及びピット内の支持金物等は、ステンレス製、溶融亜鉛めっき製(HDZT49以上)及び溶融亜鉛めっき(HDZT49)と同等の耐食性能を有する製品の何れかを使用する。

（5）　用途別表示
・盤内、幹線プルボックス内、ケーブルラック上の要所、マンホール・ハンドホール内、その他の要所には合成樹脂製、ファイバ製等の表示札等を取付け、回路の種別、行先等を表示する。（標仕 <2>2.2.10、<2>2.12.5）
なお、屋外において直接外気に触れる場所（盤内、プルボックス内を除く。）及びマンホール・ハンドホール内の表示札等はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
・カバープレート及びプルボックス蓋にはシール等で用途別表示を行う。なお、屋外部分の表示はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。

（6）　その他
・分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。
・分電盤からの予備配管として、分電盤の予備回路数（スペースを含む）に応じた配管を天井裏まで立上げる。
・改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する。
・改修又は増設工事等において配電盤、分電盤等を改造した場合は、既設単線接続図等を修正し（又は改造後の単線接続図等に取替え）、改造内容（履歴）を記載する。

## 3章　　電灯設備

1．照明器具
LEDモジュールの光源色は、監督員との協議により、標準図に規定する光源色を変更できる。ただし、非常照明用及び誘導灯用を除く。

## 4章　　その他

1．機器取付高さ
図示なき機器の取付高さは、次表を標準とする。ただし、天井高がFL+3,000以上の場合及び機器の使用に支障がある場合は、監督員と協議する。

| 名　　称 | 測点 | 取付高(mm) | 備考 |
|---|---|---|---|
| 【電灯】 | | | |
| 分電盤 | 床上～中心 | 1,500 | 上端1,900以下とする |
| スイッチ | 床上～中心 | 1,300 | |
| 熱線センサ用スイッチ | 床上～中心 | 1,800 | |
| コンセント（一般） | 床上～中心 | 300 | |
| 〃　（台上） | 台上～中心 | 150 | |
| 〃　（土間） | 床上～中心 | 800～1,300 | |
| 〃　（車椅子用） | 床上～中心 | 900 | |
| ブラケット（一般） | 床上～中心 | 2,100～2,300 | |
| 〃　（鏡上） | 鏡上端～中心 | 150 | |
| 多機能便所スイッチ | 床上～中心 | 1,100 | |
| 【情報表示】 | | | |
| 情報表示盤 | 床上～中心 | 天井高×0.9 | |
| 壁付発信器 | 床上～中心 | 1,300 | |
| ベル・ブザー・チャイム | 床上～中心 | 2,300 | |
| 受付押しボタン（一般） | 床上～中心 | 1,300 | |
| 【誘導支援・呼出】 | | | |
| 壁付インターホン（一般） | 床上～中心 | 1,300 | |
| 〃　（外部受付） | 床上～中心 | 標準図による | |
| 〃　（モニタ付） | 床上～中心 | 1,400 | |
| 〃　（カメラ付） | 床上～中心 | 1,100～1,400 | |
| 壁付位置ボックス（一般） | 床上～中心 | 300 | |
| 〃　（和室） | 床上～中心 | 150 | |
| 呼出ボタン（多機能便所） | | 900(400) | （400）は床に転倒した場合を考慮した取付高さを示す |
| | | | |

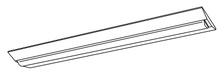
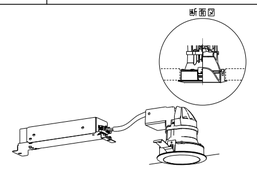
2．配線記号等

（1）　EM-EEFケーブルにて、4芯以上の配線を布設する場合、全部又は一部に4芯のものを使用しても差し支えない。

（2）　図面に明記なき配管は次のとおりとする。
（G16）（G22）　…　厚鋼電線管（JIS C 8305「鋼製電線管」によるもの）を示す。
（16）（22）　…　PF管（単層管）（JIS C 8411「合成樹脂製可とう電線管」によるもの）を示す。
（19）（25）　…　ねじなし電線管（JIS C 8305「鋼製電線管」によるもの）を示す。

（3）　EM電線及びEMケーブルの表記において、「EM」が省略されている場合は、「EM」付きの表記のものに読み替える。

## 新設照明器具姿図

| （A） | 一体型ＬＥＤベースライト | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 公共施設型番 | LSS10-4-65 | | | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | | | | |
| （N） | ＬＥＤダウンライト | （O） | ＬＥＤダウンライト | （P） | ＬＥＤダウンライト１００形 | （Q） | ＬＥＤブラケット | | | | |
| | ６０形電球１灯器具相当、センサー付き | | ６０形電球１灯器具相当、センサー付き | | | | １５形直管蛍光灯１灯器具相当 | | | | |
| <br>昼白色（５０００Ｋ）、Ｒａ８３<br>器具光束４８０１ｍ、消費電力７．３Ｗ、電圧１００Ｖ<br>拡散タイプ、明るさセンサ付<br>埋込穴φ１００ | | 換気扇連動型<br><br>昼白色（５０００Ｋ）、Ｒａ８３<br>器具光束４８０１ｍ、消費電力７．６Ｗ、電圧１００Ｖ<br>拡散タイプ、明るさセンサ付<br>換気扇連動型<br>埋込穴φ１００ | | <br>５０００Ｋ、Ｒａ８５<br>器具光束：６１０１ｍ、消費電力：７．６Ｗ、電圧：１００−２４２Ｖ<br>埋込穴：φ１００ | | <br>昼白色（５０００Ｋ）、Ｒａ８３<br>器具光束８４０１ｍ、消費電力９．５Ｗ、電圧１００Ｖ<br>天井直付型・壁直付型<br>スイッチ付、拡散タイプ<br>Ｗ＝４５０　Ｈ＝６５ | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 徳島県県土整備部営繕課 | 工事名 | R8営繕　阿波西高等学校　阿波・阿波南校舎棟トイレ改修工事建築 | 図面番号 | E-01 |
| 設計 R8.9 / 竣工 − | 図面名 | 照明器具参考姿図 | 縮尺 | NON |

株式会社 野田木内一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL　0884-77-2039　FAX　0884-77-2045
一級建築士事務所登録　第31063号
一級建築士登録　第149503号　野田　史

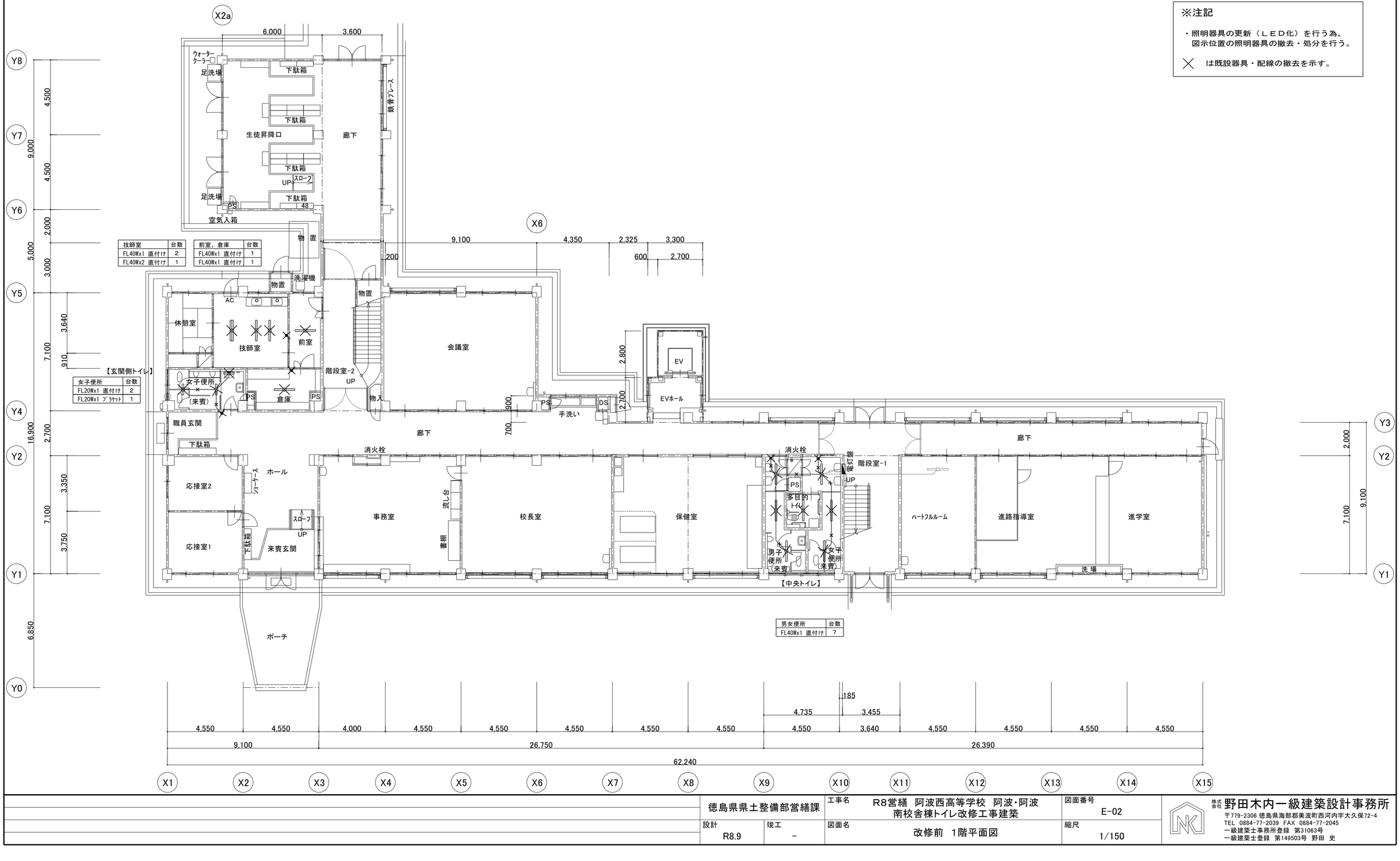
N

| 凡　例 | |
|---|---|
| 記号 | 名　称　・　仕　様 |
| | 照明器具　直付け型 |
| | 照明器具　ブラケット |
| | |
| ● | スイッチ　1P 10A |
| ⊕ | コンセント　1P 15A |

**※注記**

・照明器具の更新（ＬＥＤ化）を行う為、
図示位置の照明器具の撤去・処分を行う。

╳　は既設器具・配線の撤去を示す。




| 技師室 | 台数 |
|---|---|
| FL40Wx1 直付け | 2 |
| FL40Wx2 直付け | 1 |

| 前室、倉庫 | 台数 |
|---|---|
| FL40Wx1 直付け | 1 |
| FL40Wx1 直付け | 1 |

【玄関側トイレ】

| 女子便所 | 台数 |
|---|---|
| FL20Wx1 直付け | 2 |
| FL20Wx1 ﾌﾞﾗｹｯﾄ | 1 |

【中央トイレ】

| 男女便所 | 台数 |
|---|---|
| FL40Wx1 直付け | 7 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 徳島県県土整備部営繕課 | 工事名 | R8営繕　阿波西高等学校　阿波・阿波<br>南校舎棟トイレ改修工事建築 | 図面番号 | E-02 |
| | 設計 R8.9 | 竣工 － | 図面名 | 改修前　1階平面図 |
| | | | 縮尺 | 1/150 |


株式会社 野田木内一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL　0884-77-2039　FAX　0884-77-2045
一級建築士事務所登録　第31063号
一級建築士登録　第149503号　野田　史

N

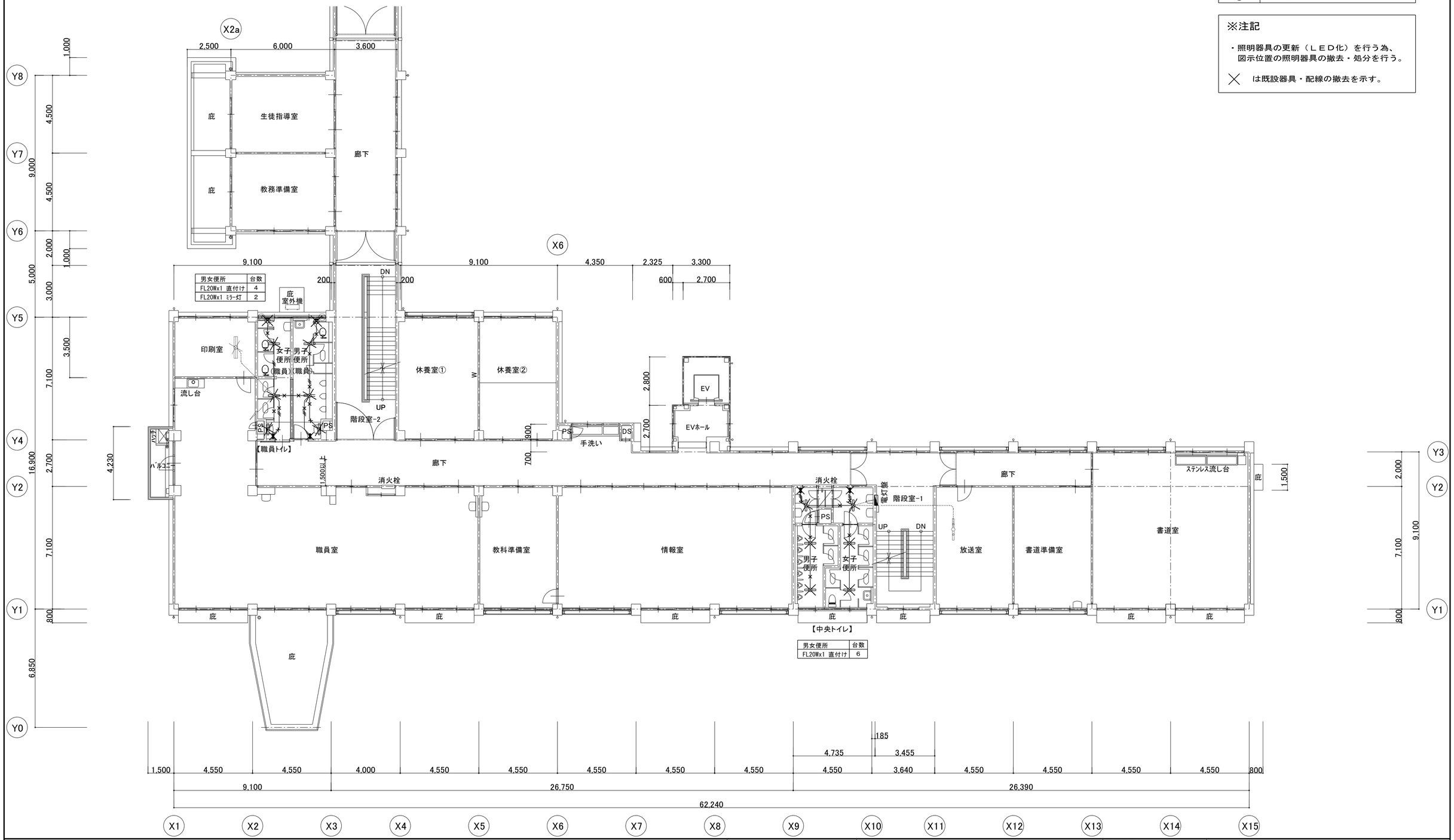
凡　例

| 記号 | 名　称　・　仕　様 |
|---|---|
| | 照明器具　直付け型 |
| | 照明器具　ブラケット |
| | |
| ● | スイッチ　1P 10A |
| | コンセント　1P 15A |

※注記

・照明器具の更新（ＬＥＤ化）を行う為、
図示位置の照明器具の撤去・処分を行う。

╳　は既設器具・配線の撤去を示す。




| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 徳島県県土整備部営繕課 | | 工事名 | R8営繕　阿波西高等学校　阿波・阿波南校舎棟トイレ改修工事建築 | 図面番号 E-03 |
| | 設計 R8.9 | 竣工 － | 図面名 | 改修前　2階平面図 | 縮尺 1/150 |


株式会社 野田木内一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL　0884-77-2039　FAX　0884-77-2045
一級建築士事務所登録　第31063号
一級建築士登録　第149503号　野田　史

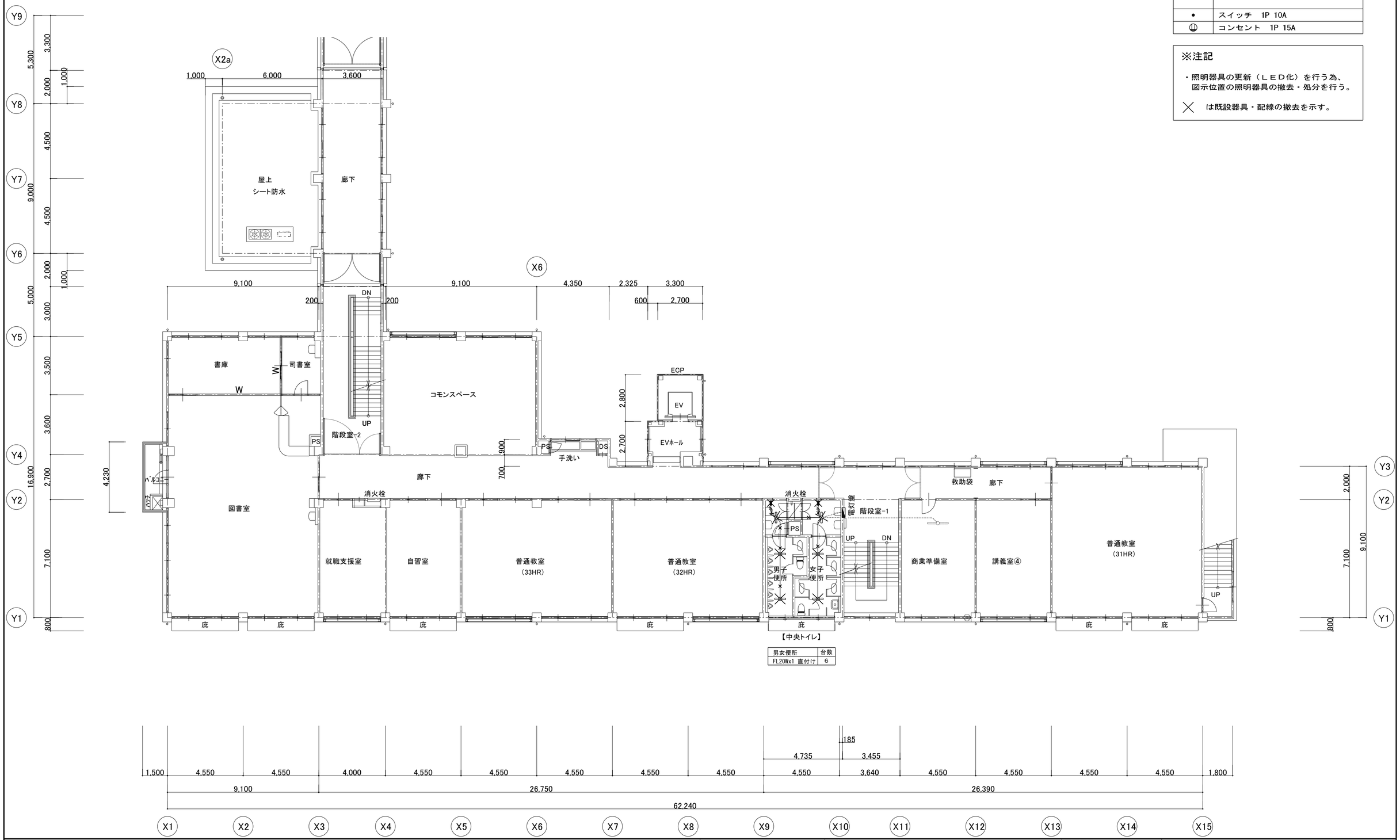
N

| 凡　例 | |
|---|---|
| 記号 | 名　称　・　仕　様 |
| | 照明器具　直付け型 |
| | 照明器具　ブラケット |
| | |
| ● | スイッチ　1P 10A |
| | コンセント　1P 15A |

**※注記**

・照明器具の更新（ＬＥＤ化）を行う為、
図示位置の照明器具の撤去・処分を行う。

╳　は既設器具・配線の撤去を示す。




【中央トイレ】

| 男女便所 | 台数 |
|---|---|
| FL20Wx1 直付け | 6 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 徳島県県土整備部営繕課 | | 工事名 | R8営繕　阿波西高等学校　阿波・阿波南校舎棟トイレ改修工事建築 | 図面番号 E-04 |
| | 設計 R8.9 | 竣工 － | 図面名 | 改修前　3階平面図 | 縮尺 1/150 |


株式会社 野田木内一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL　0884-77-2039　FAX　0884-77-2045
一級建築士事務所登録　第31063号
一級建築士登録　第149503号　野田　史

N

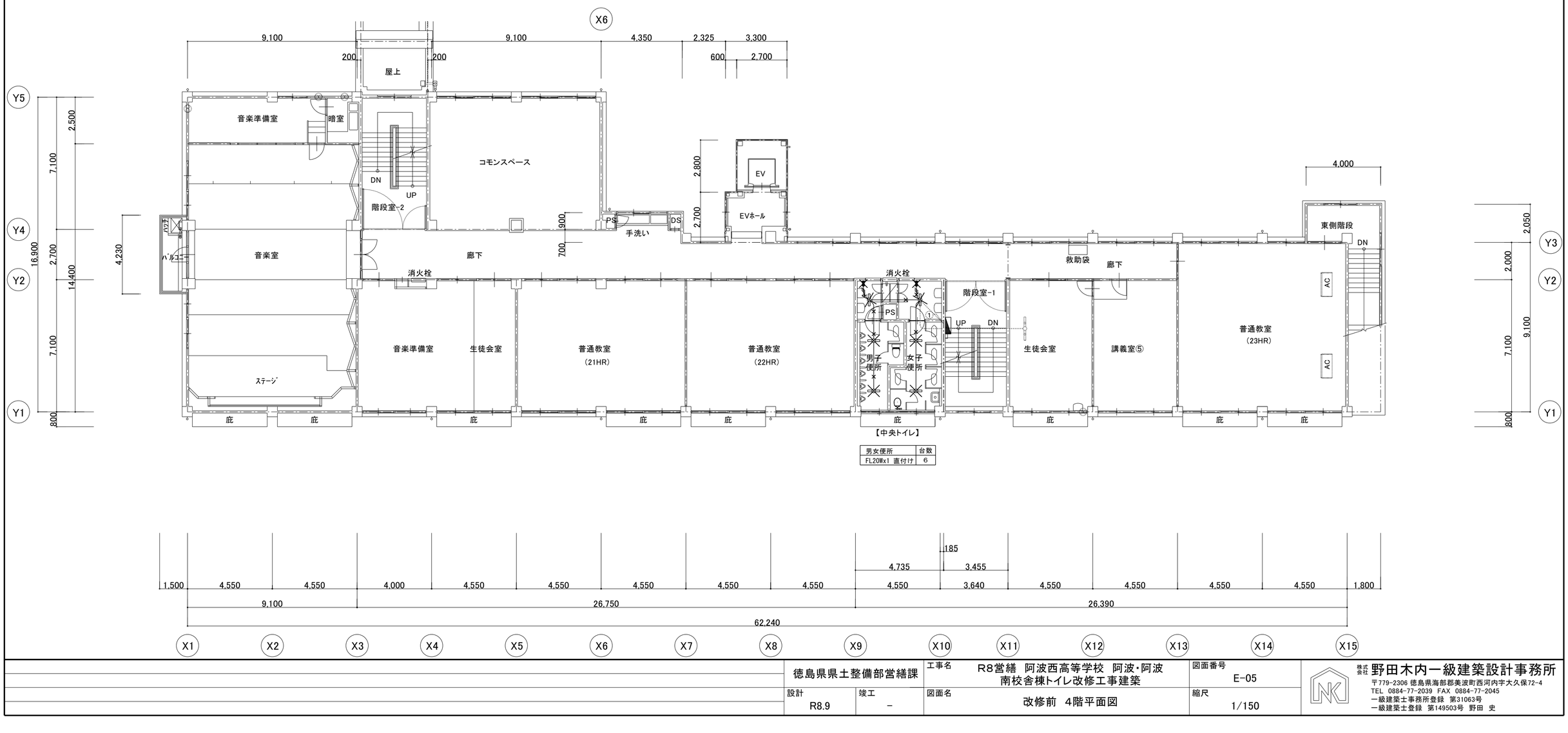
凡　例

| 記号 | 名　称　・　仕　様 |
|---|---|
| | 照明器具　直付け型 |
| | 照明器具　ブラケット |
| | |
| ● | スイッチ　1P 10A |
| ⊕ | コンセント　1P 15A |

※注記

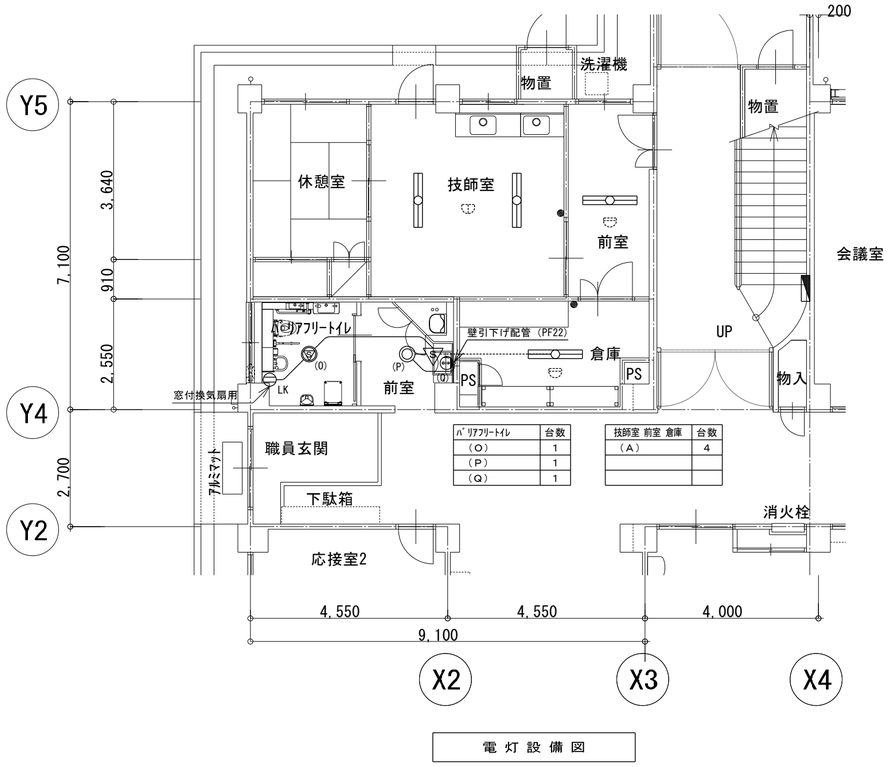
・照明器具の更新（ＬＥＤ化）を行う為、
　図示位置の照明器具の撤去・処分を行う。

╳　は既設器具・配線の撤去を示す。




| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 徳島県県土整備部営繕課 | | 工事名 | R8営繕　阿波西高等学校　阿波・阿波<br>南校舎棟トイレ改修工事建築 | 図面番号　E-05 |
| | 設計　R8.9 | 竣工　－ | 図面名 | 改修前　4階平面図 | 縮尺　1/150 |

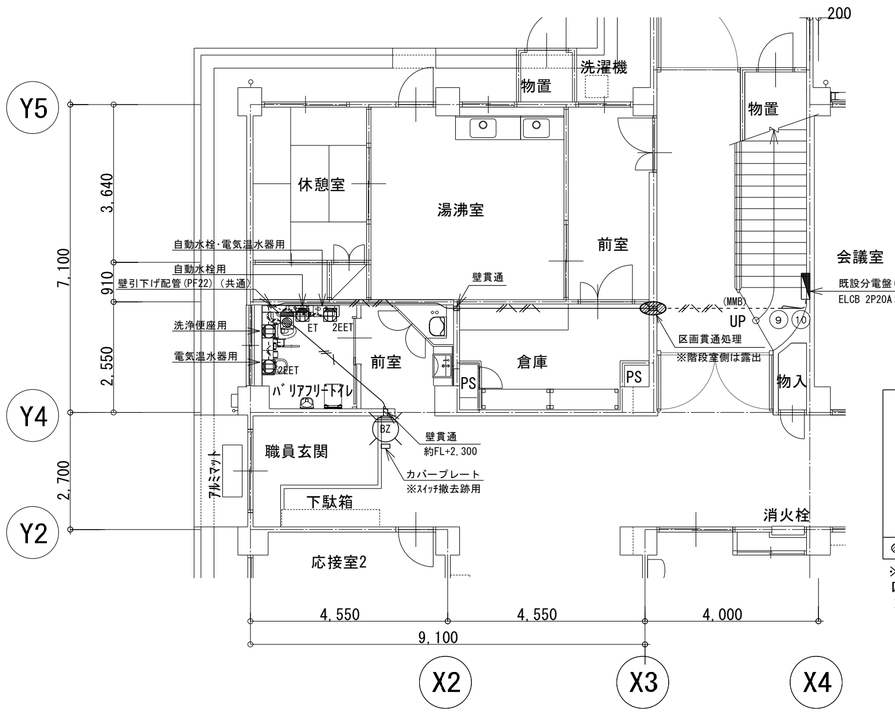

株式会社 野田木内一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL　0884-77-2039　FAX　0884-77-2045
一級建築士事務所登録　第31063号
一級建築士登録　第149503号　野田　史



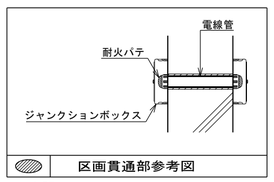

| バリアフリートイレ | 台数 |
|---|---|
| （O） | 1 |
| （P） | 1 |
| （Q） | 1 |

| 技師室 前室 倉庫 | 台数 |
|---|---|
| （A） | 4 |
| | |
| | |

電 灯 設 備 図




コンセント設備図




区画貫通部参考図

※注記
区画貫通部は国土交通省認定工法にて施工する事。

## 特記

- 図示位置の照明及びコンセントの新設を行う。
- コア抜き及びアンカーなどが必要な場合
  既存図面確認の上、支障物調査する事。
- 壁貫通は、特記なき限り天井内で施工すること。
- 壁引下げ配管の位置は、建築図による。

## 凡例

| 記号 | 名称・仕様 | |
|---|---|---|
| | ダウンライト　センサー付（換気扇連動） | 新設 |
| | ダウンライト | 新設 |
| | ブラケット | 新設 |
| | 人感センサー | 新設 |
| | | |
| ET | コンセント　2P15A x 1,ET付 | 新設 |
| EET | コンセント　2P15A x 1,EET付 | 新設 |
| LK | コンセント　2P15A x 1,天井付,抜止形 | 新設 |
| | 警報ランプ付ブザー　(AC100V) | 新設 |
| | トイレ呼出釦 | 新設 |
| | 低温式スポット感知器１種（取外し、再取付） | 既存 |
| | 差動式スポット感知器２種（取外し、再取付） | 既存 |

配線・配管は下記による。

| 記号 | 配線 | |
|---|---|---|
| ———— | EM-EEF 1.6mm -2C | （天井内ころがし） |
| ———— | EM-EEF 2.0mm -3C(内１心ｱｰｽ) | （天井内ころがし） |
| - - -(MMA)- - - | EM-EEF 2.0mm -3C(内１心ｱｰｽ) | (ﾒﾀﾙﾓｰﾙA型) |
| - - -(MMB)- - - | EM-EEF 2.0mm -3C(内１心ｱｰｽ)x2 | (ﾒﾀﾙﾓｰﾙB型) |
| - - - - - - | EM-EEF 2.0mm -3C(内１心ｱｰｽ) | (PF22) |
| | ※隠蔽部は(PF22)にて保護すること | |
| ..... | 既設配線 | 流用 |

キュービクルより
1φ3W 200/100V
Ⅳ 30□×3

| 容量 | 負荷名称 | AF/AT | DEV. | VOLT | P | 図面回路 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 防火扉制御盤<br>自火報受信機 | 50/20 | MCCB | 100 | 1 | Ⓐ |

ELCB 3P
50AF/50AT

| 図面回路 | P | VOLT | DEV. | AF/AT | 負荷名称 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ⓑ | 2 | 200 | MCCB | 50/30 | ユノックス | |

| 容量 | 負荷名称 | AF/AT | DEV. | VOLT | P | 図面回路 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 330 | | 50/20 | MCCB | 100 | 1 | ① |
| 770 | | 50/20 | MCCB | 100 | 1 | ③ |
| 1,300 | 湯沸室<br>技師室 | 50/20 | MCCB | 100 | 1 | ⑤ |
| 800 | 廊下<br>昇降口 | 50/20 | MCCB | 100 | 1 | ⑦ |
| 1,200 | バリアフリートイレ<br>コンセント | 50/20 | ELCB | 100 | 2 | ⑨ |

| 図面回路 | P | VOLT | DEV. | AF/AT | 負荷名称 | 容量 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ② | 1 | 100 | MCCB | 50/20 | | 1,220 |
| ④ | 1 | 100 | MCCB | 50/20 | | 700 |
| ⑥ | 1 | 100 | MCCB | 50/20 | コンセント | 750 |
| ⑧ | 1 | 100 | MCCB | 50/20 | ２階<br>生徒会室 | 1,130 |
| ⑩ | 2 | 100 | ELCB | 50/20 | バリアフリートイレ<br>コンセント | 1,250 |

ELCB 2P 50/20×2 増設
（内扉の開口すること）

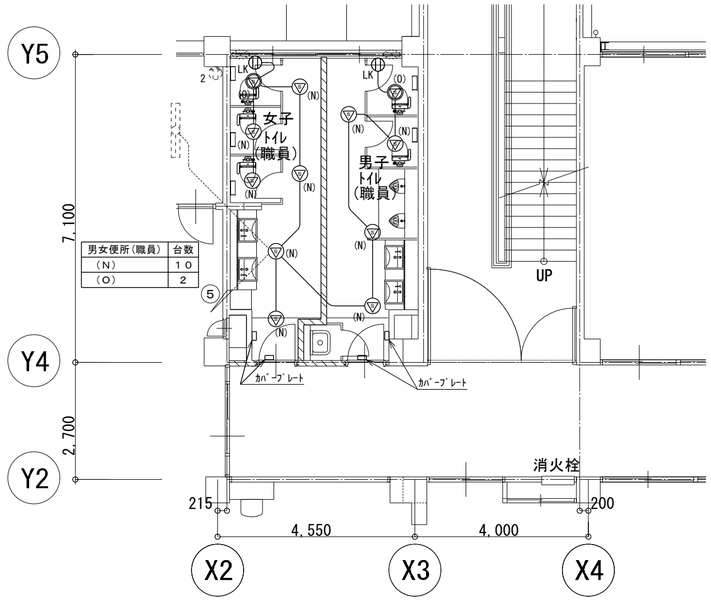
N T

Ｌ－２－１へ
1φ3W 200/100V
Ⅳ 22□×3

既設電灯分電盤 L-1-1
屋内壁埋込型

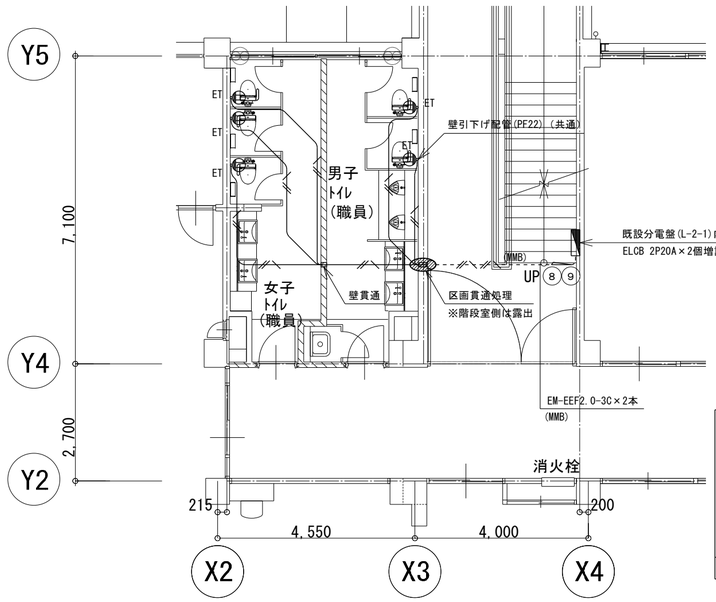
| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 徳島県県土整備部営繕課 | | 工事名 | R8営繕　阿波西高等学校　阿波・阿波<br>南校舎棟トイレ改修工事建築 | 図面番号 | E-06 |
| 設計 | 竣工 | | | 縮尺 | |
| R8.9 | － | 図面名 | 改修後　1階玄関側トイレ電気設備図 | | 1/100 |

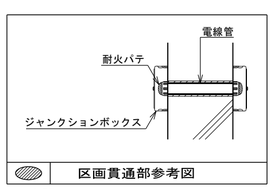
株式会社 野田木内一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045
一級建築士事務所登録 第31063号
一級建築士登録 第149503号 野田 史




| 男女便所(職員) | 台数 |
|---|---|
| (N) | 10 |
| (O) | 2 |

電灯設備図




区画貫通部参考図

※注記
区画貫通部は国土交通省認定工法にて施工する事。

コンセント設備図

## 特記

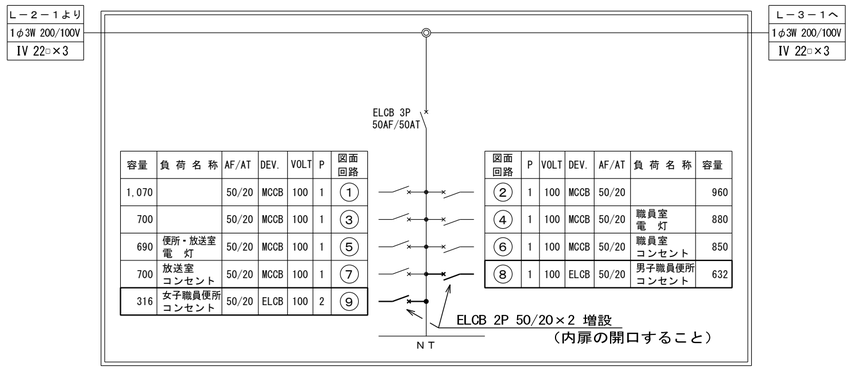
- 図示位置の照明及びコンセントの新設を行う。
- コア抜き及びアンカーなどが必要な場合
  既存図面確認の上、支障物調査する事。
- 壁貫通は、特記なき限り天井内で施工すること。
- 壁引下げ配管の位置は、建築図による。

## 凡例

| 記号 | 名称・仕様 | |
|---|---|---|
| ▽ | ダウンライト　センサー付(換気扇連動) | 新設 |
| ▽ | ダウンライト　センサー付 | 新設 |
| | | |
| S▽ | 人感センサー | 新設 |
| | | |
| ⓔET | コンセント　2P15A x 1,ET付 | 新設 |
| ⓔLK | コンセント　2P15A x 1,天井付,抜止形 | 新設 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

配線・配管は下記による。

| 記号 | 配線 | |
|---|---|---|
| ——— | EM-EEF 1.6mm -2C | (天井内ころがし) |
| ——— | EM-EEF 2.0mm -3C(内1心ｱｰｽ) | (天井内ころがし) |
| (MMB) | EM-EEF 2.0mm -3C(内1心ｱｰｽ)×2(ﾒﾀﾙﾓｰﾙB型) | |
| - - - - | EM-EEF 2.0mm -3C(内1心ｱｰｽ) | (PF22) |
| | ※隠蔽部は(PF22)にて保護すること | |
| ..... | 既設配線 | 流用 |



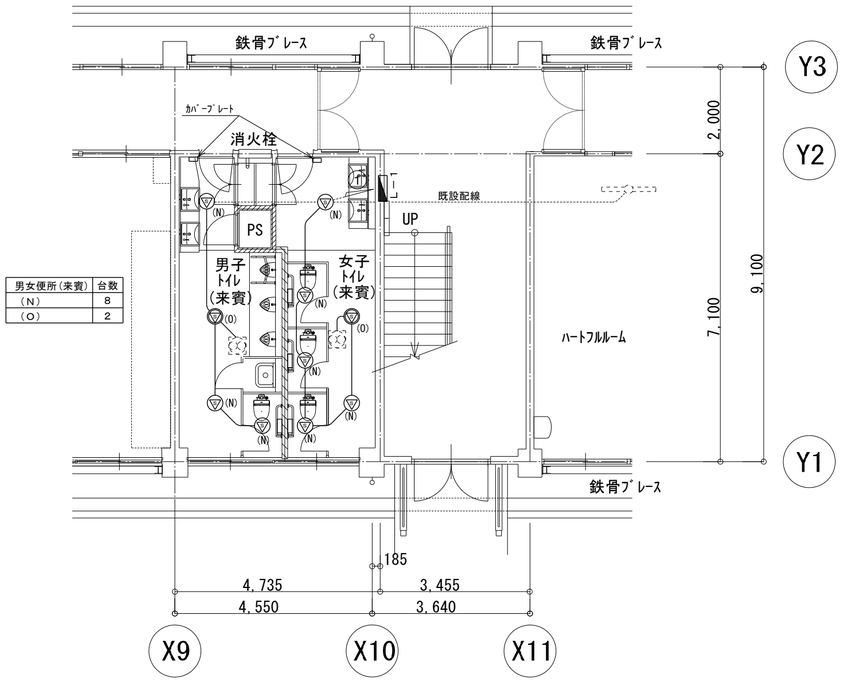

| 容量 | 負荷名称 | AF/AT | DEV. | VOLT | P | 図面回路 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1,070 | | 50/20 | MCCB | 100 | 1 | ① |
| 700 | | 50/20 | MCCB | 100 | 1 | ③ |
| 690 | 便所・放送室 電灯 | 50/20 | MCCB | 100 | 1 | ⑤ |
| 700 | 放送室 コンセント | 50/20 | MCCB | 100 | 1 | ⑦ |
| 316 | 女子職員便所 コンセント | 50/20 | ELCB | 100 | 2 | ⑨ |

| 図面回路 | P | VOLT | DEV. | AF/AT | 負荷名称 | 容量 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ② | 1 | 100 | MCCB | 50/20 | | 960 |
| ④ | 1 | 100 | MCCB | 50/20 | 職員室 電灯 | 880 |
| ⑥ | 1 | 100 | MCCB | 50/20 | 職員室 コンセント | 850 |
| ⑧ | 1 | 100 | ELCB | 50/20 | 男子職員便所 コンセント | 632 |

既設電灯分電盤 L-2-1
屋内壁埋込型

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 徳島県県土整備部営繕課 | | 工事名 | R8営繕　阿波西高等学校　阿波・阿波南校舎棟トイレ改修工事建築 | 図面番号 E-07 |
| 設計 R8.9 | 竣工 - | 図面名 | 改修後　2階職員トイレ電気設備図 | 縮尺 1/100 |

株式会社 野田木内一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045
一級建築士事務所登録 第31063号
一級建築士登録 第149503号 野田 史




| 男女便所(来賓) | 台数 |
|---|---|
| (N) | 8 |
| (O) | 2 |

電 灯 設 備 図

## 特記

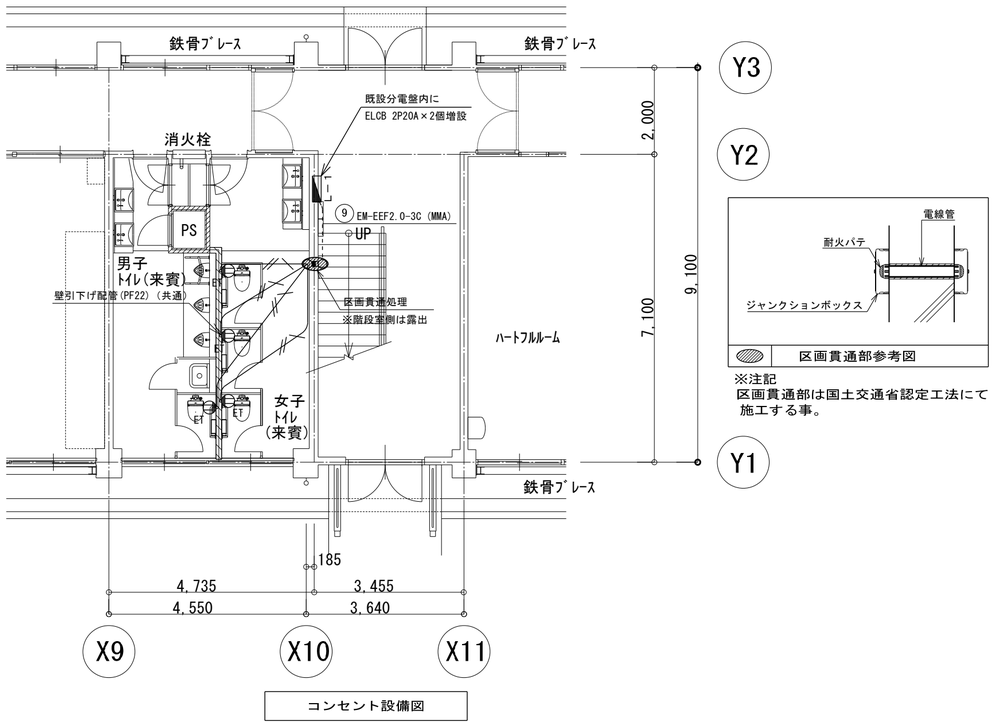
- 図示位置の照明及びコンセントの新設を行う。
- コア抜き及びアンカーなどが必要な場合
  既存図面確認の上、支障物調査する事。
- 壁貫通は、特記なき限り天井内で施工すること。
- 壁引下げ配管の位置は、建築図による。

## 凡例

| 記　号 | 名称・仕様 | |
|---|---|---|
| (N) | ダウンライト　センサー付(換気扇連動) | 新設 |
| (O) | ダウンライト　センサー付 | 新設 |
| | | |
| | 人感センサー | 新設 |
| | | |
| ET | コンセント　2P15A x 1,ET付 | 新設 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

配線・配管は下記による。

| 記　号 | 配　線 | |
|---|---|---|
| ———— | EM-EEF 1.6mm -2C | (天井内ころがし) |
| ———— | EM-EEF 2.0mm -3C(内1心ｱｰｽ) | (天井内ころがし) |
| - - -(MMA)- - - | EM-EEF 2.0mm -3C(内1心ｱｰｽ) | (ﾒﾀﾙﾓｰﾙA型) |
| - - - - - - | EM-EEF 2.0mm -3C(内1心ｱｰｽ) | (PF22) |
| | ※隠蔽部は(PF22)にて保護すること | |
| ..... | 既設配線　流用 | |



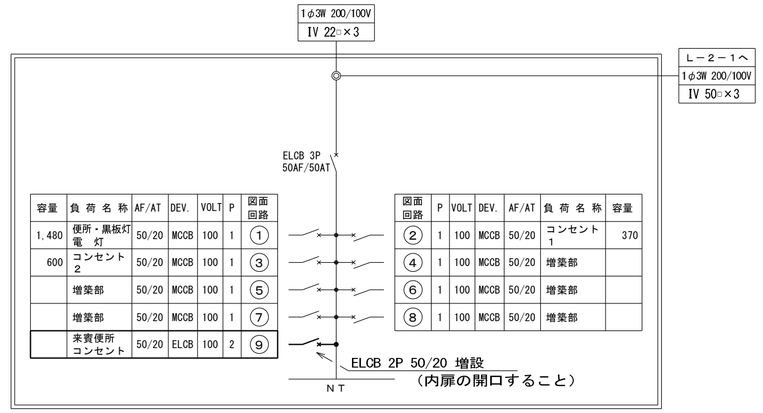




区画貫通部参考図

※注記
区画貫通部は国土交通省認定工法にて
施工する事。

コンセント設備図



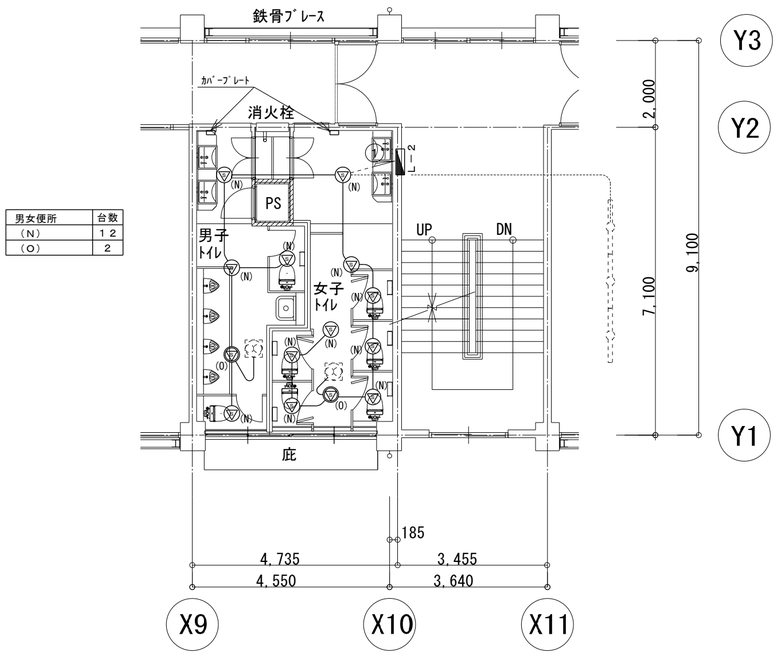

| 容量 | 負荷名称 | AF/AT | DEV. | VOLT | P | 図面回路 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1,480 | 便所・黒板灯 電　灯 | 50/20 | MCCB | 100 | 1 | ① |
| 600 | コンセント 2 | 50/20 | MCCB | 100 | 1 | ③ |
| | 増築部 | 50/20 | MCCB | 100 | 1 | ⑤ |
| | 増築部 | 50/20 | MCCB | 100 | 1 | ⑦ |
| | 来賓便所 コンセント | 50/20 | ELCB | 100 | 2 | ⑨ |

| 図面回路 | P | VOLT | DEV. | AF/AT | 負荷名称 | 容量 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ② | 1 | 100 | MCCB | 50/20 | コンセント 1 | 370 |
| ④ | 1 | 100 | MCCB | 50/20 | 増築部 | |
| ⑥ | 1 | 100 | MCCB | 50/20 | 増築部 | |
| ⑧ | 1 | 100 | MCCB | 50/20 | 増築部 | |

既設電灯分電盤　L－1
屋内壁埋込型

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 徳島県県土整備部営繕課 | 工事名 | R8営繕　阿波西高等学校　阿波・阿波南校舎棟トイレ改修工事建築 | 図面番号 | E-08 |
| | 設計 R8.9 / 竣工 － | 図面名 | 改修後　1階中央トイレ電気設備図 | 縮尺 | 1/100 |

株式会社 野田木内一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045
一級建築士事務所登録 第31063号
一級建築士登録 第149503号 野田 史




| 男女便所 | 台数 |
|---|---|
| (N) | 12 |
| (O) | 2 |

電 灯 設 備 図

## 特記

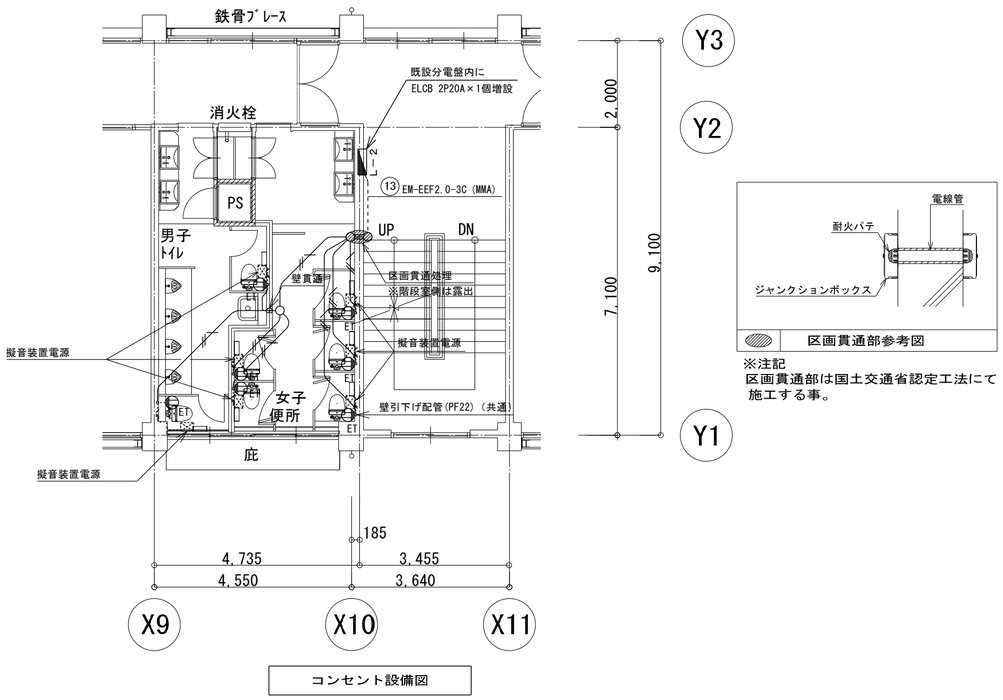
- 図示位置の照明及びコンセントの新設を行う。
- コア抜き及びアンカーなどが必要な場合
  既存図面確認の上、支障物調査する事。
- 壁貫通は、特記なき限り天井内で施工すること。
- 壁引下げ配管の位置は、建築図による。

## 凡例

| 記 号 | 名称・仕様 | |
|---|---|---|
| | ダウンライト　センサー付(換気扇連動) | 新設 |
| | ダウンライト　センサー付 | 新設 |
| | | |
| | 人感センサー | 新設 |
| | | |
| ET | コンセント　　2P15A x 1,ET付 | 新設 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

配線・配管は下記による。

| 記 号 | 配 線 | |
|---|---|---|
| ———— | EM-EEF 1.6mm -2C | (天井内ころがし) |
| ———— | EM-EEF 2.0mm -3C(内1心ｱｰｽ) | (天井内ころがし) |
| --//--(MMA) | EM-EEF 2.0mm -3C(内1心ｱｰｽ) | (ﾒﾀﾙﾓｰﾙA型) |
| --//--- | EM-EEF 2.0mm -3C(内1心ｱｰｽ) | (PF22) |
| | ※隠蔽部は(PF22)にて保護すること | |
| ..... | 既設配線　　流用 | |

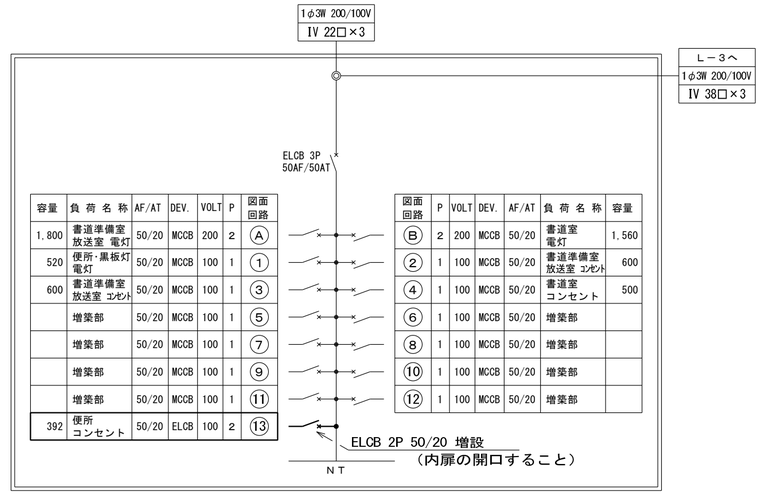



コンセント設備図




区画貫通部参考図

※注記
区画貫通部は国土交通省認定工法にて施工する事。




| 容量 | 負荷名称 | AF/AT | DEV. | VOLT | P | 図面回路 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1,800 | 書道準備室 放送室 電灯 | 50/20 | MCCB | 200 | 2 | Ⓐ |
| 520 | 便所・黒板灯 電灯 | 50/20 | MCCB | 100 | 1 | ① |
| 600 | 書道準備室 放送室 ｺﾝｾﾝﾄ | 50/20 | MCCB | 100 | 1 | ③ |
| | 増築部 | 50/20 | MCCB | 100 | 1 | ⑤ |
| | 増築部 | 50/20 | MCCB | 100 | 1 | ⑦ |
| | 増築部 | 50/20 | MCCB | 100 | 1 | ⑨ |
| | 増築部 | 50/20 | MCCB | 100 | 1 | ⑪ |
| 392 | 便所 コンセント | 50/20 | ELCB | 100 | 2 | ⑬ |

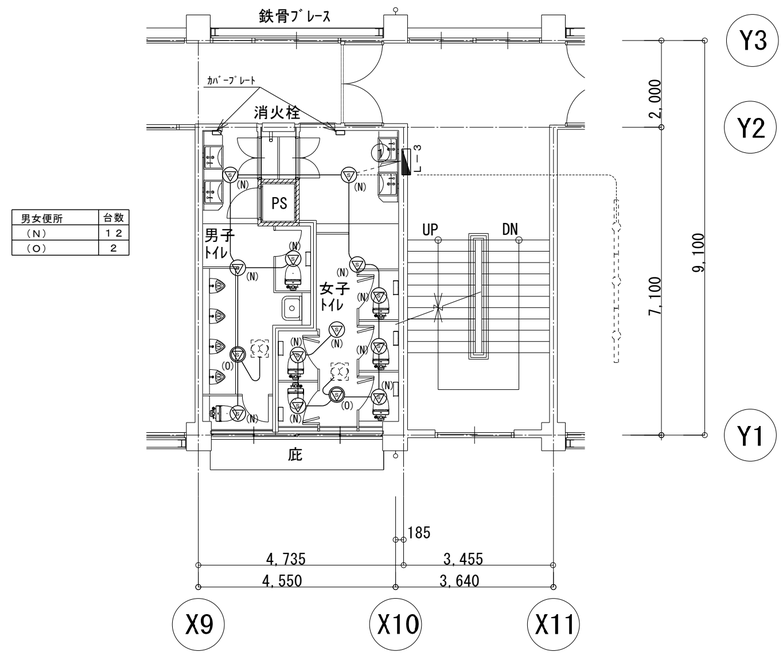
| 図面回路 | P | VOLT | DEV. | AF/AT | 負荷名称 | 容量 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ⓑ | 2 | 200 | MCCB | 50/20 | 書道室 電灯 | 1,560 |
| ② | 1 | 100 | MCCB | 50/20 | 書道準備室 放送室 ｺﾝｾﾝﾄ | 600 |
| ④ | 1 | 100 | MCCB | 50/20 | 書道室 コンセント | 500 |
| ⑥ | 1 | 100 | MCCB | 50/20 | 増築部 | |
| ⑧ | 1 | 100 | MCCB | 50/20 | 増築部 | |
| ⑩ | 1 | 100 | MCCB | 50/20 | 増築部 | |
| ⑫ | 1 | 100 | MCCB | 50/20 | 増築部 | |

既設電灯分電盤　Ｌ－２
屋内壁埋込型

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 徳島県県土整備部営繕課 | 工事名 | R8営繕　阿波西高等学校　阿波・阿波南校舎棟トイレ改修工事建築 | 図面番号 E-09 |
| | 設計 R8.9 | 竣工 － | 図面名 改修後　2階中央トイレ電気設備図 | 縮尺 1/100 |

株式会社 野田木内一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045
一級建築士事務所登録 第31063号
一級建築士登録 第149503号 野田 史

| 男女便所 | 台数 |
|---|---|
| （N） | 12 |
| （O） | 2 |




電 灯 設 備 図

## 特記

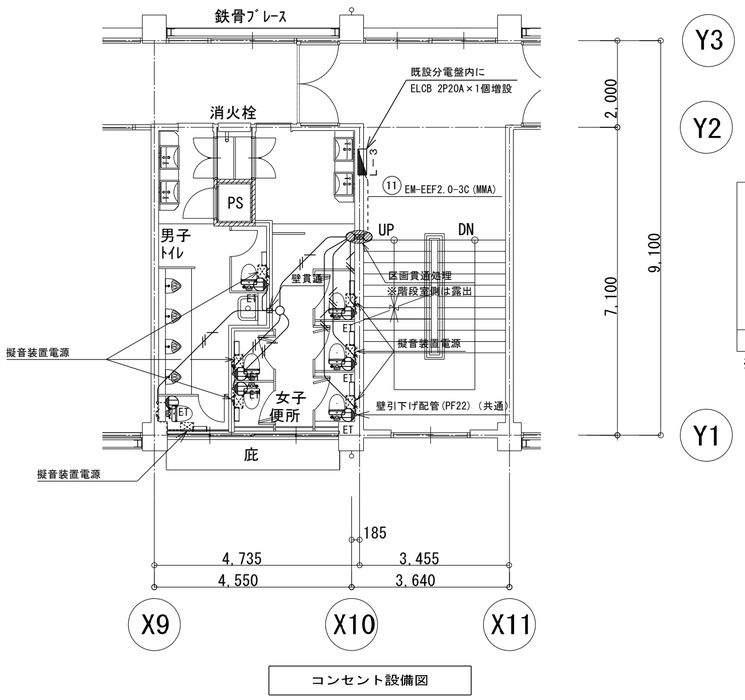
- 図示位置の照明及びコンセントの新設を行う。
- コア抜き及びアンカーなどが必要な場合
  既存図面確認の上、支障物調査する事。
- 壁貫通は、特記なき限り天井内で施工すること。
- 壁引下げ配管の位置は、建築図による。

## 凡例

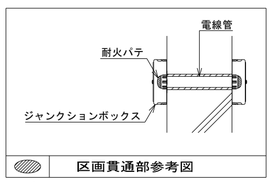
| 記　号 | 名称・仕様 | |
|---|---|---|
| | ダウンライト　センサー付（換気扇連動） | 新設 |
| | ダウンライト　センサー付 | 新設 |
| | | |
| | 人感センサー | 新設 |
| | | |
| ET | コンセント　　2P15A x 1,ET付 | 新設 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

配線・配管は下記による。

| 記　号 | 配　線 | |
|---|---|---|
| ―――― | EM-EEF 1.6mm -2C | （天井内ころがし） |
| ―――― | EM-EEF 2.0mm -3C（内１心ｱｰｽ） | （天井内ころがし） |
| --//--(MMA) | EM-EEF 2.0mm -3C（内１心ｱｰｽ） | （ﾒﾀﾙﾓｰﾙA型） |
| --//--- | EM-EEF 2.0mm -3C（内１心ｱｰｽ） | （PF22） |
| | ※隠蔽部は（PF22）にて保護すること | |
| ..... | 既設配線　　流用 | |

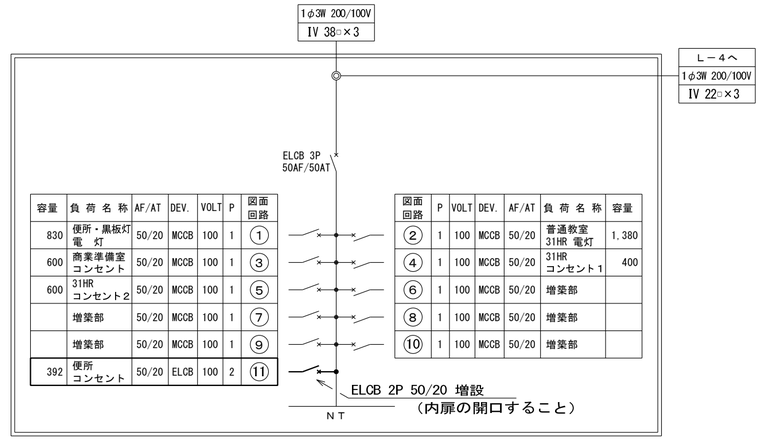



コンセント設備図




区画貫通部参考図

※注記
区画貫通部は国土交通省認定工法にて施工する事。




| 容量 | 負荷名称 | AF/AT | DEV. | VOLT | P | 図面回路 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 830 | 便所・黒板灯 電　灯 | 50/20 | MCCB | 100 | 1 | ① |
| 600 | 商業準備室 コンセント | 50/20 | MCCB | 100 | 1 | ③ |
| 600 | 31HR コンセント2 | 50/20 | MCCB | 100 | 1 | ⑤ |
| | 増築部 | 50/20 | MCCB | 100 | 1 | ⑦ |
| | 増築部 | 50/20 | MCCB | 100 | 1 | ⑨ |
| 392 | 便所 コンセント | 50/20 | ELCB | 100 | 2 | ⑪ |

| 図面回路 | P | VOLT | DEV. | AF/AT | 負荷名称 | 容量 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ② | 1 | 100 | MCCB | 50/20 | 普通教室 31HR 電灯 | 1,380 |
| ④ | 1 | 100 | MCCB | 50/20 | 31HR コンセント1 | 400 |
| ⑥ | 1 | 100 | MCCB | 50/20 | 増築部 | |
| ⑧ | 1 | 100 | MCCB | 50/20 | 増築部 | |
| ⑩ | 1 | 100 | MCCB | 50/20 | 増築部 | |

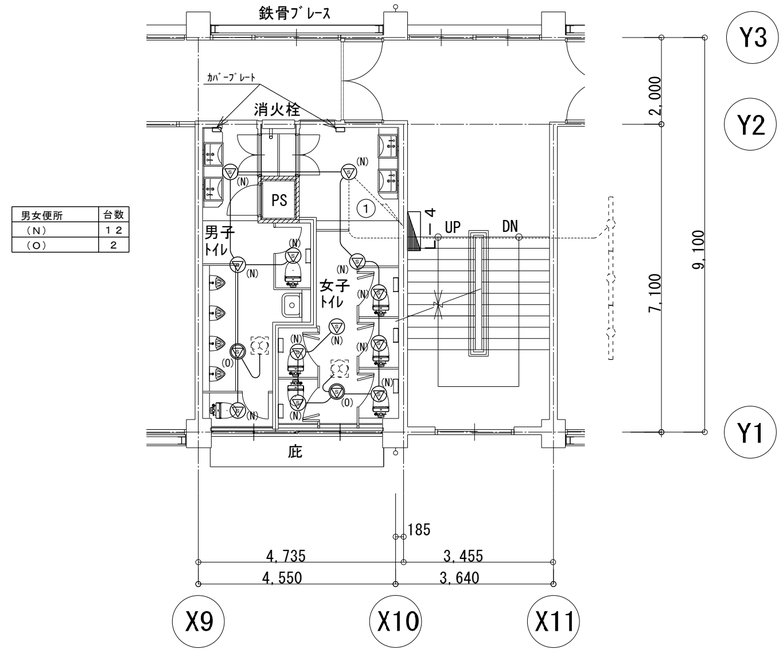
既設電灯分電盤　Ｌ－３

屋内壁埋込型

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 徳島県県土整備部営繕課 | 工事名 | R8営繕　阿波西高等学校　阿波・阿波南校舎棟トイレ改修工事建築 | 図面番号 | E-10 |
| | 設計 R8.9 | 竣工 － | 図面名 改修後　3階中央トイレ電気設備図 | 縮尺 | 1/100 |


株式会社 野田木内一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045
一級建築士事務所登録 第31063号
一級建築士登録 第149503号 野田 史

| 男女便所 | 台数 |
|---|---|
| （N） | 12 |
| （O） | 2 |




電 灯 設 備 図

## 特記

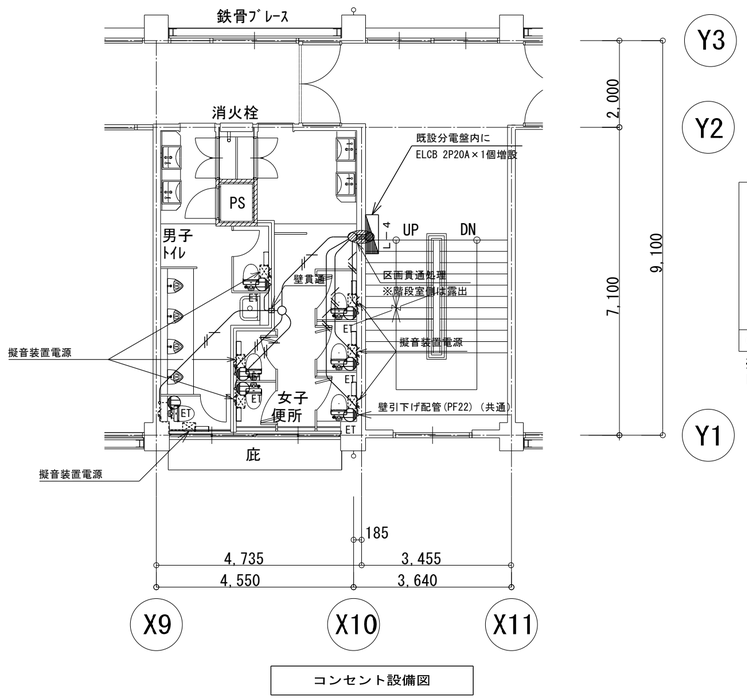
- 図示位置の照明及びコンセントの新設を行う。
- コア抜き及びアンカーなどが必要な場合
  既存図面確認の上、支障物調査する事。
- 壁貫通は、特記なき限り天井内で施工すること。
- 壁引下げ配管の位置は、建築図による。

## 凡例

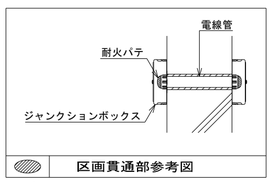
| 記　号 | 名称・仕様 | |
|---|---|---|
| | ダウンライト　センサー付（換気扇連動） | 新設 |
| | ダウンライト　センサー付 | 新設 |
| | | |
| | 人感センサー | 新設 |
| | | |
| ET | コンセント　　2P15A x 1,ET付 | 新設 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

配線・配管は下記による。

| 記　号 | 配　線 | |
|---|---|---|
| ―――― | EM-EEF 1.6mm -2C | （天井内ころがし） |
| ―――― | EM-EEF 2.0mm -3C（内１心ｱｰｽ） | （天井内ころがし） |
| --//--(MMA) | EM-EEF 2.0mm -3C（内１心ｱｰｽ） | （ﾒﾀﾙﾓｰﾙA型） |
| --//--- | EM-EEF 2.0mm -3C（内１心ｱｰｽ） | （PF22） |
| | ※隠蔽部は（PF22）にて保護すること | |
| ..... | 既設配線　　流用 | |

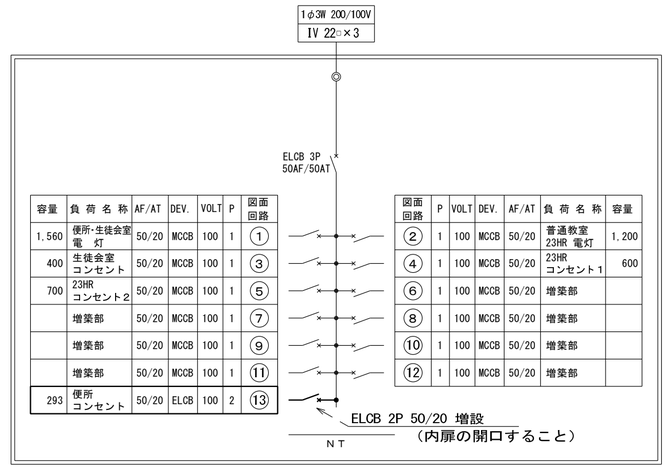



コンセント設備図




区画貫通部参考図

※注記
区画貫通部は国土交通省認定工法にて
施工する事。




| 容量 | 負荷名称 | AF/AT | DEV. | VOLT | P | 図面回路 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1,560 | 便所・生徒会室電　灯 | 50/20 | MCCB | 100 | 1 | ① |
| 400 | 生徒会室コンセント | 50/20 | MCCB | 100 | 1 | ③ |
| 700 | 23HRコンセント2 | 50/20 | MCCB | 100 | 1 | ⑤ |
| | 増築部 | 50/20 | MCCB | 100 | 1 | ⑦ |
| | 増築部 | 50/20 | MCCB | 100 | 1 | ⑨ |
| | 増築部 | 50/20 | MCCB | 100 | 1 | ⑪ |
| 293 | 便所コンセント | 50/20 | ELCB | 100 | 2 | ⑬ |

| 図面回路 | P | VOLT | DEV. | AF/AT | 負荷名称 | 容量 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ② | 1 | 100 | MCCB | 50/20 | 普通教室23HR 電灯 | 1,200 |
| ④ | 1 | 100 | MCCB | 50/20 | 23HRコンセント1 | 600 |
| ⑥ | 1 | 100 | MCCB | 50/20 | 増築部 | |
| ⑧ | 1 | 100 | MCCB | 50/20 | 増築部 | |
| ⑩ | 1 | 100 | MCCB | 50/20 | 増築部 | |
| ⑫ | 1 | 100 | MCCB | 50/20 | 増築部 | |

既設電灯分電盤　Ｌ－４

屋内壁埋込型

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 徳島県県土整備部営繕課 | 工事名 | R8営繕　阿波西高等学校　阿波・阿波南校舎棟トイレ改修工事建築 | 図面番号 | E-11 |
| | 設計 R8.9 | 竣工 － | 図面名 改修後　4階中央トイレ電気設備図 | 縮尺 | 1/100 |

株式会社 野田木内一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045
一級建築士事務所登録 第31063号
一級建築士登録 第149503号 野田 史

# Ⅲ．機械設備工事特記仕様書

## 1章　　一般共通事項

1．機材の品質等

(1)　本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。

(2)　下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。

① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
③ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
④ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
⑤ 販売、保守等の営業体制を整えていること。

| 品名 | 機 材 名 ・ 注 記 |
|---|---|
| 送風機類 | 遠心送風機（多翼形送風機）、斜流送風機、軸流送風機、消音ボックス付送風機 |
| ダクト付属品 | 吹出口・吸込口、風量ユニット（定風量・変風量） |

(3)　機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。

(4)　機材の検査に伴う試験については、標仕 <1>1.4.5により行う。また、製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

## 2章　　共通工事

1．耐震施工　（参考図書：建築設備耐震設計・施工指針（2014年版））

(1)　設備機器の固定は、施設の分類並びに機器の種別、重要度及び設置階に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力に対し、移動、転倒、破損等が生じないようにする。なお、施工に先立ち、耐震計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。

・設計用水平地震力
機器の重量(kN)に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、設計用標準水平震度は、特記なき場合は下表による。

・設計用鉛直地震力
設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

・施設の分類、地域係数
施設の分類　（ [特定の施設] ・ 一般の施設 ）　　地域係数（ [1.0] ・ 0.9 ）

・重要機器
給水機器（　　）・ 排水機器（　　）・ 換気機器 ・ 空調機器 ・ 熱源機器
防災機器 ・ 監視制御装置 ・ 危険物貯蔵装置 ・ 火を使用する設備

・設計用標準水平震度

| 設置場所 | 機器種別 | 特定の施設 | | 一般の施設 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 重要機器 | 一般機器 | 重要機器 | 一般機器 |
| 上層階、屋上及び塔屋 | 機器 | 2.0 | 1.5 | 1.5 | 1.0 |
| | 防振支持の機器 | 2.0 | 2.0 | 2.0 | 1.5 |
| | 水槽類 | 2.0 | 1.5 | 1.5 | 1.0 |
| 中層階 | 機器 | 1.5 | 1.0 | 1.0 | 0.6 |
| | 防振支持の機器 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.0 |
| | 水槽類 | 1.5 | 1.0 | 1.0 | 0.6 |
| 1階及び地下階 | 機器 | 1.0 | 0.6 | 0.6 | 0.4 |
| | 防振支持の機器 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 0.6 |
| | 水槽類 | 1.5 | 1.0 | 1.0 | 0.6 |

（注）・上層階の定義は次のとおりとする。
2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階
・水槽類にはオイルタンク等を含む。

(2)　質量100kg以下の軽量な機器（標仕の適用を受けるものは除く）の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。

(3)　横引き配管等の耐震支持は、施設の分類に応じたものとする。

2．あと施工アンカー
あと施工アンカーボルトの選定については、次による。

(1)　機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、重要機器（100kg以下の機器を除く）及び次の機器については、施工後確認試験を行う。
（　　・　　・　　・　　）

・試験方法　　引張試験機による引張試験とし、確認強度まであと施工アンカーを引張るものとする。
・試験箇所数　　対象機器、径毎に対し1本とし、無作為に抜き取る。

(2)　配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。

(3)　屋外に使用するものはステンレス製又はJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したものとする。（ただし、コンクリート内に施工するあと施工アンカーは除く。）

3．配管工事

(1)　配管材料については、次表による。

| 用途 | 名　　称 | 番 号 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 換気ダクト | ○　鋼板製スパイラルダクト | JIS G 3302 | |
| | | | |

（注）表中○印のある配管材料を本工事に適用する。

(2)　配管の吊り及び支持は、「標仕」及び「標準図」に従い行う。（標仕<2>2.6.1、<2>2.6.3）

(3)　床下土中埋設配管についても吊り又は支持を行い、管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻す。

(4)　地中配管は次による。（標仕<2>2.7.1、監理指針<2>2.7.1、標準図［機材2］）

・排水管
標仕の当該事項に従い根切り底には再生クラッシャーランを遣り方にならい敷き込み、突き固めた後、管をなじみ良く布設する。埋め戻しは、山砂の類で管の周囲を埋め戻し、十分充てんした後、掘削土の良質土で所定の埋め戻しを行う。

・排水管以外
管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻し、埋設表示（表示テープ及び埋設標）を行う。

(5)　水圧試験、漏水試験、気密試験等は配管途中若しくは隠ぺい、埋め戻し前又は配管完了後の塗装又は保温施工前に行う。（標仕<2>2.9.1）





4．保温・塗装工事

(1)　保温工事
・給水管の床下、暗渠内及び屋外露出部分は、ポリスチレンフォーム保温材とする。
・消火管の屋外露出部分は、ポリスチレンフォーム保温材とする。

(2)　塗装工事
・次に指定する部分の露出する配管、ダクト、支持金物、架台等のうち亜鉛めっき面及び合成樹脂面の塗装は行わない。
（　　屋内隠ぺい部分　　・　　）
・機械室、隠ぺい部を除く露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。
・屋内、屋外及びピット内の支持金物等のうち、ステンレス製、溶融亜鉛めっき製及び溶融亜鉛めっき(HDZT49)と同等の耐食性能を有する製品は、原則塗装不要とする。
・硬質塩化ビニル管にカラーパイプを使用する場合は、塗装を省略することが出来る。

5．その他共通事項

(1)　支持金物等
屋外及びピット内の支持金物等は、ステンレス製、溶融亜鉛めっき製(HDZT49以上)及び溶融亜鉛めっき(HDZT49)と同等の耐食性能を有する製品の何れかを使用する。

(2)　用途等の表示
機器には名称及び記号を、配管及びダクトには、識別表示・用途・流れ方向を記入する。（標仕 <1>1.7.4）
なお、屋外及び水気のある場所（弁桝内等を含む）での機器の名称・配管識別表示等については、塗装書き又は耐候シートとし、バルブの状態表示を示す表示札等については、合成樹脂製又はアクリル製で文字等がシルク印刷又はエッチング加工されたものとする。

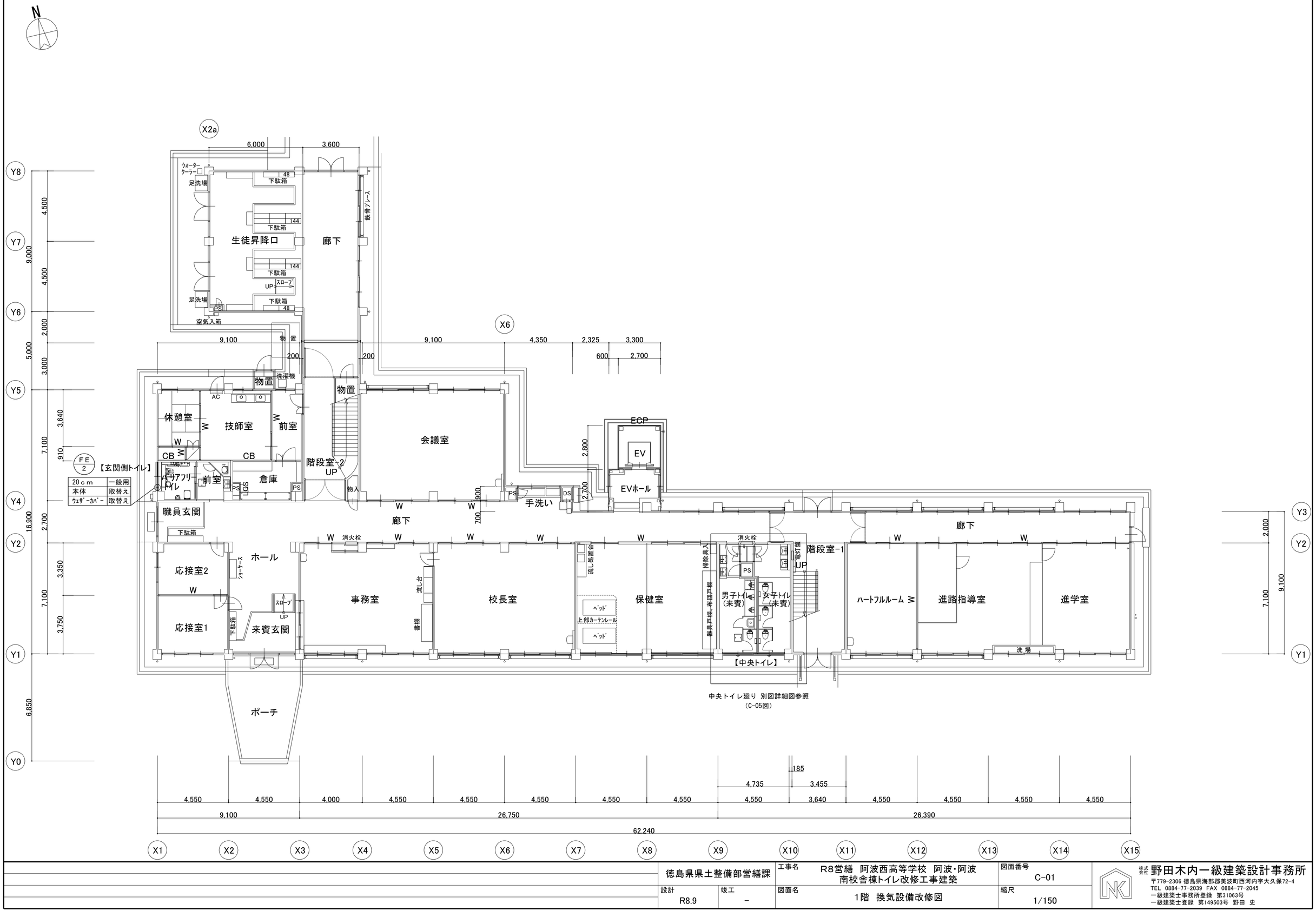
(3)　制御配線、計装配線等
使用する電線及びケーブルは、標仕<4>1.5.1 表4.1.11による他、製造者の標準仕様による。なお、EM電線、EMケーブルを選択するよう努める。

## 3章　　空気調和設備・換気設備

1．ダクト・制気口・ダンパー

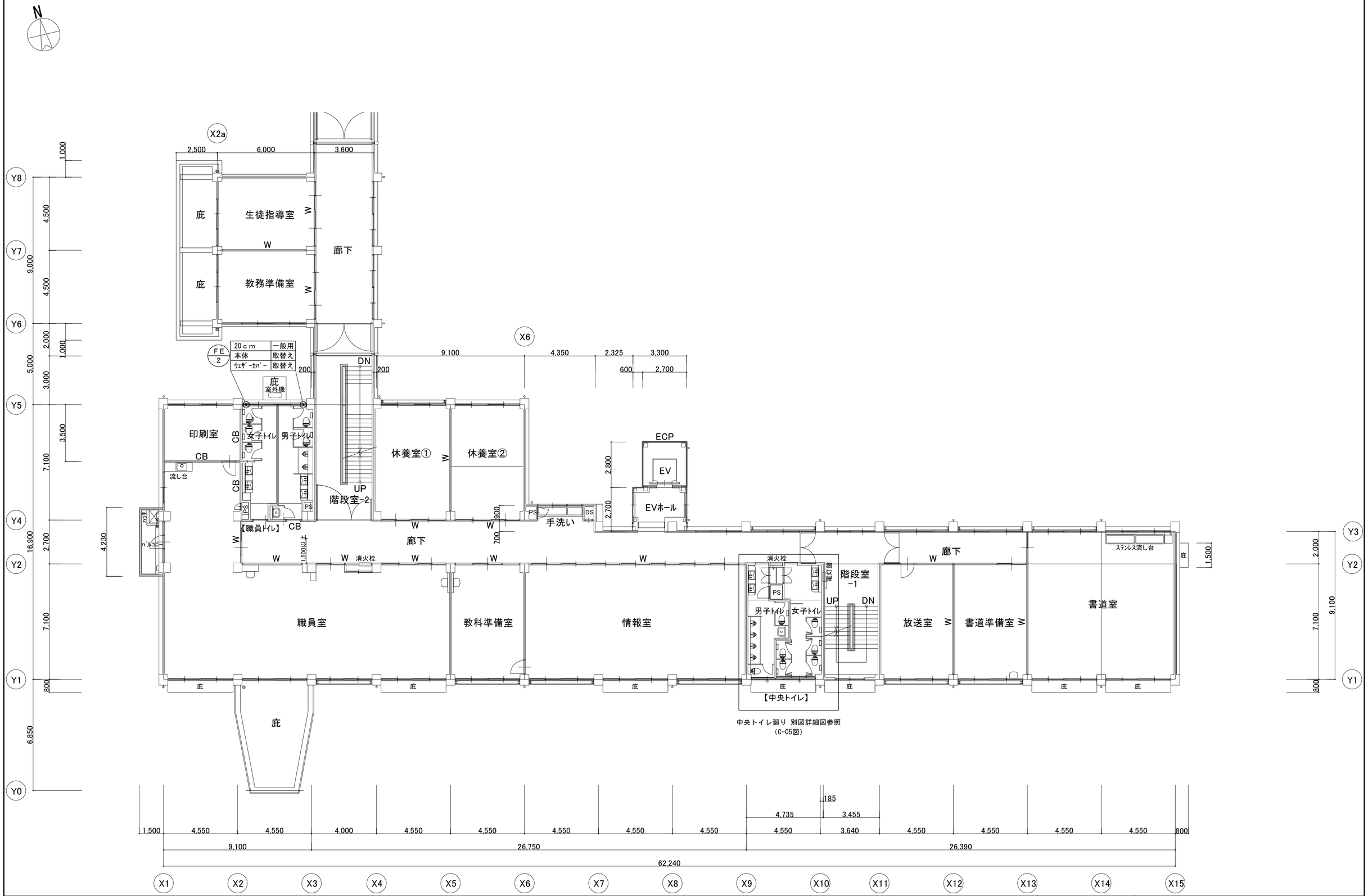
(1)　ダクト
・ダクトの区分　　（ [低圧ダクト] ・ 高圧1ダクト（範囲は図示） ・ 高圧2ダクト（範囲は図示） ）
・長辺の長さ1,500mm以下の長方形低圧ダクトの工法は次による。
コーナーボルト工法　（ 共板フランジ工法 ・ スライドオンフランジ工法 ） ・ アングルフランジ工法
・上記以外の長方形ダクト及び厨房排気ダクトは、アングルフランジ工法とする。
・厨房用ダクトの板厚は、「火災予防条例準則の運用について」を適用する。
・ダクトの防火区画貫通部は、標準図［施工42］ダクトの防火区画貫通部施工要領　による。

(2)　チャンバー等
・線状吹出口には（長さ＋100mm）×幅300mm×高さ300mmの接続チャンバーを設ける。
・シーリングディフューザーの接続は、標準図［施工47］吹出口及び吸込口ボックスの例　による。施工が困難な場所はフレキシブルダクトを使用してもよい。
・外壁に面するガラリにチャンバー等を設ける場合は、雨水等の滞留のないように施工する。
・吹出口接続チャンバーには消音内貼りをする。
・内貼りを施すチャンバーの表示寸法は、外形寸法とする。
・吹出口接続チャンバー以外の内貼りしたチャンバーには点検口を取付ける。点検口の大きさは、図面に記載なき場合、原則として400mm×600mmとする。



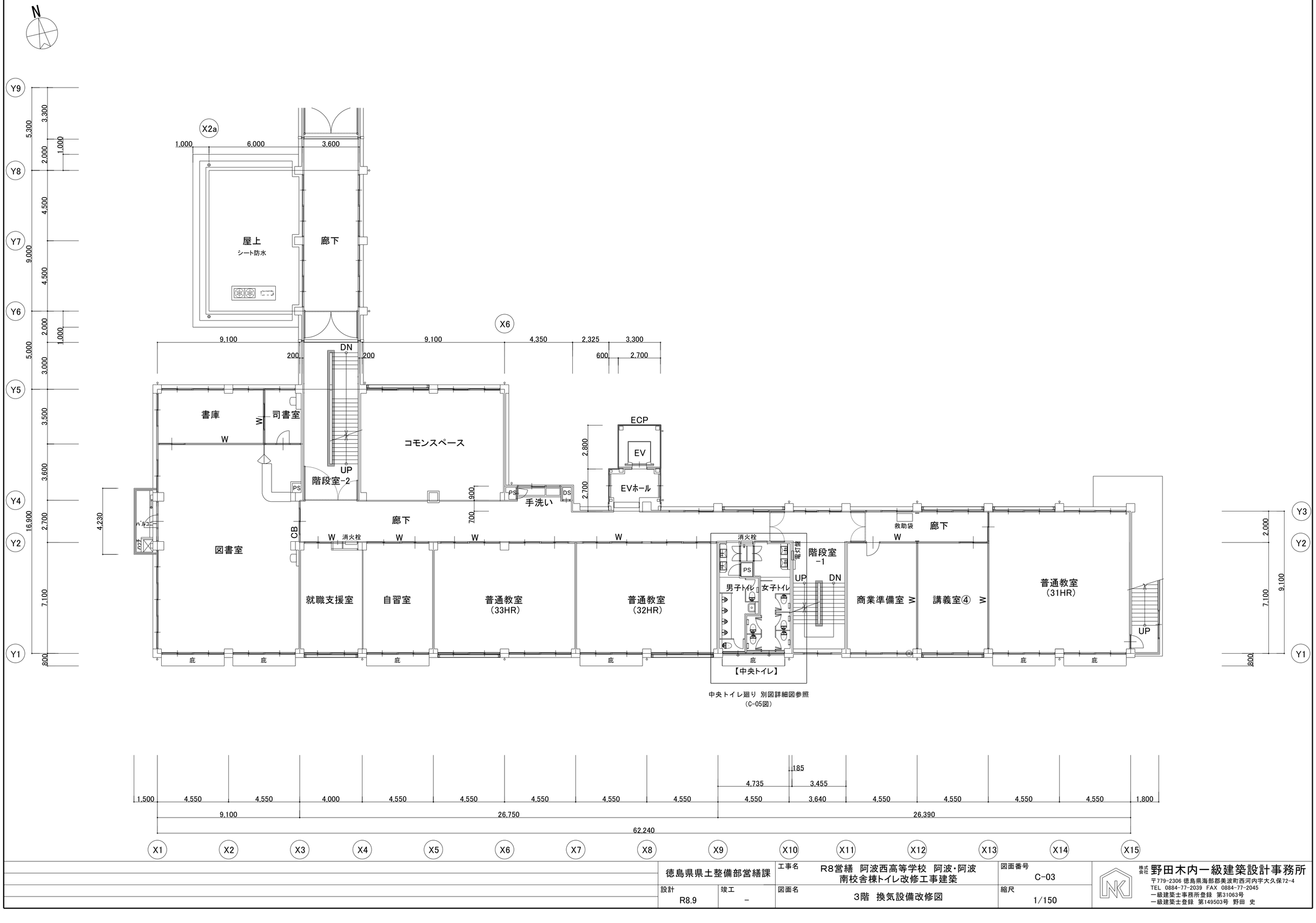

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 徳島県県土整備部営繕課 | | 工事名 | R8営繕 阿波西高等学校 阿波・阿波南校舎棟トイレ改修工事建築 | 図面番号 | C-01 |
| 設計 R8.9 | 竣工 － | 図面名 | 1階 換気設備改修図 | 縮尺 | 1/150 |


株式会社 野田木内一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045
一級建築士事務所登録 第31063号
一級建築士登録 第149503号 野田 史



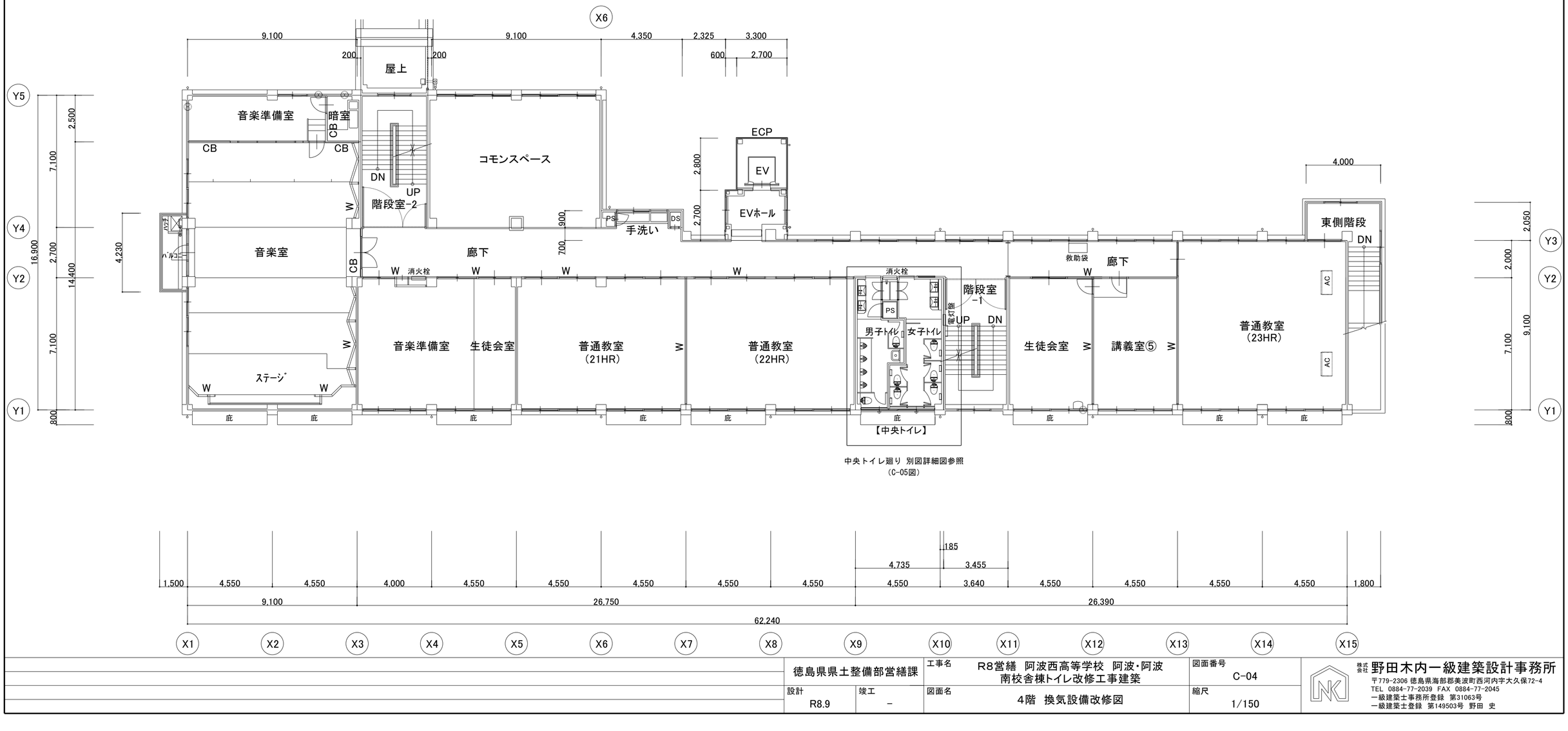

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 徳島県県土整備部営繕課 | 工事名 | R8営繕 阿波西高等学校 阿波・阿波南校舎棟トイレ改修工事建築 | 図面番号 | C-02 |
| | 設計 R8.9 / 竣工 - | 図面名 | 2階 換気設備改修図 | 縮尺 | 1/150 |

株式会社 野田木内一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045
一級建築士事務所登録 第31063号
一級建築士登録 第149503号 野田 史




| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 徳島県県土整備部営繕課 | 工事名 | R8営繕　阿波西高等学校　阿波・阿波<br>南校舎棟トイレ改修工事建築 | 図面番号 | C-03 |
| | 設計 R8.9 / 竣工 － | 図面名 | 3階　換気設備改修図 | 縮尺 | 1/150 |

株式会社 野田木内一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045
一級建築士事務所登録 第31063号
一級建築士登録 第149503号 野田 史




| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 徳島県県土整備部営繕課 | 工事名 | R8営繕　阿波西高等学校　阿波・阿波<br>南校舎棟トイレ改修工事建築 | 図面番号 | C-04 |
| | 設計 R8.9 / 竣工 – | 図面名 | 4階　換気設備改修図 | 縮尺 | 1/150 |

株式会社 野田木内一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL 0884-77-2039 FAX 0884-77-2045
一級建築士事務所登録 第31063号
一級建築士登録 第149503号 野田 史

## 換気機器表　（新設機器類）

| 記　号 | 機器名称 | 仕　　様 | 電　源 | 台　数 | 取付場所 |
|---|---|---|---|---|---|
| FE 1 | ｽﾄﾚｰﾄｼﾛｯｺﾌｧﾝ | 天井埋込タイプ，低騒音形，標準形，接続パイプΦ１５０<br>風　　量：３２０m³／ｈ×１００Ｐａ<br>ＳＵＳ製深形フード（防虫網付）　消音形給排気グリル共<br>防振吊金具共 | 単相100V | ８ | １～４階中央トイレ |
| FE 2 | 壁付用換気扇 | スタンダードタイプ，一般用，２０ｃｍ　　窓枠据付タイプ<br>風　　量：５８８m³／ｈ<br>ＳＵＳ製ウェザーカバー（防虫網付） | 単相100V | ３ | １階バリアフリートイレ<br>２階職員トイレ(2台) |

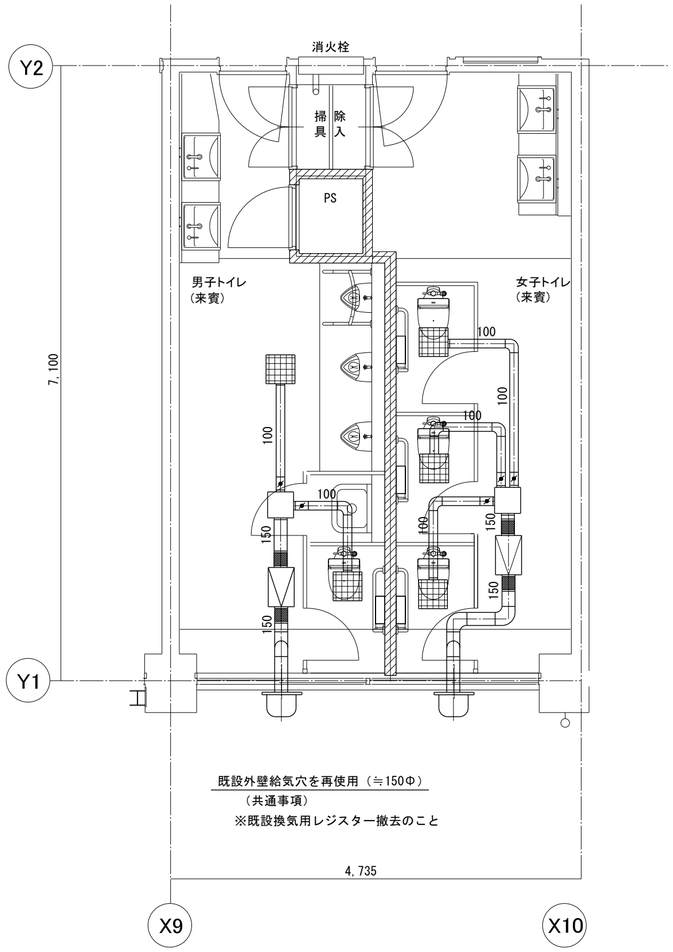
※特記

1，FE-1の消音形給排気グリルは下記による

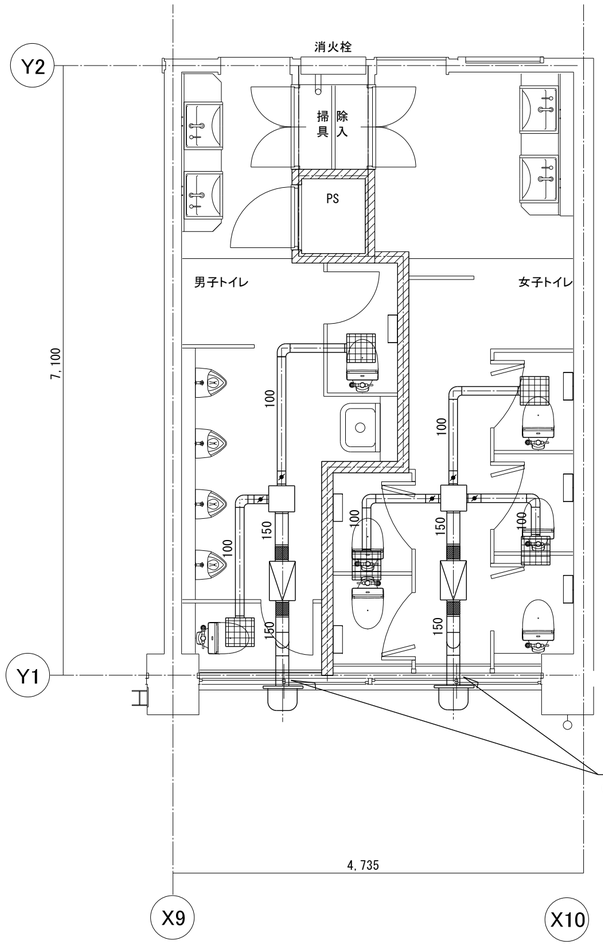
１階～４階男子便所　　各階２個
１階～４階女子便所　　各階３個

2，窓枠据付タイプについては、専用窓枠据付用固定枠共とする。

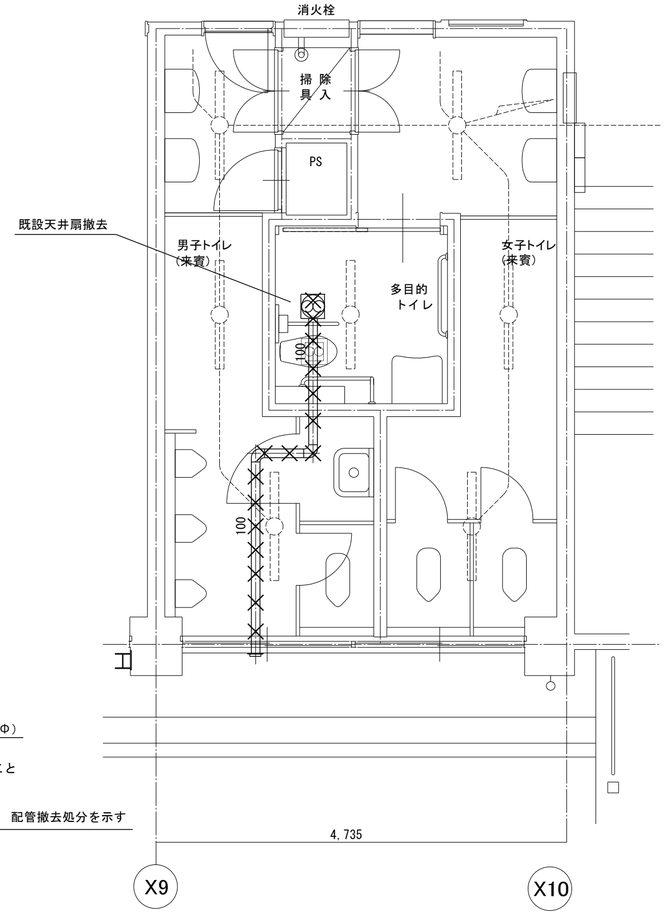
| 記号 | 名称 | 仕　　様 |
|---|---|---|
| | ｽﾄﾚｰﾄｼﾛｯｺﾌｧﾝ | 別紙換気機器表 |
| | キャンバス継手 | |
| | 排気グリル（消音形） | ﾌﾙﾌﾗｯﾄﾜﾝﾀｯﾁ取付ﾊﾟﾈﾙ　天吊金具共<br>ｸﾞﾘﾙｱｼﾞｬｽﾄ機構付　接続径Φ100 |
| | 排気ﾁｬﾝﾊﾞｰﾎﾞｯｸｽ | 鋼板製<br>300×300×250H |
| | 風量調整ダンパー | Φ100 |
| | 深形フード | Φ150　ステンレス製防虫網付<br>ステンレス製 |
| | 換気ダクト | 鋼板製スパイラルダクト |




中央トイレ１階換気詳細図　　1/50




中央トイレ２階～４階換気詳細図　　1/50




中央トイレ１階換気設備撤去図　　1/50

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 徳島県県土整備部営繕課 | | 工事名 | R8営繕　阿波西高等学校　阿波・阿波<br>南校舎棟トイレ改修工事建築 | 図面番号 C-05 |
| 設計 R8.9 | 竣工 － | 図面名 | 中央トイレ換気詳細図 | 縮尺 1/50 |


株式会社 野田木内一級建築設計事務所
〒779-2306 徳島県海部郡美波町西河内字大久保72-4
TEL　0884-77-2039　FAX　0884-77-2045
一級建築士事務所登録　第31063号
一級建築士登録　第149503号　野田　史